

(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔政令〕

〔目次〕

- 外務省組織令の一部を改正する政令 (二七三)
- 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令 (二七四)
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二七五)
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (二七六)
- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (二七七)
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (二七八)
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令 (二七九)

九	八	五	四	三	二
○内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令	○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・経済産業二)	○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令 (同八一)	○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (同八二)	○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働八)

一	二	三	四	五	六
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (農林水産一一七七)	○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示 (厚生労働二一八)	○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (総務七七)	○電気通信事業法施行規則の一部を改正する外務省令 (外務一四)	○狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令 (二八二)	○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二八二)

毛	毛	三	四	三	元
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令 (デジタル庁・総務一三)	○情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五九)	○情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同五九)	○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示 (経済産業一二〇)	○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令 (以下次のページへ続く)	○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する規則 (厚生労働二一九)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

第一章 関係政令の整備
(情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正)
第一条 情報処理の促進に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「第八条第三号」を「第五条第三号」に改め、同条中「法第八条第三号」を「情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)以下「法」という。」第五条第三号に改め、同条を第一条とする。
第三条第一項中「第十三条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第三項」を「第二十六条第三項」に、「第十三条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二十二条」を「第十八条」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三十七条第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に、「第五十三条第四項」を「第五十二条第一号」に、「以下」を「次条第一項において」に、「第十二条」を「第十二条」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第五十三条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一号中「第五十二条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同条第二号中「第五十二条第二号及び第三号」を「第五十条第二号及び第四号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第五十条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 工エネルギー対策特別会計の先端導体・人工知能関連技術勘定

第十二条を第十条とする。

第十二条中「第九条第一項及び第十条」を「第八条第一項及び第九条」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の十四条を加える。

(情報処理推進債券の形式)

第十二条 情報処理推進債券は、無記名利札付きとする。

(情報処理推進債券の発行の方法)

第十三条 情報処理推進債券の発行は、募集の方法による。

(情報処理推進債券申込証)

第十四条 情報処理推進債券の募集に応じようとする者は、情報処理推進債券申込証に、その引き受けようとする情報処理推進債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

二 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある情報処理推進債券(次条第二項において「振替情報処理推進債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該情報処理推進債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を情報処理推進債券申込証に記載しなければならない。

三 情報処理推進債券申込証は、機関が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 情報処理推進債券の名称

二 情報処理推進債券の総額

三 情報処理推進債券の金額

四 情報処理推進債券の利率

五 情報処理推進債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 情報処理推進債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
十 応募額が情報処理推進債券の総額を超える場合の措置
十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(情報処理推進債券の引受け)

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が情報処理推進債券を引き受ける場合又は情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社が自ら情報処理推進債券を引き受ける場合においては、その引き受け部分については、適用しない。

二 前項の場合において、振替情報処理推進債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機関に示さなければならない。

(情報処理推進債券の払込み)

第十六条 情報処理推進債券の応募額が情報処理推進債券の総額に達しないときでも情報処理推進債券を成立させる旨を情報処理推進債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて情報処理推進債券の総額とする。

(情報処理推進債券の払込みの特則)

第十七条 情報処理推進債券の募集が完了したときは、機関は、遅滞なく、各情報処理推進債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、情報処理推進債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

二 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機関の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(情報処理推進債券原簿)

第十九条 機構は、主たる事務所に情報処理推進債券原簿を備えて置かなければならぬ。

2 情報処理推進債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 情報処理推進債券の発行の年月日

二 情報処理推進債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、情報処理推進債券の数及び番号)

三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

4 元利金の支払に関する事項

一 利札が欠けている場合

二 情報処理推進債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札についてはこの限りでない。

二 前項の利札の持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機関は、これに応じなければならない。

(情報処理推進債券の発行の認可)

第二十一条 機構は、法第五十四条第一項の規定により情報処理推進債券の発行の認可を受けようとするときは、情報処理推進債券の募集日の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 情報処理推進債券の発行を必要とする理由

二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

3 情報処理推進債券の募集の方法

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 作成しようとする情報処理推進債券申込証

三 情報処理推進債券の発行に要する費用の概算額

四 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする資金の使途を記載した書面

3 情報処理推進債券の受受けの見込みを記載した書面

(指定高速情報処理用半導体の種類)

第二十二条 法第六十一条第一項の政令で定める半導体の種類は、演算を行う半導体及び記憶を行う半導体とする。

(指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人)

第二十三条 法第六十八条第一項の政令で定める國立研究開発法人は、國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

(その生産施設の設置が先端半導体・人工知能関連技術措置の対象となる当該生産施設で生産されるもの)

第二十四条 法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。

(法第七十二条第二号の政令で定める経費)

第二十五条 法第七十二条第二号の政令で定める経費は、先端半導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関する諸費とする。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第五項第六号中「第八項第五号」を「第九項第五号」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第八号中「第二号」の下に「並びに第五十五条の二第一項第二号及び第二項第二号」を、「委託費」の下に「同条第一項第二号及び第二項第二号に該当するものを除く。」を加え、同項第九項とし、同条第七項第九号中「次号」の下に「及び第五十五条の二第二項第一号」を加え、同項第十一号中「補助金」の下に「第五十五条の二第三項第一号に該当するものを除く。」を、「委託費」の下に「同号に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

法第八十五条第三項第一号イに規定する出資金の出資又は交付金の交付で政令で定めるものは、國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金(前項に規定する業務に係るものに限る)の出資又は交付金(第五十五条の二第二項第二号に該当するものを除く。)の交付とする。

(先端半導体・人工知能関連技術対策に係る財政上の措置等)

第五十一条第一項第八号及び第十四号中「次条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一項を加える。

改め、同条第七項第一号中「次条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(先端半導体・人工知能関連技術対策に係る財政上の措置等)

第五十二条第一項第八号に規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措

第三条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九条の四の次に次の二項を加える。

第九条の五 令和七年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条並びに附則第九条の二及び第九条の三並びに前条第二項の規定にかかる限り、同項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算(第1号)に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用(情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。)に関する経費であつて、財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度において不用となつた金額及び国に返納された金額(以下この項において「不用額等」という。)がある場合における当該不用額等(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。)を控除して計算する。

前項の規定は、令和八年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「第九条の三並びに前条第二項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と「令和七年度において」とあるのは「令和八年度において」と読み替えるものとする。

法第八十五条第八項第三号に規定する補助又は出資金の出資で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 1 先端的な電子計算機の導入に要する費用に係る補助金の交付
- 2 人工知能関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第一条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。次項第一号において同じ。)を活用して同条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発を要するための費用に係る補助金又は委託費の交付
- 3 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第四十七条第一項第十二号に掲げる業務に係る独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資

3

法第八十五条第八項第四号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入

その他の人工知能関連技術の利用の促進を行つたための調査に要する費用に係る補助金又は

委託費の交付

二 情報処理の促進に関する法律第四十七条第一項第十六号に掲げる業務に要する費用に係る補助金の交付

第五十二条第一項第一号口中「第五十条第七項第一号」を「第五十条第八項第一号」に、「同条第

八項第一号」を「同条第九項第一号」に、「同条第九項第二号」を「同条第十項第二号」に改め、同

項第二号中「第五十条第七項第十号」を「第五十条第八項第十号」に、「第八項第七号」を「第九項

第七号」に、「第九項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項第三号中「前条第七項第一号イ」を「第五十七条第七項第一号イ」に改め、同項第四号中「前条第七項第十九号」を「第五十七条第七

項第十九号」に改め、同項第五号イ中「前条第一項第二号」を「第五十二条第一項第二号」に改め、同号ハ中「前条第三項第二号」を「第五十二条第三項第二号」に改め、同項第六号口中「前

条第一項第三号」を「第五十二条第一項第三号」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ハ」を「第

五十二条第一項第二号ハ」に改め、同号二中「前条第四項第九号」を「第五十二条第四項第九号」に改め、同号二中「前条第四項第五号」を「第五十二条第四項第五号」に改め、同項第七号口中「前

条第一項第二号イ」を「第五十二条第一項第二号イ」に改め、同号ハ中「前条第一項第二号ハ」を「第

五十二条第一項第一号ハ」に改め、同号二中「前条第一項第四号」を「第五十二条第一項第四

号」に改め、同号二中「前条第一項第九号」を「第五十二条第一項第九号」に改め、同号子中「前

条第三項第一号」を「第五十二条第三項第一号」に改め、同項第八号イ中「前条第四項第五号」を「第五十二条第四項第五号」に改め、同号口中「前条第六項第五号」を「第五十二条第六項第五号」に改め、同号ハ中「前条第七項第一号」を「第五十二条第七項第一号」に改め、同項に次の一

号を加える。

十 先端半導体・人工知能関連技術勘定に係る事務 経済産業大臣
(予算決算及び会計令の一部改正)

第十条の四 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかるらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第四条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二(国立研究開発法人産業技術総合研究所の項中「一般会計」の下に「(エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る国庫納付金にあつては、同勘定)」を加える。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十四号)の一部を次のように改正する。)

第五条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十四条)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「納付金」の下に「(次項に規定する納付金を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の四第五項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。

第七条第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の二項を加える。

5 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。

法第十二条第一項第四号中「一般会計」の下に「(エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る国庫納付金にあつては、同勘定)」を加える。

附則第十一條の見出しを「(法第十六条の六第三項の規定による納付金の帰属に関する経過措置)」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の二項を加える。

(法第十六条の四第五項の規定による納付金の帰属に関する経過措置)

第十一条 令和六年度の一般会計補正予算(第1号)に計上された費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用(情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)附則第五条第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属したものに限る。)に係る法第十六条の四第五項の規定による納付金は、第六条第三項の規定にかかわらず、同勘定に帰属するものとする。

(総務省組織令の一部改正)

第六条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第一項中「情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)」を削る。

(産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七条 産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項」を「第七条の七第三項及び」に改め、「及び情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)」第三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)を削る。

(産業構造審議会令の一部改正)

第六条 産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、同欄に次の二号を加える。

九 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十五条第四項(同法第六十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第二章 経過措置

第八条 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に係る必要な事項は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定める。

(同勘定)」を加える。

附 則

この政令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。

内閣総理大臣 石破茂	財務大臣 加藤勝信
経済産業大臣 武藤容治	内閣総理大臣 石破茂

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月一日

政令第二百七十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和七年法律第四十号)の施行に伴い、及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第四項第二号及び第三号中「令和七年」を「令和九年」に改める。

第五条の六の四第一項及び第二十七条の十二の五第一項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改める。

附 則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第五条の五第四項第一号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破茂	財務大臣 加藤勝信
------------	-----------

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月一日

政令第二百七十八号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日は、令和七年十二月十八日とする。

内閣総理大臣 石破茂

法務大臣 鈴木 茂

内閣総理大臣 石破茂

(法第七条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法)

第八条 法第七条(第二号に係る部分に限る。)に違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等(違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。)が他の者に供給した次に掲げるものの対価の額について前条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額の合計額

イ 当該指定事業者の指定に係る基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能(当該違反行為に係るものに限る。)を利用してスマートフォンの利用者に提供する個別ソフトウェア又は当該個別ソフトウェアを通じてスマートフォンの利用者に提供する商品若しくは役務

ロ イに掲げる個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者以外の事業者が当該個別ソフトウェアを通じて商品又は役務(広告の表示を含む。)を提供するために利用する商品又は役務

ハ 違反指定事業者等以外の事業者がロに掲げるものを提供するために利用する商品又は役務

二 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号ロに掲げる商品又は役務(当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該商品又は役務を供給するため当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。)の対価の額について前条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額

三 他の者に供給する前項第一号イからハまでに掲げるものの対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イからハまでに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事があると認められるときは、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額を用いる。

(法第八条第二号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法)

第十条 法第八条(第二号に係る部分に限る。)に違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等(違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。)が他の者に供給した次に掲げる商品又は役務の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額の合計額

イ 個別アプリ事業者が当該指定事業者の指定に係るアリストアを通じて提供する本個別ソフトウェア又は関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供するために利用する商品又は役務

ロ 違反指定事業者等以外の事業者がイに掲げる商品又は役務を提供するために利用する商品又は役務

二 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号イに掲げる商品又は役務(当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該商品又は役務を供給するため当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。)の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額

三 他の者に供給する前項第一号イ又はロに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イ又はロに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事があると認められるときは、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額を用いる。

(法第八条第一号に掲げる行為に係る違反行為に係る売上額の算定の方法)

第九条 法第八条(第二号に係る部分に限る。)に違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)に係る法第十九条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算する方法とする。

一 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為に係る違反指定事業者等(違反行為をした指定事業者及びその特定非違反供給子会社等をいう。以下この条において同じ。)が他の者に供給した次に掲げるものの対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額の合計額

イ 個別アプリ事業者が当該指定事業者の指定に係るアリストアを通じて提供する個別ソフトウェアを通じて提供する商品又は役務

トウエアを通じて提供する商品又は役務の支払を受けるために利用する支払管理役務

(法第八条第一号イに規定する支払管理役務をいう。)

ロ 違反指定事業者等以外の事業者がイに掲げる支払管理役務を提供するために利用する商品又は役務

又は役務

二 当該違反行為に係る違反行為期間において当該違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給した前号イに掲げる支払管理役務(当該特定非違反供給子会社等が他の者に当該支払管理役務を供給するため当該指定事業者から供給を受けたものを除く。第三項において同じ。)の対価の額について第七条第一項第一号の公正取引委員会規則で定める基準に従つて算定した額

三 他の者に供給する前項第一号イ又はロに掲げる支払管理役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、その違反行為に係る違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者に供給した同号イ又はロに掲げるものの対価の額と当該違反行為期間において当該違反指定事業者等が当該他の者と締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げるものの供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事があると認められるときは、同号に規定する対価の額に代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた同号イ又はロに掲げる支払管理役務の供給の対価の額を用いる。

3 違反行為をした指定事業者がその特定非違反供給子会社等に供給する第一項第一号イに掲げる商品又は役務の対価がその供給に係る契約の締結の際に定められている場合において、当該違反行為に係る違反行為期間において当該指定事業者が該特定非違反供給子会社等に供給した当該商品又は役務の対価の額と当該違反行為期間において当該指定事業者が該特定非違反供給子会社等と締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項第二号に規定する対価の額の代えて、当該違反行為期間において締結した契約により定められた当該商品又は役務の供給の対価の額を用いる。

(延滞金の割合)

第十一条 法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第六十九条第二項の政令で定める割合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十三条の規定を準用する。

(還付加算金の割合)

第十二条 法第四十二条において準用する独占禁止法第七十条第二項の政令で定める割合については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第三十三条の規定を準用する。

(参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求)

第十三条 法第四十二条において読み替えて準用する独占禁止法第七十五条の規定による参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百三十一号)の規定を準用する。この場合において、同令第一条第二項中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)第六十六条第一項第一号」と「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「同法第六十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(課徴金の一部納付があつた場合の延滞金の額の計算等)

第十四条 延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の一部が納付されたときは、その納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額は、その納付された課徴金の額を控除した金額とする。

(特許登録金の一部改正)

第二条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「〔第百条第三項〕」の下に「又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)第五十八条第三項」を加える。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正)

四百七十三 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和六年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

(特定期間の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。)

(公正取引委員会事務総局組織令の一部改正)
第五条 公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改する。
第三条第一項第十八号中「規定による指定に関すること」を「施行に関すること(官房の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第四条第一項第四号中「官房」の下に「及び経済取引局」を加え、同項第八号中「こと」の下に「経済取引局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第五条第三項中「(令和六年法律第五十八号)」を削る。

第十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行に關すること(官房の所掌に属するものを除く。)。

第十八条中「第十号、第十二号及び第十三号」を「及び第十号から第十三号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

この政令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日(令和七年十二月十八日)から施行する。

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第二条の規定の施行前にした行為に係る特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第六条第一項及び第四項、第八条第一項、第十条第三項並びに第十二条第二項及び

第三項の規定による勧告、命令、報告及び検査その他の行為については、なお従前の例による。

第四条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 第四条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 石破 茂
経済産業大臣 武藤 容治

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月一日

政令第二百八十号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和七年法律第五十三号)附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施

行期日は、令和七年九月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

人工知能戦略本部令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百八十一号

人工知能戦略本部令

内閣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

- 1 人工知能戦略本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。
- 2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査会の委員は、非常勤とする。
- 4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（専門調査会）

（本部の運営）

第二条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に關し必要な事項は、人工知能戦略本部長が本部に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。
- 2 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成三十六年政令第三百三十六号）の一部を次のよう改正する。

第一条中「船舶活用医療推進本部」の下に「人工知能戦略本部」を加える。

内閣総理大臣 石破 茂

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 譲

令和七年八月一日

政令第二百八十二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年八月一日を定める政令）

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二十日とする。

内閣総理大臣 村上誠一郎
内閣総理大臣 石破 茂狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
令和七年八月一日

御名 御璽

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百八十三号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「ともに」の下に「厚生労働省令で定める場合を除き」を加える。

附 則

この政令は、令和七年九月一日から施行する。

厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年八月一日

政令第二百八十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）第七十五条第一項第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 福祉サービスの提供

第五十二条の表第九条第一号及び第四号、第二十四条（見出しを含む。）、第一十六条第二項及び第三項並びに第二十九条の見出しの項中「第九条第一号及び第四号」を「第九条第二号及び第五号」に改める。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

府令・省令

○総内
経済産業省
省令第二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則（令和二年総務省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のないように改める。

改 正 後	改 正 前
国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 〔一・二 略〕	国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 〔一・二 同上〕
三 サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 〔四・九 略〕	三 サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 〔四・九 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附
則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○文部科学省、財務省、経済産業省、令第一号
内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改
正
後

改
正
前

（原簿科目及び補助簿科目）

第五条 令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあつては別表第三、電源開発促進勘定にあつては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあつては別表第五、先端半導体・人工知能関連技術勘定にあつては別表第六に掲げるものとする。

（原簿科目及び補助簿科目）

第五条 令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあつては別表第三、電源開発促進勘定にあつては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあつては別表第五に掲げるものとする。

2 (略)

第六条 所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第七に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

第六条 所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第六に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

別表第三（第五条関係）

2 (略)

第六条 所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第六に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

別表第三（第五条関係）

貸方科目	借方科目
燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化 対策費	(略)

貸方科目	借方科目
燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化 対策費 脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	(略)

貸方科目	借方科目
燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化 対策費 脱炭素成長型経済構造移行 推進対策費	(略)

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

融通証券等事務取扱費一般 会計へ繰入	脱炭素成長型経済構造移行 推進公債事務取扱費一般会 計へ繰入
諸支出金	脱炭素成長型経済構造移行 推進書支出し金
整理科目 (新設)	(略)

<p>五 情報処理の促進に関する法律第十七条 (同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務</p> <p>〔六・七 略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>

<p>附 則</p> <p>この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>

十一 法第四十七条第一項第十二号に規定する債務の保証に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十二 法第四十七条第一項第十三号に規定する資金の出資並びに施設及び設備の現物出資に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十三 法第四十七条第一項第十四号に規定する劣後特約付社債の取得及び劣後特約付金銭消費貸借による取組資金の貸付けに関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十四 法第四十七条第一項第十五号に規定する債務の保証に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十五 法第四十七条第一項第十六号に規定する利子補給金の支給に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十六 法第四十七条第一項第十七号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五百四十四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十七 法第四十七条第一項第十八号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五百四十七号）第七十条の二に規定する調査に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十八 法第四十七条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第二百四十七号）第七十条の二に規定する業務に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
十九 法第四十七条第一項第二十号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第二百五十一号）第一百五条の二に規定する調査に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十 法第四十七条第一項第二十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十五条に規定する業務に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十一 法第四十七条第一項第二十二号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第二十条第二項に規定する業務に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十二 法第四十七条第一項第十二号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五百四十四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十三 法第四十七条第一項第十三号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五百四十七号）第七十条の二に規定する業務に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十四 法第五十一条第一項第十四号に規定するガス事業法（昭和三十八年法律第二百五十一号）第四十五条に規定する業務に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項
二十五 法第五十二条第一項第十六号に規定する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第二十条第二項に規定する協力に関する事項	専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する必要な協力に関する事項

二十二 法第四十七条第一項第二十三号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

二十三 法第四十七条第一項第二十四号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

二十四 法第四十七条第一項第二十五号に規定する附帯する業務に関する事項

二十五 法第四十七条第二項に規定する事務に関する事項

二十六、二十八 （略）

（中期計画の認可の申請）

第二条 （略）

二 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一 （略）

二 法第四十七条第一項第五号、第九号、第十号及び第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項

経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条 （略）

（機構が取得した株式等に対する独立行政法人会計基準の適用）

第九条の二 法第四十七条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務により取得した株式又は持分については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。ただし、同基準の適用に当たり、独立行政法人等の保有

十六 法第五十一条第一項第十七号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十七 法第五十一条第一項第十八号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項

十八 法第五十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項

十九 法第五十一条第二項に規定する業務に関する事項

二十 フ二十一 （略）

（中期計画の認可の申請）

二十二 （略）

二十三 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主管部门大臣」という。）に提出しなければならない。

一 （略）

二 法第五十一条第一項第五号、第八号、第九号及び第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項 経済産業大臣及び内閣総理大臣

第九条 （略）

（新設）

第二十条 機構は、法第五十四条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(償還計画の認可の申請)

第二十一条 機構は、法第五十六条第一項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 情報処理推進債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三 長期借入金及び情報処理推進の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

(新設)

省
令

○総務省令第七十七号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号) 第百六十七条の三第二項及び第三項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のようすに定める。

令和七年八月一日

電気通信事業法施行規則(昭和六十一年郵政省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の実施に関する方針の公表方法)

第六十一条の四 法第百六十七条の三第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の結果の公表方法)

第六十一条の五 法第百六十七条の三第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(新設)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附
則**

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第四十六号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和七年八月二十日)から施行する。

○外務省令第十四号

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)及び外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようすに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官)	(デジタル化推進室並びに情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官)
第三条 情報システム総括課に、情報システム総括企画官、監査官、情報システム経理官及び企画官それぞれ一人を置く。	第三条 情報通信システム統括企画官、監査官及び企画官それぞれ一人を置く。
削る	削る

改 正 後	改 正 前
一 外務省の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。	一 外務省の所掌事務のデジタル化についての企画及び立案並びにその実施の調整に関するもの（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。	二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
3 「削る」	3 「削る」
4 「削る」	4 「削る」
5 「削る」	5 「削る」
6 「削る」	6 「削る」
7 「削る」	7 「削る」

2 企画官は、命を受けて、安全保障政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参加する。	2 企画官は、命を受けて、安全保障政策課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参加する。
3 「削る」	3 「削る」
4 「削る」	4 「削る」
5 「削る」	5 「削る」
6 「削る」	6 「削る」
7 「削る」	7 「削る」

2 企画官は、命を受けて、要人往来支援総括課の所掌事務のうち外交上の通信システムに関する重要な事項についての企画及び立案に参加する。	2 企画官は、命を受けて、要人往来支援総括課の所掌事務のうち外交上の通信システムに関する重要な事項についての企画及び立案に参加する。
3 「削る」	3 「削る」
4 「削る」	4 「削る」
5 「削る」	5 「削る」
6 「削る」	6 「削る」
7 「削る」	7 「削る」

2 企画官は、命を受けて、儀典調整官及び儀典官二人を置く。	2 企画官は、命を受けて、儀典調整官及び儀典官二人を置く。
3 「削る」	3 「削る」
4 「削る」	4 「削る」
5 「削る」	5 「削る」
6 「削る」	6 「削る」
7 「削る」	7 「削る」

2 企画官は、命を受けて、要人往来支援総括課の所掌事務のうち重要事項に係るものをお助ける。	2 企画官は、命を受けて、要人往来支援総括課の所掌事務のうち重要事項に係るものをお助ける。
3 「削る」	3 「削る」
4 「削る」	4 「削る」
5 「削る」	5 「削る」
6 「削る」	6 「削る」
7 「削る」	7 「削る」

4 国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 「略」
二 「略」
三 「略」
四 「略」

2 国連制裁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 國際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置の実施に関すること。
二 國際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置に関する調査及び研究に関すること。
三 前二号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
四 「新設」

3 「略」
4 「同上」
一 資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 エネルギー資源その他の資源に関する对外經濟關係のうち日本國の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
三 エネルギー資源その他の資源に関する对外經濟關係のうち日本國の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
四 日本国の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関する事項についての企画及び立案に係る事務。

4 「削る」
一 資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二 エネルギー資源その他の資源に関する对外經濟關係のうち日本國の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
三 エネルギー資源その他の資源に関する对外經濟關係のうち日本國の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
四 日本国の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関する事項についての企画及び立案に係る事務。

第三十五条
削除

(欧洲連合経済室及び経済協力開発機構 室)	
第三十五条 国際経済課に欧洲連合経済室及び経済協力開発機構室を置く。	
2	歐州連合経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	対外経済関係のうち欧洲連合に係るものに関する外交政策に関すること。
二	対外経済関係のうち欧洲連合に係るものに關し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。
三	日本国政府を代表して行う欧洲連合との協力に關すること。(対外経済関係に関するものに限る)。
四	日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。(対外経済関係に関するものであつて、欧洲連合に係るものに限る)。
五	対外経済関係のうち欧洲連合に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
六	国際経済事情のうち欧洲連合に関する調査を行うこと。
欧洲連合経済室に、室長を置く。	
経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一	対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。
二	日本国政府を代表して行う経済協力開発機構に係るものに關し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。
三	日本国政府を代表して行う経済協力開発機構室に、室長を置く。
四	日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること。
五	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關するものに限る)。
六	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

(資源安全保障室及び企画官)	
第三十七条 経済安全保障課に、資源安全保障室及び企画官一人を置く。	
2	資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關する外交政策に関すること。
二	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關するものに限る)。
三	日本政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。
四	日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること。
五	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關するものに限る)。
六	対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに關する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

(企画官)	
第三十七条 経済連携課に、企画官一人を置く。	
5	経済協力開発機構室に、室長を置く。
く。	対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに關する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
く。	経済連携課に、企画官一人を置く。

4 || 資源安全保障室に、室長を置く。
企画官は、命を受けて、経済安全保障保障課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

(経済協力開発機構室及び企画官)

第三十八条 経済連携課に、経済協力開発機構室及び企画官一人を置く。

2 || 経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに關し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

二 対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに關し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三 日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る）。

四 日本国の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること（対外経済関係に関するものであつて、経済協力開発機構に関するものに限る）。

五 対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに關する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

4 || 3 || 経済協力開発機構室に、室長を置く。
企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要な事項についての企画及び立案に参画する。

(海外邦人安全支援室及び邦人援護官)

第四十七条 海外邦人緊急事態課に、海外邦人安全支援室及び邦人援護官一人を置く。
海外邦人安全支援室は、海外における邦人の援護に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

2 企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

○ 環境省 ○ 文部科学省 ○ 経済産業省 第一号	附 則	この省令は、令和七年八月一日から施行する。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
			〔略〕

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十五条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日
文部科学大臣 阿部 俊子
経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

定する省令（昭和五年二月廿一日・経済産業省・環境省令第一号）の
音を少しおよびに改正する。
(傍線部分は改正部分)

特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五
特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五

十二条第一項第三号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成

十九年経済産業省・環境省令第四号)の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとす
十九年経済産業省・環境省令第四号)の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとす

る。
一 特別会計に關する法律施行令第五十条
第九頁第七号及び第八号に規定する補助
第一 特別会計に關する法律施行令第五十条
第八頁第七号及び第八号に規定する補助

二 因
(略)

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○厚生労働省令第八十二号
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)の施行に伴い、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年八月一日
雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次の表のようにより改正する。
(傍線部分は改正部分)

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
(人材開発支援助成金に関する暫定措置)	(人材開発支援助成金に関する暫定措置)	(人材開発支援助成金に関する暫定措置)	(人材開発支援助成金に関する暫定措置)
第三十四条 (略)	第三十四条 (略)	第三十四条 (略)	第三十四条 (略)
2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2 人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一 次のいずれかに該当する事業主であること。	一 次のいずれかに該当する事業主であること。	一 次のいずれかに該当する事業主であること。	一 次のいずれかに該当する事業主であること。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。	ハ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。	ハ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。	ハ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のいずれかを満たす事業主であること。	(2) 次のいずれかを満たす事業主であること。	(2) 次のいずれかを満たす事業主であること。	(2) 次のいずれかを満たす事業主であること。
(i)・(ii) (略)	(i)・(ii) (略)	(i)・(ii) (略)	(i)・(ii) (略)
(iii) 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条の認定を受けた事業主であること。	(iii) 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十八条の認定を受けた事業主であること。	(iii) 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十一条の認定を受けた事業主であること。	(iii) 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十一条の認定を受けた事業主であること。
(iv) (略)	(iv) (略)	(iv) (略)	(iv) (略)
二 イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等(職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を含む)において実施するものに限る。以下この条において「成長分野等人材訓練」といふ)を受けさせる事業主(当該成長分野等)を受けさせる事業主(当該成長分野等)	二 イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等(職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を含む)において実施するものに限る。以下この条において「成長分野等人材訓練」といふ)を受けさせる事業主(当該成長分野等)	二 イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。	二 イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

野等人材訓練の期間、当該被保険者に対する所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限りあること。	人材訓練の期間、当該被保険者に対する所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限りあること。
ホ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。	ホ イ(1)及び(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。
ホ (1) (3) (略)	ホ (1) (3) (略)
二 (略)	二 (略)
3 6 (略)	3 6 (略)
附 則	附 則
この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。	この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
令和七年八月一日	令和七年八月一日
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省大臣 武藤 容治
(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)	(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正)
第一条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。	第一条 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第五号中〔昭和四十五年政令第二百七号〕第五条第二項に改める。	第八条、第九条、第十条及び第十二条中〔第三十七条第一項〕を〔第三十三条第一項〕に改める。
〔中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正〕	〔中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)の一部を次のように改正する。〕
附 則	附 則
この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。	この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和七年八月四日)から施行する。
○經濟産業省令第五十九号	○經濟産業省令第五十九号
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第三十号)の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年八月一日	令和七年八月一日
情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年經濟産業省令第百二号)の一部を次のように改正する。
經濟産業大臣 武藤 容治	經濟産業大臣 武藤 容治

次の表のように改める。

目次	
第一章 情報処理安全確保支援士（第一 条—第三十六条）	第一章 情報処理安全確保支援士（第一 条—第三十六条）
第二章 情報処理技術者試験（第三十七 条—第三十九条）	第二章 情報処理技術者試験（第三十七 条—第三十九条）
第三章 情報処理システムの運用及び管理 に関する指針等（第四十条—第四 十六条）	第三章 情報処理システムの運用及び管理 に関する指針等（第四十条—第四 十六条）
第四章 独立行政法人情報処理推進機構の 業務（第四十七条—第五十一条）	第四章 独立行政法人情報処理推進機構の 業務（第四十七条—第五十一条）
第五章 指定高速情報処理用半導体の指定 等（第五十二条—第五十八条）	第五章 指定高速情報処理用半導体の指定 等（第五十二条—第五十八条）
附則	
第一 章 情報処理安全確保支援士 (情報処理安全確保支援士の資格)	第一 章 情報処理安全確保支援士 (情報処理安全確保支援士の資格)
第一条 情報処理の促進に関する法律（昭和 四十五年法律第九十号。以下「法」という。） 第四条の経済産業省令で定めるものは、次 の各号に定める者とする。	第一条 情報処理の促進に関する法律（昭和 四十五年法律第九十号。以下「法」という。） 第七条の経済産業省令で定めるものは、次 の各号に定める者とする。
一 (略)	一 (略)
二 法第六条第二項の規定に基づき情報処 理安全確保支援士試験（以下「支援士試 験」という。）の全部を免除した者 (法第五条第一号の経済産業省令で定める 者)	二 法第九条第二項の規定に基づき情報処 理安全確保支援士試験（以下「支援士試 験」という。）の全部を免除した者 (法第八条第一号の経済産業省令で定める 者)
第一条の一 法第五条第一号の経済産業省令 で定める者は、精神の機能の障害により情 報処理安全確保支援士の業務を適正に行う に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者とする。 2 (略)	第一条の一 法第八条第一号の経済産業省令 で定める者は、精神の機能の障害により情 報処理安全確保支援士の業務を適正に行う に当たつて必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない者とする。 2 (略)
（情報処理安全確保支援士試験の免除）	（情報処理安全確保支援士試験の免除）
第三条 法第六条第二項の経済産業省令で定 める支援士試験の全部を免除する資格を有 する者は、独立行政法人情報処理推進機構 (以下「機構」という。)が行うサイバーセ キュリティ対策に資する知識及び技能の講 習であつて、前条第一項各号に規定する科 目の合格に必要な知識及び能力を習得でき	第三条 法第九条第二項の経済産業省令で定 める支援士試験の全部を免除する資格を有 する者は、独立行政法人情報処理推進機構 (以下「機構」という。)が行うサイバーセ キュリティ対策に資する知識及び技能の講 習であつて、前条第一項各号に規定する科 目の合格に必要な知識及び能力を習得でき

正 前

るものとして経済産業大臣が指定したもの
を修了した者（修了した日の翌日から起算
して一年以内に第三項又は第四項の申請を
する場合に限る。）とする。

法第六条第二項の経済産業省令で定める
支援士試験の一部を免除する資格を有する
者は、次の各号のいずれかに該当する者と
し、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除
する。

一～五 （略）

3 法第六条第二項の免除（機構が支援士試
験の実施に関する事務（以下「支援士試験
事務」という。）を行うものを除く。）を受け
ようとする者は、前二項に規定する資格を
有することを証する書類を添えて、経済産
業大臣に申請しなければならない。

4 （略）

（試験事務規程の認可の申請）

第五条 機構は、法第八条第一項前段の認可
を受けようとするときは、その旨を記載し
た申請書に支援士試験事務の実施に関する
規程（以下「支援士試験事務規程」という。）
を添えて、これを経済産業大臣に提出しな
ければならない。

2 機構は、法第八条第一項後段の認可を受
けようとするときは、次に掲げる事項を記
載した申請書を経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。

一～三 （略）

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第八条第二項の経済産業省令で定
める事項は、次のとおりとする。

一～五 （略）

（受験停止の処分等の報告）

第十一條 機構は、法第九条第三項の規定に
より、支援士試験に関する不正行為に關係
のある者に対し、その受験を停止させ、
又はその支援士試験を無効としたときは、
遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告
書を経済産業大臣に提出しなければならな
い。

るものとして経済産業大臣が指定したもの
を修了した者（修了した日の翌日から起算
して一年以内に第三項又は第四項の申請を
する場合に限る）とする。

2 法第九条第二項の経済産業省令で定める
支援士試験の一部を免除する資格を有する
者は、次の各号のいずれかに該当する者と
し、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除
する。

　　一～五 （略）

3 法第九条第二項の免除（機構が支援士試
験の実施に関する事務（以下「支援士試験
事務」という。）を行うものを除く。）を受け
ようとする者は、前二項に規定する資格を
有することを証する書類を添えて、経済産
業大臣に申請しなければならない。

　　（略）

4 （試験事務規程の認可の申請）

第五条 機構は、法第十一条第一項前段の認
可を受けようとするときは、その旨を記載
した申請書に支援士試験事務の実施に関す
る規程（以下「支援士試験事務規程」とい
う。）を添えて、これを経済産業大臣に提出
しなければならない。

2 機構は、法第十一条第一項後段の認可を
受けようとするときは、次に掲げる事項を
記載した申請書を経済産業大臣に提出しな
ければならない。

　　一～三 （略）

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第十二条第二項の経済産業省令で
定める事項は、次のとおりとする。

　　一～五 （略）

（受験停止の処分等の報告）

第十三条 機構は、法第十二条第三項の規定
により、支援士試験に関する不正行為に関
係のある者に対し、その受験を停止させ、
又はその支援士試験を無効としたときは、
遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告
書を経済産業大臣に提出しなければならな
い。

点演算を毎秒一ペタ回以上実行する能力を有するものに限る)の集合体並びにこれとともに使用される電気設備及び冷却設備により構成されるものであつて、半精度浮動小数点演算を毎秒七百五十ペタ回以上実行する能力を有するものとする。

(附属設備)

第四十八条 法第四十七条第一項第十二号の

経済産業省令で定める附属設備は、次のとおりとする。

- 一 補助記憶装置その他の前条の設備に附属して設置される電子計算機
- 二 光ファイバその他の前条の設備に附属して設置される電気通信設備
- (劣後特約付社債等)

第四十九条 法第四十七条第一項第十四号に規定する社債であつて経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債とする。

2 法第四十七条第一項第十四号に規定する金銭の消費貸借であつて経済産業省令で定めるものは、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借とする。

(公表の方法)

第五十条 法第四十七条第一項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第五十一条 (略)
第五章 指定高速情報処理用半導体の
(実施計画の作成)
指定等

第四十七条 法第五十一条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第四十八条 (略)
(新設)**第四十九条** (新設)

(新設)

二 選定に係る公募対象半導体(法第六十三条第二項第一号に規定する公募対象半導体をいう。以下同じ。)
三 選定事業者(法第六十三条第二項第七号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称

四 実施計画の概要

2 経済産業大臣は、選定をしたときは、当該選定について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

3 経済産業大臣は、特定事項(法第六十四条第二項第二号に規定する特定事項をいう。以下同じ。)が記載された実施計画について選定をしたときは、当該選定について、第一項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の国立研究開発法人に通知するものとする。

(選定実施計画の変更)

第五十四条 法第六十六条第一項本文の規定により選定実施計画(法第六十七条第一項第一号に規定する選定実施計画をいう。以下同じ。)の変更の承認を受けようとする選定事業者(第三項及び第四項において「変更申請者」という。)は、様式第二十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

2 経済産業大臣は、前項の申請書のほか、変更後の選定実施計画が法第六十五条第一項各号に掲げる基準に適合することを確認するためには必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、法第六十五条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、法第六十六条第一項本文の規定による変更の承認(以下単に「変更の承認」という。)の申請のあつた選定実施計画の変更の承認をするときは、変更申請者に様式第二十一による承認書を交付するものとする。

第五十三条 経済産業大臣は、法第六十五条第三項の規定による選定(以下単に「選定」という。)をしたときは、様式第十九により、当該選定について、次に掲げる事項を公表するものとする。
一 選定の日付

(新設)

41

5 経済産業大臣は、変更の承認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による通知書を変更申請者に交付するものとする。
6 経渌産業大臣は、変更の承認をしたときは、様式第二十三により、当該変更の承認について、次に掲げる事項を公表するものとする。
7 一 変更の承認の日付 二 変更の承認に係る公募対象半導体選定事業者の氏名又は名称 三 選定事業者の氏名又は名称 四 変更後の選定実施計画の概要
8 経済産業大臣は、変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。
9 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画について変更の承認をしたときは、当該変更の承認について、第五項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の國立研究開発法人に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(選定の取消)

第五十七条 経済産業大臣は、法第六十七条

第一項又は第二項の規定により選定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載し

た様式第二十六による通知書を当該選定が取り消される選定事業者に交付するものと

する。

1 経済産業大臣は、選定を取り消したときは、様式第二十七により、当該選定の取消について、次に掲げる事項を公表するものとする。
2 一 選定の取消しの日付 二 選定を取り消された事業者の氏名又は名称 三 選定を取り消された事業者の氏名又は名称
3 経済産業大臣は、選定を取り消したときは、当該選定の取消について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。
4 経済産業大臣は、特定事項が記載された選定実施計画に係る選定事業者について選定の取消しをしたときは、当該選定の取消について、第一項各号に掲げる事項を、法第六十四条第二項第二号の國立研究開発法人に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

1 様式第一及び様式第四中「第9条第1項」を「第6条第1項」に改める。 様式第七中「第15条第1項」を「第12条第1項」「第8条」を「第15条」に改める。 様式第十二及び様式第十四中「第29条第1項」を「第26条第1項」に改める。 様式第十六中「第31条」を「第28条」に改める。 様式第十七中「第32条第1項」を「第29条第1項」に改める。 様式第十八中「第31条」を「第28条」と「第32条第1項」を「第29条第1項」に改め、同様式の次に次の十様式を加える。
--

様式第十九（第 53 条第 1 項関係）

選定事業者の氏名又は名称及び実施計画の概要

1. 選定の日付
2. 選定に係る公募対象半導体
3. 選定事業者の氏名又は名称
4. 実施計画の概要

(備考)
「4. 実施計画の概要」中、選定事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十（第 54 条第 1 項関係）

選定実施計画の変更申請書

年	月	日
経済産業大臣　名　殿	住　名	所　称
	名	代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律第 66 条第 1 項本文の規定に基づき、選定実施計画について下記の変更の承認を受けたいので申請します。

記

1. 選定実施計画に係る公募対象半導体
2. 変更事項
3. 変更事項の内容
4. 変更を必要とする理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第二十一（第54条第3項関係）

選定実施計画の変更承認書

様式第二十二（第54条第4項関係）

○○ ○○ 殿	番号	○○ ○○ 殿	番号
年月日	年月日	年月日	年月日
経済産業大臣名	経済産業大臣名	り	り

年月日付けで変更の承認の申請のあった選定実施計画について、情報処理の促進に関する法律第66条第3項の規定に基づき、同法第65条第1項各号に掲げる基準に適合していると認め、変更の承認をします。

記

不承認の理由

1. 変更の承認の日付
2. 変更の承認に係る公募対象半導体
3. 選定事業者の氏名又は名称

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあつた変更申請書の写しを添付する。

年月日付けで変更の承認の申請のあった選定実施計画については、下記の理由により変更の承認をしないものとします。

記

様式第二十三（第 54 条第 5 項関係）

変更後の選定実施計画の概要

1. 変更の承認の日付
2. 変更の承認に係る公募対象半導体
3. 選定事業者の氏名又は名称
4. 変更後の選定実施計画の概要

(備考)
「4. 変更後の選定実施計画の概要」中、選定事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十四（第 55 条第 2 項関係）

選定実施計画の軽微な変更の届出書

年	月	日
経済産業大臣　名　殿	住　所	所　称
	名　称	代表者の氏名

情報処理の促進に関する法律第 66 条第 1 項ただし書の規定に基づき、選定実施計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 選定実施計画に係る公募対象半導体
2. 変更事項
3. 変更事項の内容
4. 変更を必要とする理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

選定実施計画の変更指示の通知書

選定事業者の選定取消通知書

○○ ○○ 殿
番号 年月日
○○ ○○ 殿
番号 年月日
経済産業大臣名
経済産業大臣名

選定実施計画について、情報処理の促進に関する法律第67条第2項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

年月日付けで選定をした選定事業者について、情報処理の促進に関する法律第67条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の理由により選定を取り消します。

記

1. 選定実施計画に係る公募対象半導体
2. 変更の指示の内容
3. 変更の指示の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

1. 選定の取消しに係る公募対象半導体
2. 選定の取消しの理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十七（第57条第1項関係）

選定事業者の選定取消し

1. 選定の取消しの日付
2. 選定の取消しに係る公募対象半導体
3. 選定を取り消された事業者の氏名又は名称

様式第二十八（第58条関係）

選定実施計画の実施状況報告書

経済産業大臣 名 殿

年	月	日
住	所	称
名		
代表者	の	氏名

選定実施計画の 年度

期の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 選定実施計画に係る公募対象半導体
2. 選定実施計画の実施の状況

添付書類

添付書類目次

(備考)	1-(1) 貸借対照表又はこれに準ずるもの
	1-(2) 損益計算書又はこれに準ずるもの
	1-(3) キャッシュ・フロー計算書又はこれに準ずるもの

- (備考)
- 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○経済産業省令第五号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令を次のよう

に定める。

令和七年八月一日

経済産業大臣 武藤 容治
環境大臣 浅尾慶一郎

特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第五号）の一部を改正する省令を次のよう

に定める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令	特別会計に関する法律施行令第五十条第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令
第五項第九号並びに第九項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令	第五項第九号並びに第八項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件を定める省令
省令で定める要件を定める省令	省令で定める要件を定める省令

(開発に要する費用の補助に係る技術の要件)

(開発に要する費用の補助に係る技術の要件)

第一条 令第五十条第九項第七号及び第八号に規定する経済産業省令・環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する」ととする。

一～三 (略)

一～三 (略)

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

附 則

内閣府告示第百十号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十四号）の施行に伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項（同令第五十二条において準用する場合を含む）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月一日 内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

法規的告示

改 正 後	改 正 前
(救援の程度及び方法)	(救援の程度及び方法)
第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。	第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。
[2・3 略]	[2・3 同上]

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

〔イ・ハ 略〕
〔号の細分を削る。〕

(収容施設の供与)

第一条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

〔イ・ハ 同上〕

(福祉サービスの提供)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一 避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。

二 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応

ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

二 福祉避難所の設置

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合には消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

第二条 長期避難住宅
収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができる（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

〔1・3 略〕

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。

〔5・7 略〕
〔口 略〕

〔3 同上〕

〔5・7 同上〕

〔口 同上〕

〔3 同上〕

(学用品の給与)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

〔二・二 同上〕

〔学用品の給与〕

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(学用品の給与)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・四 同上〕

〔二・四 同上〕

〔三 同上〕

(死体の搜索及び処理)
第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(死体の搜索及び処理)
第十一條 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

(労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第一条 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		(死体の搜索及び処理)
	〔第十二条〕	法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
〔一・二 略〕		(武力攻撃災害)によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)
〔三 略〕		〔第十三条〕 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害に、よつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
〔一・二 略〕		〔第十四条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔一 略〕		〔一・二 略〕
〔二 略〕		〔第十五条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔三 略〕		〔一・二 同上〕
〔四 略〕		〔第十六条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔五 略〕		〔一・二 同上〕
〔六 略〕		〔第十七条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔七 略〕		〔一・二 同上〕
〔八 略〕		〔第十八条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔九 略〕		〔一・二 同上〕
〔十 略〕		〔第十九条〕 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
〔十一 略〕		〔一・二 同上〕
〔十二 略〕		〔死体の搜索及び処理〕

三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十六条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちシステムアーティスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアーティスト試験に合格した者はアクチュアリーに関する情報処理技術者試験の区分に編入される。

次の表により、改正後欄に掲げ

の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する省令第二百二十七号

する情報処理技術者試験の区分のうちITストラテジスト試験に合格した者若しくは情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号）第二条の規定による改正前の当該区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関

定により指定された法人が行う保険料率及び年金数理に関する試験をいう。)にふた格した者

別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行
定により指定された法人が行う保険数理
及び年金数理に関する試験をいう。)に合
格した者
四〇七 (略)

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一 農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二 農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け		改 正 後	
法 人	株式会社日本政策金融公庫	貸付けの日の属する期間	利 率
	沖縄振興開発金融公庫	(略)	(略)
令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで	年一分五厘九毛
令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘五毛
令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	年一分五厘二毛
令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	令和七年一月一日から令和七年三月三十一日まで	年一分五厘一毛

		け 一 農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付 二 農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に 対する貸付け	
法 人	株式会社日本政策金融 公庫	貸付けの日の属する期间	利 率
	(略)	(略)	(略)
	令和七年一月一日から令和七年三月三十一 日まで	年一分一厘二毛	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
(新設)	(略)	(略)	
(新設)	令和七年一月一日から令和七年三月三十一 日まで	年一分三毛	
(新設)	(新設)	(新設)	

そ の 他 告 示

○経済産業省告示第百二十号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年八月一日

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経

済産業省関係告示の整備に関する告示

（独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示の一部改正）

第一条 独立行政法人情報処理推進機構による部門間・企業間で分断されている情報処理システムの連携に資するプログラムに関する技術上の評価に関する手続を定める告示（平成二十年経済産業省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

〔第四十三条第一項第五号〕を「第四十七条第一項第五号」に改める。

（情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一項に規定する法律施行規則の一部改正）

第二条 情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一項に規定する法律施行規則の一部を定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなつた日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 警察庁（警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情</p>	<p>第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなつた日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>一 警察庁（警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情</p>

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。

二 自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。

三 内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第三条に規定する業務を行つて、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第六条に規定する業務を行つて、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有すると内閣情報官が認める者であること。

四 独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第六条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。

五 自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第六条に規定する業務を行つて、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有すると内閣情報官が認める者であること。

六 内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有すると内閣情報官が認める者であること。

七 独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第十条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第六条に規定する業務を行つて、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有すると内閣情報官が認める者であること。

八 独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第十一条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情

報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であつて、法第六条に規定する業務を行つて、内閣の重要な施策に関する情報の収集調査に関する事務であつて、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有すると内閣情報官が認める者であること。

(情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正)
第三条 情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二項第五号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示(平成二十九年経済産業省告示第二百二十八号)の一部を次の表のように改定する。

改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等）	（規則第二条第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者等）	
第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下次項において「規則」という。)第二条	第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下次項において「規則」という。)第二条	
第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院、大学(短期大学を除く)又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程(同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二に規定する学士(専門職)を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程)第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る)(以下「学科等」という。)のうち経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下この項及び第四条において「機構」という。)が情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。)第七条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務(以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。)	第一項各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院、大学(短期大学を除く)又は専修学校における情報セキュリティに関する知識を修得するための研究科、研究科の専攻、学部、学科又はこれらに相当する課程(同法に基づく専門職大学におけるものにあっては、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第二条の二に規定する学士(専門職)を授与するものに限り、専修学校におけるものにあっては、平成六年文部省告示第八十四号(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程)第三条に規定する高度専門士の称号を付与するものに限る)(以下「学科等」という。)のうち経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下この項及び第四条において「機構」という。)が情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下第四条第二項において「法」という。)第十一条第一項の規定により情報処理安全確保支援士試験の実施に関する事務(以下第四条第一項において「支援士試験事務」という。)	
（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	
第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	

改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	
第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	
（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	（規則第三十八条第六号の規則第三十七条第一項別表の試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者等）	
第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第二条以下この条において「規則」という。)第三	

を行う場合にあっては機構。以下同じ。)の認定を受けたもの(以下「認定学科等」という。)を修了若しくは卒業した者又はその年度において当該認定学科等を修了若しくは卒業することが見込まれる者であつて、情報セキュリティシステムの開発並びに情報処理システム及びこれを用いる業務におけるセキュリティ管理に関する専門知識を修得するための履修項目を定める計画(以下「履修計画」という。)を修了した旨の認定(以下「修了認定」という。)を受けた者(第七条による報告があつた日から起算して二年以内に情報処理安全確保支援士試験を受ける場合に限る。)とする。

2 (略)

（手数料の納付）

第四条 (略)

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第八条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第四条 情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正(平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改定する。

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第十一条に基づき認可を受けた支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

（情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正）

第四条 情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示の一部改正(平成二十九年経済産業省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改定する。

十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関する必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第166条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあつては機構（以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であつて、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があつた日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2 (略)
 (手数料の納付)

2 第四条 (略)

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第一条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第二百一十六条第三項で準用する法第八条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関する必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第166条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあつては機構（以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であつて、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があつた日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2 (略)
 (手数料の納付)

2 第四条 (略)

2 前項の手数料は、国に納付する場合にあつては第一条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあつては法第二百一十九条第三項で準用する法第十一条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 (略)

附 則

この告示は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

官 告 告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第112回保健師国家試験を次のとおり施行する。

令和7年8月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

- 1 試験期日 令和8年2月13日（金曜日）
- 2 試験地 北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- 3 試験科目 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
- 4 受験資格

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（令和8年3月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和8年3月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 保健師助産師看護師法第2条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(4) 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年4月1日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第1号に該当する者

(5) 改正法の施行の日（平成22年4月1日）前に旧法第19条第1号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において6月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第2号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ハ) 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円+一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ 4の(1)、(2)、(4)又は(5)に該当する者が提出する書類

(ア) 次に掲げる書類のいずれか一つ

(イ) 看護師国家試験の合格証書の写し
 (保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの) 又は合格証明書

- ② 看護師免許証の写し（保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）
- ③ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）
- この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
- なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
- なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
- ④ 看護師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

- （イ）指定学校の修業証明書若しくは1年以上保健師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書
- この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
- なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書を保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に提出すること。
- ウ 4の(3)に該当する者が提出する書類 保健師国家試験受験資格認定書の写し（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- ア 受験に関する書類は、令和7年11月7日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。
- イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、保健師国家試験運営本部事務所とする。
- ウ ただし、下記に掲げる保健師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
- 北海道 ランスタッド・札幌支店
宮城県 ランスタッド・仙台支店
東京都 ランスタッド・試験監督事業部
愛知県 ランスタッド・名古屋伏見事業所

大阪府 ランスタッド・大阪支店
広島県 ランスタッド・広島支店
香川県 ランスタッド・高松支店
福岡県 ランスタッド・福岡支店
沖縄県 人材派遣センターOKINAWA

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 書類の提出については次のことに注意すること。

5の(1)イ(ア)③及び(イ)に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないとときは、当該受験は原則として無効とする。

(4) 受験手数料

ア 受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。なお、令和8年1月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、保健師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月24日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年10月1日（水曜日）までに保健師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
保健師国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明3丁目6番11号 TFTビル東館7階 郵便番号135-0063 電話番号03（5579）6903

(2) 5の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する保健師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店 国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
青森県 宮城県	ランスタッド・仙台支店 国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
東京都 新潟県	ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係 東京都江東区有明3丁目6番11号 TFTビル東館7階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋伏見事業所 国家試験係 愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号 プライム名古屋伏見ビル2階
大阪府	ランスタッド・大阪支店 国家試験係 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENTオフィスター18階
広島県	ランスタッド・広島支店 国家試験係 広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
香川県	ランスタッド・高松支店 国家試験係 香川県高松市番町1丁目6番8号 高松興銀ビル8階
福岡県	ランスタッド・福岡支店 国家試験係 福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階
沖縄県	人材派遣センターOKINAWA 国家試験係 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階

助産師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第109回助産師国家試験を次のとおり施行する。

令和7年8月1日 厚生労働大臣 福岡 資磨

- 1 試験期日 令和8年2月12日（木曜日）
- 2 試験地 北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- 3 試験科目 基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
- 4 受験資格
 - (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において1年以上助産に関する学科を修めた者（令和8年3月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和8年3月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 保健師助産師看護師法第3条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (4) 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年4月1日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第20条第1号に該当する者
 - (5) 改正法の施行の日（平成22年4月1日）前に旧法第20条第1号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において6月以上助産に関する学科を修めた者を除く。）
- 5 受験手続
 - (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 - ア すべての受験者が提出する書類等
 - (ア) 受験願書 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第2号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円+一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ 4の(1)、(2)、(4)又は(5)に該当する者が提出する書類

(ア) 次に掲げる書類のいずれか一つ

- ① 看護師国家試験の合格証書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書
- ② 看護師免許証の写し（助産師国家試験運営本部事務所若しくは助産師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）
- ③ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した看護師学校の修業証明書（以下「看修業証明書」という。）若しくは3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「看修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書（以下「看修業見込証明書」という。）又は

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所の卒業証明書（以下「看卒業証明書」という。）若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「看卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書（以下「看卒業見込証明書」という。）

この場合、看修業見込証明書又は看卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに看修業証明書若しくは看卒業証明書又は看修業判定証明書若しくは看卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに看修業証明書又は看卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

④ 看護師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(イ) 指定学校の修業証明書若しくは1年以上助産に関する学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書を助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ 4の(3)に該当する者が提出する書類 助産師国家試験受験資格認定書の写し（助産師国家試験運営本部事務所又は助産師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア 受験に関する書類は、令和7年11月7日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、助産師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる助産師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道 ランスタッド・札幌支店

宮城県 ランスタッド・仙台支店

東京都 ランスタッド・試験監督事業部

愛知県 ランスタッド・名古屋伏見事業所

大阪府 ランスタッド・大阪支店

広島県 ランスタッド・広島支店

香川県 ランスタッド・高松支店

福岡県 ランスタッド・福岡支店

沖縄県 人材派遣センターオキナワ

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

- (3) 書類の提出については次のことに注意すること。
5の(1)イ(ア)(3)及び(イ)に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
- (4) 受験手数料
ア 受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- (5) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。なお、令和8年1月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、助産師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。
- 6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月24日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。
- 7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年10月1日（水曜日）までに助産師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 8 手続及び問い合わせ先
(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
助産師国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階 郵便番号135-0063 電話番号03(5579)6903
(2) 5の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する助産師国家試験運営臨時事務所とする。
助産師国家試験運営臨時事務所
試験地 所 在 地
北海道 ランスタッド・札幌支店 国家試験係
北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
青森県 ランスタッド・仙台支店 国家試験係
宮城県 宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階

- | | |
|---|---|
| <p>東京都 ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係
新潟県 東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階</p> <p>愛知県 ランスタッド・名古屋伏見事業所 国家試験係
石川県 愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号
プライム名古屋伏見ビル2階</p> <p>大阪府 ランスタッド・大阪支店 国家試験係
大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号
ハービスE N Tオフィスタワー18階</p> <p>広島県 ランスタッド・広島支店 国家試験係
広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階</p> <p>香川県 ランスタッド・高松支店 国家試験係
香川県高松市番町1丁目6番8号 高松興銀ビル8階</p> <p>福岡県 ランスタッド・福岡支店 国家試験係
福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階</p> <p>沖縄県 人材派遣センターOKINAWA 国家試験係
沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
琉球リース総合ビル9階</p> | <p>(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和8年3月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）
(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和8年3月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
(4) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、指定大学、指定学校又は指定養成所において2年以上修業したもの（令和8年3月13日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）
(5) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
(6) 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和8年3月13日（金曜日）までに厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）
(7) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する見込みの者を含む。）
(8) 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（令和8年3月13日（金曜日）までに厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）
(9) 過去に(6)、(7)又は(8)により受験資格を認められた者
(10) 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第8項に規定する者</p> |
|---|---|
- 5 受験手続
(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア すべての受験者が提出する書類等
(ア) 受験願書 保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第2号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真的提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円+一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ 4の(1)から(3)又は(10)に該当する者が提出する書類 指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ 4の(4)に該当する者が提出する書類
(ア) 指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは2年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「2修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「2卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は2修業判定証明書若しくは2卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、令和8年3月6日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

(イ) 准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

エ 4の(5)に該当する者が提出する書類 看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ 4の(6)から(9)に該当する者が提出する書類 看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

カ 4の(10)に該当する者が提出する書類 看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあっては、令和8年3月13日（金曜日）午後2時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア 受験に関する書類は、令和7年11月7日（金曜日）から同年11月28日（金曜日）までに提出すること。

イ 受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、看護師国家試験運営本部事務所とする。

ウ ただし、下記に掲げる看護師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道	ラNSTAD·札幌支店
宮城県	ラNSTAD·仙台支店
東京都	ラNSTAD·試験監督事業部
愛知県	ラNSTAD·名古屋伏見事業所
大阪府	ラNSTAD·大阪支店
広島県	ラNSTAD·広島支店
香川県	ラNSTAD·高松支店
福岡県	ラNSTAD·福岡支店
沖縄県	人材派遣センターOKINAWA

エ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

オ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和7年11月28日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更是認めない。

(3) 書類の提出については次のことに注意すること。

5の(1)イ及びウ(ア)に該当する者は、それぞれに掲げる期限までに必要な書類の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(4) 受験手数料

ア 受験手数料は、5,400円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。なお、令和8年1月30日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、看護師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6 合格者の発表 試験の合格者は、令和8年3月24日（火曜日）午後2時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7 受験に伴う配慮 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和7年10月1日（水曜日）までに看護師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8 手続及び問い合わせ先

(1) 試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
看護師国家試験運営本部事務所 東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階 郵便番号135-0063 電話番号03（5579）6903

(2) 5の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する看護師国家試験運営臨時事務所とする。

試験地	所在地	在地
北海道	ラNSTAD·札幌支店	国家試験係
	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階	
青森県	ラNSTAD·仙台支店	国家試験係
宮城県	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階	
東京都	ラNSTAD·試験監督事業部	国家試験係
新潟県	東京都江東区有明3丁目6番11号 T F Tビル東館7階	
愛知県	ラNSTAD·名古屋伏見事業所	国家試験係
石川県	愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号 プライム名古屋伏見ビル2階	
大阪府	ラNSTAD·大阪支店	国家試験係
	大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスE N Tオフィス18階	

広島県 ランスタッフ・広島支店 国家試験係
広島県広島市中区本通 6 番 11 号 明治
安田生命広島本通ビル 8 階

香川県 ランスタッフ・高松支店 国家試験係
香川県高松市番町 1 丁目 6 番 8 号 高
松興銀ビル 8 階

福岡県 ランスタッフ・福岡支店 国家試験係
福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 6 番 8
号 天神ツインビル 9 階

沖縄県 人材派遣センター オキナワ 国家試験係
沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号
琉球リース総合ビル 9 階

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第6条の規定により、第38回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和 7 年 8 月 1 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

- 1 試験期日 令和 8 年 2 月 1 日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、
石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵
庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛
県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県

ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。

- 3 試験科目 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を

支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記の方法により行う。
なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。
- (2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は129問、総試験時間数は225分とする。
- (3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（令和8年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（令和8年3月31日までに修める見込みの者を含む。）
- (2) なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条に規定する科目）であること。
ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規

則」という。）第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑪までに掲げる科目とする。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 社会保障
- ⑥ 権利擁護を支える法制度
- ⑦ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑧ 高齢者福祉
- ⑨ 障害者福祉
- ⑩ 児童・家庭福祉
- ⑪ 貧困に対する支援
- ⑫ 保健医療と福祉
- ⑬ 刑事司法と福祉
- ⑭ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑮ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- ⑯ ソーシャルワークの理論と方法
- ⑰ ソーシャルワークの理論と方法（専門）
- ⑱ 社会福祉調査の基礎
- ⑲ 福祉サービスの組織と経営
- ⑳ ソーシャルワーク演習
- ㉑ ソーシャルワーク演習（専門）
- ㉒ ソーシャルワーク実習指導
- ㉓ ソーシャルワーク実習

- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）（以下「3年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（令和8年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）
- (3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業

年限2年以上のものに限る。）（以下「2年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和8年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

- (4) 学校教育法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に規定する科目）であること。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会保障
- ⑥ 権利擁護を支える法制度
- ⑦ 高齢者福祉
- ⑧ 障害者福祉
- ⑩ 児童・家庭福祉
- ⑪ 貧困に対する支援
- ⑫ 保健医療と福祉
- ⑬ 刑事司法と福祉
- ⑭ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑮ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- ⑯ 社会福祉調査の基礎
- ⑰ 福祉サービスの組織と経営
- ⑱ ソーシャルワーク演習

- (5) 3年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社

会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(9) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条の第2第3項に規定する者であって、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(10) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間ににおいて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条の第2第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に

従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(11) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条の第2第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ 精神保健福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類 精神保健福祉士登録証の写し

ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類 社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5の(9)、(10)、(11)又は(12)に該当する者が提出する書類 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 5に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書の提出に代えることができる。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便により、令和7年10月3日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。

エ 過去の社会福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込みをすることができる。インターネットによる受験申込みは、令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続きを行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込みをすることができない。

オ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、19,370円とする。ただし、第28回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は16,840円、精神保健福祉士である者であって試験科目の免除を申請する者は16,230円とする。それぞれ該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付

受験票は、令和7年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

- 7 合格基準の考え方 次の2つの条件を満たした者を試験の合格者とする。
- (1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。
 - (2) (1)を満たした者のうち、以下の6科目群(施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては2科目群)すべてにおいて得点があった者であること。
- ① 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム
 - ② 社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度
 - ③ 地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉
 - ④ ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎
 - ⑤ 高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉
 - ⑥ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、福祉サービスの組織と経営
- 8 合格者の発表
- (1) 試験の合格者は、令和8年3月3日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。
 - (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和8年3月6日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
 - (3) 卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者は、令和8年3月31日（火曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。6の(1)のウから力に示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。
 - 9 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによ

よって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「社会福祉士受験の手引〇人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。

10 その他

- (1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
- (2) 受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号S E M P O Sビル 郵便番号 150-0002 電話番号 03（3486）7521（平日午前9時30分から午後5時） 試験案内専用電話番号 03（3486）7559（音声案内）ホームページ

社会福祉士試験委員会の公告

第38回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
令和7年8月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

試験委員長 栄本一三郎

副委員長

石川 鎮清	岡田 まり	倉知 延章
潮谷 有二	武川 正吾	茶屋道拓哉
永田 祐	西田 和弘	野村 豊子
福田 素生	宮島 清	

委員

青井 夕貴	新井 利民	井口健一郎
池谷 秀登	梅谷 進康	大熊 るり
岡崎 幸友	荻野 剛史	片岡 靖子
金子絵里乃	鎌木奈津子	川久保 寛
川村 岳人	菊地 英明	北村 世都
木戸 宜子	衣笠 葉子	汲田千賀子
藏野ともみ	黒田有志弥	小西 曙和
坂井 隆之	窄山 太	新保 祐光

菅原 里江	鈴木 忠義	鈴木 敏彦
鈴木 裕介	臺 豊	高野 和良
高野 龍昭	高野八千代	高橋 有記
高山由美子	竹島 太郎	田嶋 英行
辰野 文理	田中 尚	樽井 康彦
土屋 典子	角田 亮	藤間 公太
富江 直子	富永 忠祐	内藤佳津雄
永野 仁美	中村 卓治	中矢亜紀子
西村 貴直	橋本 理子	橋本有理子
畠 亮輔	畠本 裕介	菱沼 幹男
古畠 淳	眞榮城和美	松江 晓子
山田 勝美	山本 博之	和田 一郎
和田上貴昭	渡辺久里子	

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第6条の規定により、第28回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和7年8月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 試験期日 令和8年1月31日（土曜日）及び2月1日（日曜日）

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3 試験科目 医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。
なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間数は230分とする。

(3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和8年3月31までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和8年3月31までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条に掲げる科目）であること。

ただし、法第7条第4号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑩までに掲げる科目とする。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 障害者福祉
- ⑧ 権利擁護を支える法制度
- ⑨ 刑事司法と福祉
- ⑩ 社会福祉調査の基礎

- (11) 精神医学と精神医療
 - (12) 現代の精神保健の課題と支援
 - (13) ソーシャルワークの基盤と専門職
 - (14) 精神保健福祉の原理
 - (15) ソーシャルワークの理論と方法
 - (16) ソーシャルワークの理論と方法（専門）
 - (17) 精神障害リハビリテーション論
 - (18) 精神保健福祉制度論
 - (19) ソーシャルワーク演習
 - (20) ソーシャルワーク演習（専門）
 - (21) ソーシャルワーク実習指導
 - (22) ソーシャルワーク実習
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行なう課程又は通信による教育を行なう課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（令和8年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）
- (3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和8年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）
- (4) 学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和8年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和8年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を

修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に掲げる科目）であること。

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 障害者福祉
- ⑧ 権利擁護を支える法制度
- ⑨ 刑事司法と福祉
- ⑩ 社会福祉調査の基礎
- ⑪ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑫ ソーシャルワーク演習

(5) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行なう学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行なう課程又は通信による教育を行なう課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）において基礎

科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条第3項で規定する者であって、法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(9) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行なう学科又は通信による教育を行なう学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(10) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(11) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和8年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6 受験手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- ア すべての受験者が提出する書類等
- (ア) 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。
- (イ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。
- イ 社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類 社会福祉士登録証の写し
- ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書
- なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。
- エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）又は実務経験見込証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）
- なお、実務経験見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。
- オ 5の(4)、(5)、(6)又は(7)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

- なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。
- カ 5の(8)、(9)、(10)又は(11)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書
- なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあっては、令和8年4月10日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。
- キ 第1回から第27回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第2条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。）にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面）若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。
- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等
- ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）までの間に、試験センターに提出すること。
- イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留により、令和7年10月3日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付けける。
- ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。
- エ 過去の精神保健福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネット

による受験申込をすることができる。インターネットによる受験申込は、令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）までの間に、試験センターのホームページより申込手続を行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込をすることができない。

オ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は24,140円、社会福祉士を同時に受験する者は19,520円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は18,820円とし、該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和7年12月12日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

7 合格基準の考え方 次の2つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

(1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の9科目群（施行規則第6条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては5科目群）の各科目群すべてにおいて得点のあった者であること。

①精神医学と精神医療 ②現代の精神保健の課題と支援 ③精神保健福祉の原理 ④ソーシャルワークの理論と方法（専門） ⑤

精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論 ⑥医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム ⑦社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度 ⑧地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉 ⑨ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎

8 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、令和8年3月3日（火曜日）午後に、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を令和8年3月6日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

(3) 5の(1)から(11)までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、令和8年3月31日（火曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。令和8年4月10日（金曜日）までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込に必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込に必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引の必要数（「精神保健福祉士受験の手引〇人分請求」と記載すること。）を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込を行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。

10 その他

(1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、障害等があるため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号SEMPOSビル 郵便番号150-0002 電話番号03（3486）7521（平日午前9時30分から午後5時） 試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声案内） ホームページ <https://www.sssc.or.jp/>

精神保健福祉士試験委員の公告

第28回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和7年8月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

試験委員長 田中 英樹

副委員長

伊東 秀幸	岡田 まり	勝又陽太郎
倉知 延章	佐野 英孝	潮谷 有二
茶屋道拓哉	野村 豊子	

委員

青井 夕貴	石田 賢哉	大熊 るり
大塚 俊弘	岡崎 幸友	岡田 隆志
荻野 剛史	鬼塚 香	金子絵里乃
鎌木奈津子	川久保 寛	川崎 涼子
川村 岳人	菊地 英明	北村 世都
木戸 宜子	衣笠 葉子	久我 弘典
汲田千賀子	藏野ともみ	黒田有志弥
小西 晓和	齊藤 晋治	窄山 太
島田 達洋	新保 祐光	菅原 里江
鈴木 孝典	鈴木 敏彦	高木 健志
高島 恭子	高野 和良	高野八千代
高橋 有記	高山由美子	竹島 太郎
辰野 文理	田中 尚	樽井 康彦
角田 亮	藤間 公太	富江 直子
富永 忠祐	内藤佳津雄	永野 仁美
中村 卓治	中矢亜紀子	贊川 信幸
西村 貴直	橋本 理子	橋本みさえ
橋本有理子	畠 亮輔	畠 裕介
菱沼 幹男	吉田 淳	眞榮城和美
森山 拓也	山本 博之	行實志都子
吉田 光爾	吉益 晴夫	和田 一郎
	渡辺久里子	

公 告

細 帳

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1283号

札幌市豊平区月寒東5条11丁目6番11号
リッチタウン栄通2番館202号

債務者 新田華園こと 新田 君子

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 和征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第3001号

大阪府守口市平代町2番19号

債務者 池田 康彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 津田洋一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3179号

大阪市城東区蒲生1丁目8番33号 千寿シーケ1 201

債務者 羽柴 美幸(旧姓田中・井上)

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須知 趟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第157号

和歌山県橋本市高野口町伏原834 エステ・スクエアペルビュー橋本西702号室、住民票上の住所和歌山県岩出市森119番地の1
債務者 カーショップFUN-TOM IIこと 堀内 利文

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福間那由他
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第197号

青森市矢作1丁目6番37号

債務者 佐々木美樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 玲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第213号

青森県むつ市昭和町9番3号

債務者 佐藤 治

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石岡 隆司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第214号

青森県むつ市仲町7番71号

債務者 佐藤 洋尚

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石岡 隆司

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第31号

秋田県仙北郡美郷町金沢西根字中町田84番地

債務者 鶴谷 美香

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久島 憲晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第151号

愛知県豊川市三蔵子町北浦49番地 タウン

コート北浦A棟105号

債務者 吉田 千春

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬渕 雄広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第54号

佐賀県唐津市和多田本村4番35号 ファミール和多田A-101号

債務者 天野 千恵

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高崎 繁行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第58号

佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1785番地1

町営住宅新田第1団地10号室、前住所佐賀県

唐津市鎮西町名護屋660番地

債務者 古舘 安子

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 正幸

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時50分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第406号

熊本県天草市東浜町13番2号

債務者 川上 英俊

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江越 和信
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第407号

熊本県天草市東浜町15番6号

債務者 川上 昌伸

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江越 和信
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1597号

愛知県一宮市木曽川町里小牧字西青木67番地

債務者 江原 勝正

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義豊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第275号

熊本県西区島崎2丁目34番6-302号

債務者 内村 琴美

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 法子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1315号
愛知県大府市米田町1丁目291番地
債務者 沼田 愛
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川瀬 麻絵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1316号
愛知県大府市米田町1丁目291番地
債務者 沼田 美紀
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川瀬 麻絵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1316号
愛知県大府市米田町1丁目291番地
債務者 沼田 美紀
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 哲也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第1532号
大阪府門真市石原町31番10号
債務者 山地 美帆
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木場 晶子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3141号
大阪市城東区今福西1丁目15番30-809号
債務者 岡崎 泰章
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤田 康貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第161号
熊本県上益城郡益城町大字安永825番地25
債務者 城崎 紀秀
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 益田 陽介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1144号
さいたま市南区別所4丁目8番9-307号
債務者 須藤 利菜

令和7年(フ)第315号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島1935番地2
債務者 山口慎太郎
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 達彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第928号
横浜市瀬谷区橋戸1丁目25番地1 橋戸ハイツ2-106号
債務者 菅井 和枝
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西村 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第50号
石川県加賀市山中温泉西桂木町ヌ111番地
債務者 山口 修平
1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飴山 恵美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和6年(フ)第443号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町2丁目16番地の1
債務者 大倉 康伸
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石田 英高
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第520号
岐阜市栗野西8丁目10番地1 (コスモキヌガサB-203)、前住所愛知県一宮市丹陽町外崎宇宮前803番地1 DUPLEX国王70-101号
債務者 小野 健太
1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小木曾琢也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第30号
岐阜市茶屋新田141番地1 (コーボ種田201)、前住所岐阜市西川手5丁目61番地(104)
債務者 御崎 正人
1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松岡 恵子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第1465号
名古屋市中川区尾頭橋1丁目4番1号 changuII金山405号
債務者 重原良太郎
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 服部 侑樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1151号
さいたま市岩槻区西町5丁目3番31号 パークサイドマンション102号
債務者 藤木千鶴子(旧姓伊藤)
1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 権田健一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第3031号 名古屋市千種区星ヶ丘1丁目20番地の2 アーバンラフレ星ヶ丘5-305号 債務者 長瀬 雄二 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村 啓史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第71号 広島県吳市西塙屋町9番5号 債務者 枝廣知佐子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西田小百合 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 広島地方裁判所吳支部	令和6年(フ)第165号 鳥取県日野郡日野町安原470番地、旧住所岡山県倉敷市沖191番地 ファーストヒルズ203 債務者 瀬田美由紀 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 久永 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第409号 静岡県焼津市中島652番地の1、旧住所静岡県牧之原市新庄685番地1 債務者 川村 武 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第9号 石川県鳳珠郡能登町字鶴町15字28番地 債務者 目川 裕二 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小齋 秀臣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 金沢地方裁判所輪島支部	令和7年(フ)第380号 埼玉県草加市中根1丁目19番25-307号 債務者 デミル メフメット 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦麻里沙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第22号 鳥取県米子市葭津1202番地1 債務者 山口 敬介 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住 真介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第1140号 名古屋市千種区豊年町9番15号 穂高豊年ビル3-A 債務者 石河 朋樹 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河合 孝行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月4日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第470号 大阪市住吉区苅田3丁目12番12号 第一エクセルハイム 502号 債務者 河合 茂那(旧姓政廣) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 美紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第161号 長崎県長崎市ダイヤランド2丁目31番11号 債務者 中小路裕子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青野 悠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第1321号 愛知県常滑市飛香台8丁目6番地の1 デスパシオI 202号 債務者 山本 駿太 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西尾茉莉恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第2138号 大阪府池田市城南3丁目4番3号 オンワードハイツ201号 債務者 森山 理恵 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片岡 力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第588号 堺市堺区大浜北町1丁5番8-404号 債務者 新宮 佑美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新田 祐里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第164号 鳥取県日野郡日野町安原470番地、旧住所岡山県倉敷市沖191番地 ファーストヒルズ203 債務者 瀬田 憲一 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 久永 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後3時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第206号 北海道旭川市神楽岡7条5丁目6番10号 債務者 糸田 宜弘 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 達哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3109号 大阪府箕面市坊島1丁目12番21号 債務者 エスキイアールこと 稲葉千津子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第44号 北海道滝川市中島町1丁目10番地4 ベルアンジュ203号室 債務者 烏井 裕弥 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第14号 石川県七尾市矢田町力部86番地6 債務者 山口 梢 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春田 仁志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで 金沢地方裁判所七尾支部</p> <p>令和7年(フ)第76号 島根県松江市坂本町91番地4 シトロンⅠ104、住民票上の旧住所鳥取県米子市糀町2丁目15番地1 債務者 木谷 潤也 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳥居 竜一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで 松江地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第72号 長崎県諫早市久山町2493番地1 プラシード久山A202号 債務者 東山健太郎 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上村 基貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 長崎地方裁判所大村支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第62号 栃木県足利市大久保町1306番地7 フラワーパークレジデンス式番館202、前住所栃木県佐野市植野町1829番地1 吉井アパート 債務者 田中 宏典 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 恒一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 宇都宮地方裁判所足利支部</p> <p>令和7年(フ)第3039号 大阪市旭区高殿2丁目9番11-303号 債務者 福本 幸一 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 豊田 祐介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第129号 兵庫県宝塚市逆瀬台1丁目10番2-306号 債務者 清鶴 優 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木優雅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第392号 福岡市東区箱崎4丁目28番8-201号 カレント・フラー 債務者 二井 信行 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村岡 隼介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和7年(フ)第928号 福岡県宗像市日の里8丁目1番地1 クラス・サチ802号 債務者 久保田涼雅 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 恵崎 優成 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第153号 沖縄県那霸市字与儀221番地 コーポラス喜納2-D、住民票上の前住所沖縄県那霸市寄宮2丁目35番9号 グレンデール・ヒルⅡ202 債務者 比嘉 健治 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤嶺 朝子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那霸地方裁判所民事第3部</p> <p>令和7年(フ)第857号 福岡市東区三苦5丁目5番52-106号 レオパレス1 債務者 徳富 広泰 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入星 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和6年(フ)第635号 兵庫県尼崎市栗山町2丁目16番21号 債務者 金時郎こと 今村伸太郎 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入星 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第291号 兵庫県尼崎市杭瀬北新町2丁目7番24号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町2丁目6番12号 債務者 r e f r a i n b y N E O h a i r こと 表田 将維 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清藤 律司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係</p>
---	---	--

令和7年(フ)第301号 兵庫県尼崎市武庫之荘7丁目3番31号サンロイヤル103、前住所兵庫県尼崎市元浜町1丁目61番地金沢方 債務者 焼肉たまえんこと 東山 昌史 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第334号 兵庫県西宮市段上町6丁目22番15-415号 債務者 山口 孝士 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綾野 高謙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年(フ)第9号 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3310番地 債務者 花いちもんめこと 山下 慎子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 和歌山地方裁判所新宮支部 令和7年(フ)第76号 鳥取県米子市錦海町2丁目5番7-402号 債務者 笹島 順子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 住 真介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第1115号 福岡県糸島市蔵持799番地1、前住所福岡県福津市津屋崎3丁目24番12号 債務者 櫻田 正明 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄島 純平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第1223号 鹿児島市照国町4番12号、前住所鹿児島市照国町6番15号 債務者 松田 兼武 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松比良 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第1224号 福岡市西区野方3丁目46番1号 債務者 鈴山 弘視 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第37号 大分県宇佐市大字四日市4461番地の1 楠本アパート 7号 債務者 川谷信二郎 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西畠 修司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 令和7年(フ)第1015号 北海道千歳市稲穂1丁目7番6号 債務者 太田 友二 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中辻 峻 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第231号 鹿児島市照国町4番12号、前住所鹿児島市照国町6番15号 債務者 松田 兼武 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松比良 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第3226号 大阪府枚方市中宮北町1番27-203号 債務者 吉田 雅孝 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 口元 一平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第210号 茨城県日立市石名坂町1丁目50番3号、営業所茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2312番地1 債務者 和の空間楓こと 宮田美由紀 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津正晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所 令和7年(フ)第220号 茨城県那珂郡東海村白方中央1丁目23番34号 白方ハイツ 203号 債務者 城戸 健 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠崎 和則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 水戸地方裁判所 令和7年(フ)第468号 埼玉県越谷市大成町1丁目240番地2、旧住所埼玉県越谷市神明町1丁目224番地1 ホーユウパレス越谷309 債務者 三橋 安梨 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西島 一隼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
--	--	---

令和7年(フ)第1112号 横浜市鶴見区東寺尾1丁目4番11号 債務者 村山 廉 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 数規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 李 章鉉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第70号 青森県五所川原市大字鶴ヶ岡字川袋28番地3 債務者 乗田 正雄 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 航平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保坂 光彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東島沙弥子 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 武洋 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第332号 神奈川県小田原市西酒匂1丁目7番23号 芙蓉ハイツA201 債務者 繁元 明菜 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木下美帆 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋川 雅一 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 友香 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第595号 大阪府羽曳野市白鳥2丁目2番3-102号 サンハイツUNO 債務者 清水 博史 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 工藤 大基 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田鍋 智之 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 榎本 優晃 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡井 裕一 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第461号 埼玉県日高市大字鹿山303番地45 キューブS B号室、前住所群馬県多野郡神流町大字塩沢381番地 債務者 黒澤 哲哉	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎	1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有村さやか	1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保佑一郎 4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1152号	埼玉県川口市上青木西3丁目6番10号 日の出ハイツ102号 債務者 櫻井 保宏 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮野 大翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1155号	さいたま市北区日進町2丁目1850番地3 ルミナス101 債務者 水野 智江 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷垣 智之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第350号	相模原市中央区矢部1丁目20番24号 サンクレール相模原206 債務者 相馬泰一郎 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白澤 章子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第904号	横浜市旭区さちが丘119番地4 フェリズ二俣川501 債務者 石川 佳美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丁 純奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第998号	横浜市旭区上川井町437番地11 債務者 中山 広大 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 泰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第434号	埼玉県狭山市大字水野1028番地の10 債務者 遠山 俊彦 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳩田 麻里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第445号	栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺2丁目9番地5 プリンストンハウスB棟102 債務者 松野 静也 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塚 悅史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後2時25分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第253号	静岡県御殿場市御殿場401番地の8 債務者 橋 雅一 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本喜三郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第40号	秋田県能代市中和1丁目6番3号 債務者 仙北ミチ子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第67号	鹿児島県霧島市国分福島1丁目11番8号 清藤住宅3号 債務者 中田 翔子(旧姓原田) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 洋昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第87号	鹿児島県霧島市国分新町1丁目32番13号、前住所鹿児島県国分市新町400番地 債務者 馬場 みよ 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂田 洋昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第72号	栃木県宇都宮市下岡本町919番地3 債務者 出島 利香 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第96号	北海道苦小牧市寿町1丁目3番3-409号、前住所北海道苦小牧市北栄町2丁目11番1-103号 債務者 石澤 勝広 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第26号	岩手県鶴岡市本郷字久保61番地 債務者 難波 利之 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 麻里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第1614号	横浜市南区唐沢8番地 債務者 久保 和之 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 英男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第179号	金沢市笠町4-8 ハイム笠町203号 加納方、住民票上の住所金沢市泉本町2丁目165番地1 債務者 博多ラーメンがんばる軒こと 長田 強 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 篤広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第524号	北九州市八幡西区浅川台3丁目16番8号 債務者 坪根 豪優 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金弘 正則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第140号	岩手県宮古市山口3丁目9番14号 債務者 若林 朋昭 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第193号	愛知県豊橋市前田中町13番地の8 グリーンパーク吉田303号 債務者 夏目 直紀 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水ちはる 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第107号	岐阜市鷺山東2丁目2番33号 債務者 加藤 勇 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大澤 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第74号	鹿児島県霧島市国分野口東3番22-101号 ペイフロント、前住所鹿児島県霧島市国分重久428番地1 債務者 富山 優子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第182号	栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2503番地、前住所栃木県芳賀郡市貝町大字上根1335番地45 債務者 オハラ フィゲイレド ルイス リカルド 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第448号	埼玉県さいたま市見沼区東大宮5丁目49-20 コモド東大宮101、住民票上の住所栃木県小山市大字乙女1119番地3 債務者 寺内 豊 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田弘太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第442号	栃木県大田原市湯津上2368番地 債務者 神長 鷹 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳田 剛之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第171号	愛知県豊橋市東高田町437番地2 債務者 小澤まゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第173号	愛知県豊川市東曙町166番地 ウィングコートケーリー102号 債務者 小久保浩之 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第181号 愛知県豊橋市小松町198番地2 バロンズ コート小松206 債務者 萩原 伸江 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第189号 愛知県田原市東赤石4丁目91番地 千尋荘A棟201号 債務者 宮川 光江 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第497号 北九州市八幡東区枝光4丁目16番5-305号 債務者 高橋 広美(旧姓小崎) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第519号 北九州市小倉南区中曾根4丁目10番1-302号 債務者 小野崎悦子 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第184号 愛知県豊橋市南大清水町字元町393番地 市営南大清水住宅2棟113号、従前の住所愛知県豊橋市一色町字天模6番地 HARMONY豊橋 債務者 尾崎 敬 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第184号 福岡県久留米市国分町1955番地7、前住所福岡県久留米市原古賀町20番地の8 債務者 甲斐 彩花 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第512号 北九州市小倉北区大畠3丁目1番5-201号 債務者 吉田 駿(旧姓井上) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第535号 北九州市小倉北区東篠崎1丁目7番15-1003号 債務者 鈴木 佳成 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第185号 愛知県豊川市諷訪4丁目65番地の1 プレス テージ諷訪203号、従前の住所東京都八王子市子安町3丁目22番6号 クーネル八王子102号 債務者 吉見 悠秀 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第394号 北九州市戸畠区中原西2丁目14番6-601号 債務者 桂 肇 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第516号 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀182番地の1 カミーリアハウスK2-101号 債務者 古川 歩 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第541号 北九州市八幡西区折尾3丁目12番46-204号 債務者 遠藤 文二 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第188号 愛知県田原市東赤石4丁目91番地 千尋荘A棟201号 債務者 宮川 和明 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第466号 北九州市八幡東区西台良町8番41号 債務者 ラウンジセリーヌこと 溝口 映江 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第518号 北九州市小倉南区中曾根4丁目10番1-302号 債務者 小野崎菊江 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第542号 福岡県中間市弥生1丁目9番8号 債務者 白石 郁子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1024号 埼玉県川口市芝高木1丁目4番41号 第二平田荘203号 債務者 川又 博司 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1062号 埼玉県朝霞市根岸台6丁目10番12号 グレースマンション103 債務者 鈴木 千寿 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1180号 さいたま市北区大成町4丁目265番地 大宮稻荷下住宅2-104号 債務者 藤山 昭 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第464号 埼玉県草加市谷塚町1427番地1 アドニスドミトリー210号 債務者 米田 祥子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第1045号 埼玉県北本市中丸3丁目97番地2 フラワーハイツ205 債務者 富木 健司 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1107号 さいたま市桜区栄和6丁目16番14号 ハピネスルーム11-203号室 債務者 池内 沙織 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第347号 埼玉県越谷市レイクタウン8丁目7番地3 スフィア605 債務者 高橋 祐太 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第269号 大阪府和泉市伏屋町5丁目11番7-503号 債務者 岩間 美和 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第1057号 さいたま市北区大成町4丁目83番地5 エクラシア大宮 債務者 久保市則次 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1149号 埼玉県蕨市南町1丁目34番3号 クレスト蕨103号 債務者 古谷野竜次 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第444号 埼玉県草加市八幡町926番地8 オレンジハイツイレブン102号 債務者 斎藤真由美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第329号 大阪府泉佐野市高松東2丁目5番5号 202 債務者 西田明日可 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第1067号 埼玉県川口市元郷5丁目19番2号 ライジングサンハイツ102号 債務者 中嶋 信子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1174号 さいたま市桜区大字神田206番地3 エミール303 債務者 大島由希子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第458号 埼玉県草加市稻荷4丁目19番8号 山長荘203号 債務者 阿部 章 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第334号 大阪府貝塚市二色3丁目9番7号 債務者 讀井 真吾 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第336号 大阪府泉南郡熊取町若葉1丁目2番19号 債務者 近藤 和信 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第339号 大阪府岸和田市岡山町510番地の2 ハイツ藤浪G号、前住所大阪府泉大津市旭町1番13-308号 債務者 井上 裕介 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第343号 大阪府和泉市鶴山台2丁目10番51-504号 債務者 堀野 喬文 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第350号 大阪府泉大津市森町2丁目15番21-125号、 前住所大阪府堺市西区浜寺石津町西4丁14番12号ずっとケアホーム浜寺 債務者 藤井 成器 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係 令和7年(フ)第887号 北海道石狩市花川南3条4丁目146番地 D-e d g e D号 債務者 大澤 友也 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第38号 北海道赤平市西文京町2丁目3番地1 債務者 小林 宏美(旧姓中宮) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第949号 札幌市西区琴似2条5丁目3番22-103号 債務者 斎藤 朋重 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第989号 札幌市西区八軒7条西4丁目1番16-106号 債務者 木村久美子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1013号 札幌市西区発寒6条10丁目5番24-405号 債務者 金本 吉仁 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1107号 北海道恵庭市黄金北3丁目16番地9 (リ リープ1B号) 債務者 池田めぐみ	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第40号 北海道滝川市空知町3丁目10番1-208号 フォーシーズン滝川I 債務者 高橋 貴博 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係 令和7年(フ)第8号 北海道紋別市落石町3丁目13番9号 コーポ 宮本 2-D号 債務者 北崎 三紀 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 札幌地方裁判所滝川支部破産係 令和7年(フ)第134号 釧路市春採6丁目4番38号 第三望洋ハイツ 2階5号室、前住所釧路市幸町14丁目2番地 の14 アルソーレ1-B 債務者 齊藤 愛音 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 釧路地方裁判所民事部 令和7年(フ)第137号 北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野北1線西16番 の3 債務者 高松 千夏 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 釧路地方裁判所民事部 令和7年(フ)第41号 山形県酒田市十里塚字村東山北1番地の62 債務者 高橋 光 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 釧路地方裁判所民事部 令和7年(フ)第175号 群馬県伊勢崎市乾町173番地 グリーンハイ ツ103 債務者 山本 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 山形地方裁判所酒田支部 令和7年(フ)第175号 群馬県伊勢崎市乾町173番地 グリーンハイ ツ103 債務者 山本 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
---	--	--

令和7年(フ)第200号	群馬県(以下秘匿)、旧住所群馬県高崎市井野町832番地6 ウィステリア1階 債務者 星野 貴代 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第1120号	東京都八王子市下柚木2丁目35番地11L M京王堀之内603号 債務者 渡辺 均 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1123号	東京都町田市中町4丁目9番8号ピアレジアオヤマ5 311 債務者 米山 美来 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第152号	愛知県一宮市大和町妙興寺字西之口2381番地 P i v o t 103号 債務者 西野 博美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第21号	京都府舞鶴市字今田531番地の1 債務者 波多野清子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係
令和7年(フ)第26号	京都府福知山市字土師236番地の148 債務者 戸根 清志 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係
令和7年(フ)第489号	大阪府富田林市錦ヶ丘町6番4-1107号 債務者 上田真由美(旧姓新田) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第492号	堺市中区土塔町2313番地8 債務者 柿木田雄二(旧姓藤原) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第495号	大阪府羽曳野市古市4丁目1番11-1002号 ランドマーク古市駅前 債務者 田中久美子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第514号	堺市南区晴美台4丁1番8-101号 債務者 小倉 文 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第532号	堺市中区土塔町2313番地8 債務者 柿木田雄二(旧姓藤原) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第544号	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分313番地1 債務者 森本 義明 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第556号	大阪府富田林市甲田5丁目1番23号 債務者 中尾 粋己(旧姓神山) 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第572号	堺市中区深井中町880番地22 ボンソワール深井110号 債務者 竹村 恵美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第608号	大阪府高石市取石3丁目4番73号 債務者 牧 信子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第58号	兵庫県小野市神明町689番地の1、従前の住所神戸市中央区山本通5丁目9番6号 トーアドミトリーアー301号 債務者 黒田梨々華 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第59号
 岡山県津市国分寺71番地1 エトワールS
 S B101号室、旧住所岡山県津市近長181
 番地 ヴィラエスパワールA棟202号
 債務者 大西 香
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
 　　岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第87号
 香川県仲多度郡まんのう町中通298番地1
 債務者 行天 勇吾
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
 　　高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第89号
 香川県丸亀市今津町650番地 今津団地4棟
 1182号
 債務者 高野 利明
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
 　　高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第90号
 香川県坂出市江尻町1278番地1 ブルーカナ
 ン101号
 債務者 樋口 龍也
 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
 　　高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第94号
 北海道帯広市依田町42番地3
 債務者 前川 佳美
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第98号
 北海道広尾郡大樹町字浜大樹299番地
 債務者 高橋 一法
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第35号
 山形県鶴岡市大塚町12番13号 セジュール・
 ボヌール203号室
 債務者 高橋みづき
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第1139号
 東京都町田市忠生1丁目25番地3キクチハイ
 ツ102
 債務者 藤原 藍子
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第44号
 新潟県上越市三和区神明町1182番地66
 債務者 高橋 優美
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第51号
 新潟県上越市大豆2丁目2番11号
 債務者 相澤ひかる
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第252号
 岐阜県美濃市2301番地
 債務者 熊崎利代子
 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第154号
 長崎県長崎市白木町11番6号 アンジェラス
 白木B棟103号室
 債務者 和田 智枝
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第155号
 長崎県長崎市弥生町4番4号、旧住所東京都
 世田谷区上祖師谷4丁目35番12号 クレイノ
 マンダリーナ104
 債務者 片桐 勇輔
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第32号
 熊本県八代市松江町146番地5
 債務者 渡部 祐大
 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
 　　熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第712号
 仙台市泉区南光台2丁目5番21号 ロフ
 ティーマーメイドI-206
 債務者 小川 卓也
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第717号
 仙台市太白区東中田6丁目16番22号
 債務者 根元 美聰
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第776号
 仙台市宮城野区車町102番地の1 アルティ
 ザ仙台花京院612、従前の住所神奈川県伊勢
 原市高森3003番地の1 スクエアシティズ
 205号
 債務者 菊池佐登子
 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第78号

宮城県石巻市流留字七勺47番地2 ビレッジ
ハウス万石浦2-301号、前住所宮城県石巻
市南光町1丁目1番15号
債務者 山下 麻衣(旧姓一條)

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第81号

宮城県石巻市東中里2丁目7番2号 アーベ
イン神戸ⅡB205号、前住所宮城県石巻市駅
前北通り1丁目9番3号 互幸ハイツⅡ番館
204号
債務者 飯盛 光洋

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第98号

福島市飯坂町湯野宇葉師前14番地の3
債務者 田邊 豊

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福島地方裁判所

令和7年(フ)第78号

福島県いわき市好間町上好間字馬場西42番地
コーポ馬場西C101
債務者 四家佳保吏

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第242号

茨城県水戸市杉崎町799番地の2 フロン
ティアハイツ201
債務者 工藤 将樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第62号

千葉県夷隅郡大多喜町新丁141番地2
債務者 鈴木 均

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第1166号

東京都日野市多摩平3丁目3番地の10いづみ
ハイツ豊田403
債務者 澤田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1187号

東京都八王子市片倉町721番地1 サンライズ
K B401号
債務者 斎藤 廣照

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第708号

横浜市港北区綱島台8番6号 ピュアハナウ
エ101
債務者 花上 未来

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1136号

横浜市港南区大久保3丁目35番1-619号
債務者 池田 美優

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1358号

横浜市金沢区富岡西2丁目4番5号 G. O
ハイム富岡101
債務者 山本マリルこと ヤマモト マリル
ハモン(YAMAMOTO MARILOU
JAMON)

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1499号

横浜市青葉区美しが丘西3丁目35番地18
債務者 室館 洋志

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1574号

横浜市港北区仲手原1丁目8番33-101号
債務者 山城 省悟

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1660号

横浜市神奈川区白幡上町42番4号 コーポヒ
ルトップ105号
債務者 不破 孝浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第182号

新潟市東区中山5丁目17番2号 ストーミー
I 202号
債務者 佐藤 俊幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第254号

新潟市中央区並木町2398番地
債務者 田中 海斗

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第305号 新潟市中央区日の出3丁目7番1号 バレードール日の出418号 債務者 荒川 太一 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第235号 岐阜県羽島市正木町須賀小松489番地 (ビルレッジハウス羽島1号棟103号室) 債務者 安藤 義彦 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第122号 三重県鈴鹿市算所2丁目9番19号 グリーンフォレスト4B 債務者 豊田 紘行 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第180号 大津市本堅田1丁目1番18-102号 債務者 古川英里香 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第172号 山梨県甲州市塩山西野原603番地 特別養護老人ホーム 光風園、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上塙後1279番地 K7-204 債務者 岡田 辰代 成年後見人 社会福祉法人甲州市社会福祉協議会 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第270号 岐阜市鹿島町8丁目10番地 (フルールージュ203号室)、前住所岐阜市今川町1丁目15番地3 (ラフェリアーナ 307号室) 債務者 佐藤亜希子 (旧姓高島) 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第126号 三重県亀山市能褒野町72番地22 債務者 和田 勝寿 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第215号 滋賀県湖南市三雲1467番地10 債務者 大岩根洋輔 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第179号 山梨県甲斐市中下条1044番地5 ハイツ窓田101 債務者 堀 和子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第399号 静岡市駿河区さつき町3番17-105号 債務者 吉田まゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第187号 三重県四日市市采女町869番地1 パビリオンウネメ1B、前住所三重県四日市市采女町1600番地1 カーサージュネス207 債務者 宇井 華織 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第224号 滋賀県湖南市針1325番地、前住所滋賀県湖南市三雲638番地9 債務者 佐山 秀巳 法定代理人成年後見人 石津 美穂 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第234号 岐阜県関市下有知3830番地 債務者 長江 正 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第400号 静岡市駿河区広野2丁目18番18号 エルスターング広野T R O I S103 債務者 朝比奈真理 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第173号 大津市小野681番地の17 債務者 西田 静子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第229号 滋賀県栗東市安養寺1丁目3番10-103号 安養寺410番館 債務者 杉本 覚 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第230号 滋賀県栗東市安養寺1丁目3番10—103号 安養寺410番館 債務者 杉本 彩乃 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第678号 京都市山科区小山御坊ノ内町34番地14 債務者 玉井 宏美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第794号 京都市伏見区深草西浦町7丁目37番地 カルティエ・ラタン深草 502号 債務者 菅 茉琴 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第87号 鳥取県米子市和田町616番地 ビレッジハウス当成東2—206号 債務者 木村 拓哉 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第77号 滋賀県彦根市平田町584番地2 (206号) 債務者 里見 寛幸 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年(フ)第718号 京都府宇治市小倉町南堀池85番地の6、前住所京都府宇治市小倉町春日森63番地 ルミエール春日森401号 債務者 渡邊 麻美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第276号 兵庫県姫路市上手野49番地7 メゾン上手野201 債務者 堀尾 昌信 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(フ)第88号 鳥取県西伯郡南部町東町359番地 債務者 門脇 優 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第37号 滋賀県長浜市東上坂町614番地1 債務者 名鷺 恵 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	令和7年(フ)第779号 京都市山科区北花山六反田町36番地7 債務者 林 友子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第80号 鳥取県鳥取市福部町久志羅333番地、旧住所鳥取県米子市上福原5丁目9番5号 210号 債務者 山本 莉奈 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第44号 島根県出雲市天神町163番地8 県営住宅川北天神団地133 債務者 岩崎 治郎 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第668号 京都市左京区岩倉花園町284番地1 ウイングプラザ284 204号 債務者 常光 真綺 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第782号 京都市北区大北山原谷乾町36番地58 債務者 山崎 容子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第93号 鳥取県鳥取市立川町5丁目71番地5 債務者 三木 康裕 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第392号 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄1番地60 債務者 大谷 直美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部

<p>令和7年(フ)第393号 岡山市北区大学町4番1号 山下ビル202 債務者 赤木 元 1 決定年月日時 令和7年7月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(フ)第5号 岡山県新見市哲多町蚊家3664番地2 債務者 妹尾 直希 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 岡山地方裁判所新見支部</p> <p>令和7年(フ)第131号 広島県福山市芦田町大字福田2952番地2、旧住所広島県福山市駅家町大字大橋246番地 債務者 日野 未依(旧姓高木) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係</p> <p>令和7年(フ)第27号 広島県安芸高田市甲田町高田原1155番地5 債務者 宗下 公明 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 広島地方裁判所三次支部</p>	<p>令和7年(フ)第18号 山口県萩市大字椿2398番地1 養護老人ホームつばき、従前の住所山口県萩市大字堀内211番地5 債務者 レストラン細川こと 細川 鐵也 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 山口地方裁判所萩支部</p> <p>令和7年(フ)第157号 愛媛県松山市千舟町7丁目8番地1 アーク千舟205号 債務者 黒田 実希 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第195号 愛媛県松山市来住町444番地38 債務者 山口萌々香 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第227号 愛媛県松山市大街道3丁目5番地4 シャトー美紀403号 債務者 藤岡 史絵 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松山地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第26号 愛媛県宇和島市吉田町立間1番耕地3686番地 債務者 高田 浩 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 松山地方裁判所宇和島支部</p> <p>令和7年(フ)第319号 熊本市西区松尾1丁目9番41号 債務者 大山恵三子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産係</p> <p>令和7年(フ)第51号 熊本市中央区水前寺4丁目19番20-404号 グランピア水前寺2 債務者 堀 和広 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産係</p> <p>令和7年(フ)第73号 千葉県茂原市長尾2600番地2 (アヴェニールI 201号室) 債務者 鵜沢 洋子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1135号 東京都調布市調布ケ丘2丁目13番地1メゾン・ドゥ・エール301 債務者 潮谷 新悟 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
---	--	--

令和7年(フ)第1191号	東京都日野市西平山5丁目42番地の18メゾン ゆき201 債務者 小林 和英 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第166号	福井市二の宮3丁目12番3号、旧住所福井市 三郎丸4丁目507番地 債務者 コダマ工業こと 小玉 栄次 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第376号	静岡市駿河区大谷2丁目25番31-201号 債務者 松井 利樹 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2877号	大阪府高槻市南総持寺町6番46-306号 債務者 濱 正雄 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2892号	大阪市東成区大今里南3丁目2番18-801号 債務者 鏡原 久代

令和7年(フ)第3274号	大阪市東淀川区小松3丁目15番20-305号 債務者 西村 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2935号	大阪府茨木市沢良宜西1丁目8番5号 奥野 マンション 2B号、前住所大阪市住吉区長 居東1丁目21番2号 債務者 原田千代美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2992号	大阪市此花区春日出南1丁目1番8号 債務者 原村みすゞ 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3172号	大阪府門真市元町25番24号 債務者 高垣 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3185号	大阪市西成区萩之茶屋2丁目6番23号 キン グ 416号 債務者 大内 貞直 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第43号	山口県岩国市錦見7丁目7番7-201号L u n a v i e w (前住所 岐阜県美濃市笠神 2027番地) 債務者 清山美穂子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(フ)第525号	千葉県松戸市三矢小台4丁目15番地の2 キャビン102号 債務者 常住 寛樹 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第561号

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山4丁目12番11号
(ジェニファーカーくぬぎ山103)、前住所千葉県
鎌ヶ谷市軽井沢1983番地6 (エーコービル
ド新鎌ヶ谷303)

債務者 柳田 熱

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第573号

千葉県野田市岩名1丁目24番地の18

債務者 村井 麻凜

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第148号

兵庫県明石市大観町4番8号

債務者 上条 正雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第150号

兵庫県明石市松が丘1丁目2番1-1015号

債務者 富 勇真

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第173号

熊本市中央区大江1丁目7番15号 Mグラン
大江307、転入前住所熊本市東区新南部3丁
目7番108号 グリーンハイツ204

債務者 山形 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第366号

神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2番6-309
号、従前の住所神戸市中央区磯辺通2丁目2
番1-701号

債務者 安藤由希子

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第562号

神戸市中央区磯辺通4丁目2番14-306号

債務者 井戸本涼太

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第601号

神戸市須磨区高倉台1丁目5番17号 高倉ハ
ウス202号

債務者 原田 勉

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第68号

佐賀県西松浦郡有田町白川2丁目5番10号

債務者 藤井 陽

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第79号

佐賀県伊万里市新天町715番地1 ビレッジ
ハウス伊万里1号棟404号室

債務者 幸松 史郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第84号

佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲425番地

1 伊東アパート102号、前住所佐賀県嬉野
市嬉野町大字下宿乙1678番地11 嬉野館マン
ション206

債務者 江原 一幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第117号

神奈川県横須賀市小原台29番7号 グリーン
ハウス木村102

債務者 志田 栄平

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第125号

令和7年(フ)第125号

神奈川県横須賀市芦名1丁目4番15号

債務者 斎藤 茂次

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第129号

神奈川県横須賀市荻野13番10号

債務者 吉田 美鈴

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第136号

神奈川県横須賀市久里浜7丁目16番11号 第
3鈴木ビル301

債務者 中島 優実

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第141号

神奈川県横須賀市津久井5丁目11番4号 第
1サニーコートA-1

債務者 横山 健

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第149号

神奈川県横須賀市追浜南町1丁目20番地
債務者 福田 英明

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第165号

千葉県松戸市幸谷632番地の1 ドミール新松戸Ⅱ202号
債務者 酒井 秀人

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第453号

千葉県松戸市新松戸北2丁目5番地の4
コヨービル401号
債務者 上川 静代

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第471号

千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7丁目1番93号 (アビタシオン鎌ヶ谷106号)
債務者 小川 辰男

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第491号

千葉県我孫子市下ヶ戸254番地の6
債務者 青木 直也

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第507号

千葉県鎌ヶ谷市南初富1丁目1番25号 (南初富A P 2 F)
債務者 菅谷 友崇 (旧姓辻崎)

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第529号

千葉県柏市増尾7丁目18番18号、前住所千葉県千葉市稻毛区園生町110番地2 シティコーポ園生203号
債務者 佐々木 聖

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第530号

千葉県野田市木間ヶ瀬730番地97 永塚アパート2階
債務者 永尾 道代

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第534号

千葉県松戸市小山35番地の2 松戸パレス606号室
債務者 坂本 麻里 (旧姓中島)

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第552号

千葉県我孫子市下ヶ戸1825番地の4 (204号)
イーストヒルズ笹山
債務者 増田 辰夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第560号

千葉県柏市豊住4丁目4番2号 メゾン・ド・ヒラヤマA-201号、前住所千葉県柏市旭町5丁目1番1-902号
債務者 石井太一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第565号

千葉県松戸市五香3丁目12番地の13 藤木ハイツ203号
債務者 高橋 久雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第566号

千葉県松戸市西馬橋2丁目41番地の23 α NEXXTピックフラット201号、前住所千葉県柏市松ヶ崎501番地1 松ヶ崎シェアハウスB-106号
債務者 飯嶋 博

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第567号

千葉県野田市柏寺444番地24 丸田アパート
債務者 上島 英幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第569号

千葉県我孫子市湖北台7丁目9番30-202号
債務者 竹田 勉

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第576号

千葉県柏市篠籠田1385番地1 ボンノールガーデン、前住所千葉県柏市高田1274番地3 ピープタウン高田102号
債務者 河村 幸男

- 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第260号 神奈川県小田原市中町3丁目12番3号 債務者 岡野 静香 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第173号 青森市大字横内字亀井70番地2 メゾンフルールB-202、旧住所青森市八重田4丁目17番10号 メゾンTY102号 債務者 小山 健治 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第600号 広島市中区吉島町3番8-502号 債務者 深瀬 康平 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第83号 山口県宇部市草江4丁目9番34号 債務者 大野 瞬平 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第374号 神奈川県平塚市四之宮5丁目1番53号 田辺アパート201 債務者 岡野 慎彦 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第554号 広島市安芸区船越1丁目34番31-401号 債務者 山田つかさ 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第626号 広島市中区大手町3丁目1番7-804号 債務者 日浦 友紀 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第299号 熊本市東区上南部2丁目5番35号 オレンジフローラ1 201 債務者 上野とし子 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第360号 熊本市西区上代8丁目13番2号 せれす櫻崎301 債務者 中村 仁望 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第55号 山口市小郡下郷2212番地5 CO-O-P小郡グリーンマンション 303号 債務者 平野 信二 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第55号 山口市小郡下郷2212番地5 CO-O-P小郡グリーンマンション 303号 債務者 平野 信二 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第310号 熊本県菊池市泗水町永4114番地2 パストン桜山C201 債務者 宇野 健二 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第169号 青森市浪打1丁目1番4号 ラ・メゾンブルンシュ101号 債務者 平山 晴賀 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第652号 広島市安芸区船越南2丁目19番26-638号 債務者 井上 和哉 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第74号 山口市秋穂東3993番地 債務者 松原 早苗 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第323号 熊本市中央区出水2丁目2番37号 さくらージデンス304 債務者 牧 かおり 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止

令和6年(フ)第202号

沖縄県那覇市松山1丁目3番18号

破産者 一般社団法人沖縄・ビジネスインキュ
ベーション・プラザ

1 決定年月日 令和7年7月10日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第203号

佐賀県伊万里市松浦町中野原1668番地

破産者 株式会社フォレシティ

1 決定年月日 令和7年7月10日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第226号

千葉県松戸市中根長津町169番地

破産者 バインド・ギアコーポレーション株式
会社

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第456号

千葉県松戸市中根428番地 (株)バイセッ
プス松戸営業所305号

破産者 田村 满

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第878号

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町464番地 小
林荘2号棟201号

破産者 内田 健一

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第926号

千葉県松戸市上本郷2900番地の10

破産者 山下 勝弘

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第975号

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺4丁目18番30号、前
住所千葉県船橋市藤原4丁目5番5号

破産者 舟田 良男

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第984号

千葉県野田市尾崎317番地の17 R I O G R
A N 207

破産者 福田 徳之

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第30号

千葉県柏市若白毛1298番地3

破産者 株式会社丸勝

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第31号

千葉県成田市不動ケ岡2135番地5

破産者 福田 理佳

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第233号

千葉県松戸市八ヶ崎2丁目28番地の1 ルチ
ルIV204号

破産者 小林ちひろ(旧姓宇野)

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第270号

千葉県流山市おおたかの森東3丁目28番地の
4 フェリオII-105

破産者 村山亜紀子(旧姓島田)

1 決定年月日 令和7年7月14日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第409号

茨城県ひたちなか市東石川字堂宝地3091番地
1

破産者 有限会社毎日会館

1 決定年月日 令和7年7月15日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第27号

栃木県さくら市フィオーレ喜連川5丁目2番
2-105号、従前の住所栃木県矢板市安沢
2044番地1

破産者 吉澤 利一

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第369号

横浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野
毛本通り401、商業登記簿上の本店所在地横
浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野毛
本通り301

破産者 コアシステクノロジ株式会社

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ)第370号

横浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野
毛本通り401、商業登記簿上の本店所在地横
浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野毛
本通り301

破産者 コアシスソフト株式会社

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第371号

横浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野
毛本通り401、商業登記簿上の本店所在地横
浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野毛
本通り301

破産者 コアシスネットコム株式会社

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第372号

横浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野
毛本通り401、商業登記簿上の本店所在地横
浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野毛
本通り301

破産者 コアシススタッフ株式会社

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第373号

横浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野
毛本通り401、商業登記簿上の本店所在地横
浜市中区野毛町2丁目78番地5 グランデ野毛
本通り301

破産者 コアシステスト株式会社

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第41号 山梨県甲府市徳行2丁目17番19号 破産者 有限会社向上企画 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第757号 静岡市清水区大沢町9-23 プレジール大沢201、住民票上の住所静岡市清水区緑が丘町12番17号 破産者 山本 敏明 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第559号 名古屋市西区名西2丁目8番18号水谷ビル1階 破産者 株式会社あざらし食堂 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和4年(フ)第4192号 大阪府枚方市交北3丁目1番16-303号 破産者 大和 啓太 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第1833号 大阪市東成区東小橋3丁目1番15号 破産者 K. Y. R株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1452号 大阪市中央区北久宝寺町3丁目1番6-1005号 破産者 ラビエール株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1670号 大阪市北区中崎西1丁目7-11 破産者 株式会社都録 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1679号 大阪府池田市井口堂3丁目7番18-306号 破産者 日本ビルテック株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第332号 愛媛県松山市築山町12番25号 エース松山ビル3階 破産者 四国ビジネスサポート株式会社 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松山地方裁判所民事部 令和6年(フ)第4号 岩手県北上市藤沢13地割106番地5 破産者 岩湘ロジスティックス株式会社 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所花巻支部
---	---

令和6年(フ)第380号

岡山県倉敷市鶴の浦3丁目3番6-12号
破産者 株式会社ウイル建設

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第335号

香川県高松市福岡町4丁目18番15号
破産者 株式会社エクス

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第292号

愛媛県松山市持田町2丁目1番20号
破産者 有限会社フォーユー

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第267号

北九州市小倉北区金鶴町8番23号
破産者 株式会社ぢどり屋こた

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第25号

熊本県八代市日置町3838番地の1
破産者 松岡機工株式会社

- 1 決定年月日 令和7年7月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和6年(フ)第204号

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1896番地3
破産者 上里 善之(旧姓能塚)

1 決定年月日 令和7年7月10日

- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第410号

茨城県ひたちなか市東大島3丁目27番5-307号 ときわハイツC棟

破産者 金子 義照

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第60号

茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地 県営三反田アパート17-2-2

破産者 茂垣 純子

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第150号

福岡県中間市岩瀬3丁目11番2号

破産者 永瀬 秀一

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第160号

北九州市八幡西区大字野面2454番地3(1棟301)

破産者 三浦富貴子

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第309号

北九州市八幡西区青山1丁目8番6-103号
破産者 市川 昇

- 1 決定年月日 令和7年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第431号

茨城県ひたちなか市大字東石川3533番地1

勝田プリンスマンションB棟201号、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市青葉町17番10-503号 サーパス青葉中央

破産者 木滝 茂範

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第472号

茨城県笠間市笠間120番地7、開始決定時の住所茨城県桜川市明日香三丁目33番地 ナカタマンションA-101

破産者 栗又 佑樹

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第37号

茨城県水戸市吉沢町161-2 コーポBE5 C102、住民票上の住所茨城県笠間市稻田1795番地12

破産者 佐々木文一

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所

令和6年(フ)第292号

山梨県甲府市大里町1985番地2、開始決定時の住所山梨県甲府市貢川本町1番15号
破産者 上田美衣子

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第51号

山梨県甲斐市島上条373番地 アパートメントシマカ201
破産者 小田切友子

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第214号

岐阜県関市下有知3489番地
破産者 山田 修平

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第465号

岐阜市春近古市場南22番地、開始決定時の住所岐阜市太郎丸765番地30
破産者 酒井 良二

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第215号

北九州市八幡西区菅原町5番23号
破産者 森 圭司郎

- 1 決定年月日 令和7年7月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

<p>令和7年(フ)第237号 北九州市門司区葛葉1丁目9番18号(102)、 前住所福岡市東区香椎照葉6丁目3番12— 1118号 照葉クロススタイル 破産者 矢野可奈子(旧姓磯部) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第40号 山形市久保田2丁目13番15号 破産者 渡邊 誠 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>長野県千曲市大字鉄物師屋569番地1サーブラス寺沢103、前住所長野県千曲市大字戸倉395番地3 破産者 上松 美枝 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和6年(フ)第356号 熊本市中央区帯山4丁目50番3号、転入前住所熊本市東区長嶺東8丁目13番45号 破産者 関戸 連 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>山形市久保田2丁目13番15号 破産者 渡邊 誠 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>山形地方裁判所民事部 令和6年(フ)第269号 神奈川県三浦郡葉山町堀内1452番地の3 向陽荘203 破産者 小濱 麗子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>長野地方裁判所上田支部 令和6年(フ)第2799号 愛知県知多郡美浜町大字北方字吉田流38番地7 破産者 木村 光正 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第87号 熊本市南区川口町2577番地 破産者 山野 宏利 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年(フ)第36号 山梨県甲府市下今井町4番地4 破産者 堀内 綾美 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第480号 名古屋市名東区牧の里1丁目1602番地 メゾンマエダ203号 破産者 杉野 克 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第51号 沖縄県那霸市前島3丁目7番3-302号 Castile II 破産者 金城和香奈 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第36号 山梨県甲府市下今井町4番地4 破産者 堀内 綾美 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第560号 名古屋市西区城西3丁目19番22号 LT城西II 破産者 松尾 和真 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第51号 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第51号 沖縄県那霸市前島3丁目7番3-302号 Castile II 破産者 金城和香奈 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第56号 山梨県甲斐市島上条1241番地3 破産者 山田 哲也 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第560号 名古屋市西区城西3丁目19番22号 LT城西II 破産者 松尾 和真 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第1858号 札幌市西区発寒10条2丁目10番23号 破産者 藤戸 健二</p>	<p>名古屋市名東区牧の原1丁目330番地 藤和シティホームズ名東牧の原402号 甲府地方裁判所民事部破産係</p>	<p>甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第568号 名古屋市名東区牧の原1丁目330番地 藤和シティホームズ名東牧の原402号 破産者 杉本 雅彦</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第658号 大阪市東成区深江北3丁目6番29号 ロイヤル深江 405号 破産者 春井 悠輝 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>
<p>令和7年(フ)第1858号 札幌市西区発寒10条2丁目10番23号 破産者 藤戸 健二</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和5年(フ)第1867号 大阪市中央区淡路町4丁目4番12号 303 破産者 石井 裕也 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第2127号 大阪府茨木市西田中町7番27号 破産者 井平圭英子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>	<p>大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第2627号 大阪府門真市常盤町25番14号 マンションまり401号 破産者 上田 妃菜 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。</p>

令和6年(フ)第4126号 大阪府枚方市牧野阪2丁目2番7-209号 破産者 森藤 正臣 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4850号 大阪府守口市梶町3丁目41番14-101号 破産者 元橋未知斗 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5086号 大阪府箕面市牧落2丁目14番17号 (201号) 破産者 安部奈穂美 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5982号 大阪市平野区平野北1丁目10番41号 三友平野マンション 403号 破産者 山崎 咲斗 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6236号 大阪府寝屋川市郡元町11番12号 破産者 谷口 和則 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第254号 大阪府八尾市旭ヶ丘2丁目19番地の1 レオパレスIMAGO302号、開始決定時大阪府八尾市西高安町3丁目2番地の1 レオパレスグリチーネ312号 破産者 吉田 侑史 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1457号 大阪市西淀川区姫里2丁目9番29-502号 破産者 徳重 隆 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第176号 大阪府羽曳野市伊賀6丁目8番6号 破産者 竹村商店、羽馬竹食品こと 前田 雅子 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第1523号 大阪市西区九条1丁目28番8-1011号 破産者 岡野 直人 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第854号 大阪府門真市栄町7番23号 栄町マンション 103号 破産者 小野 哲夫 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1092号 大阪府豊中市原田元町2丁目9番4-203号 破産者 美容鍼灸院Hari ste 11aこと 矢島 瑞偉 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1454号 大阪府吹田市千里山東2丁目6番C-501号 破産者 今奈良英樹 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第843号 大阪府柏原市田辺2丁目9番68号、前住所大阪市平野区加美正覚寺4丁目4番41号 マルーン平野 702号 破産者 薮下 直樹 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1111号 堺市東区白鷺町3丁17番22-101号 破産者 堀川 克也 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第292号 堺市南区原山台5丁3番3—506号 破産者 加藤 隆徳 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第17号 香川県丸亀市西平山町55番地 ロータリーマンション丸亀107号、前住所香川県綾歌郡宇多津町2268番地3 破産者 黒渕 栄一 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第42号 兵庫県丹波市春日町棚原1340番地、従前の住所兵庫県丹波市春日町黒井772番地1 アヴァンティ黒井202号 破産者 Rick Shamanこと 矢部高嗣 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所柏原支部	令和6年(フ)第268号 愛媛県松山市南久米町118番地1 久米ツインタワービル401号 破産者 河内 昭彦 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第77号 福岡県うきは市吉井町宮田526番地1 破産者 江藤 司 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	令和6年(フ)第616号 北九州市小倉北区朝日ヶ丘9番3—502号 破産者 Link Designこと 栗山丈史 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第240号 北九州市八幡東区白川町9番5号(レオパレス八幡白川206)、前住所福岡県宗像市日の里2丁目26番地3 ドリーム・リマ2 302号 破産者 平山 光男	1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部	令和6年(フ)第9号 山形県新庄市大字飛田22番地の1 ユニテラス新庄一 102号室、旧住所山形県酒田市高見台2丁目21番地の15 アークヒルズ203号 破産者 高橋 和彦
令和6年(フ)第515号 兵庫県加古川市別府町別府628番地の1 トゥルーハートA-204号 破産者 佐野加工所こと 佐野昭秀こと 左昭秀 1 決定年月日 令和7年7月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年(フ)第90号 北海道岩見沢市緑が丘6丁目302番地6 共同住宅いち香 破産者 山田 嘉照 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(フ)第25号 新潟県三条市直江町4丁目13番27号 破産者 石丸未酉雄 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部	令和6年(フ)第291号 金沢市諸江町上丁503番地2、従前の住所金沢市諸江町中丁102番地2 破産者 井田 遼平 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第39号 長野市大字高田557番地1 オツツ高田B305、旧住所東京都小金井市梶野町1丁目7番42号 ヴィラ・ファミーユA106 破産者 寒川 綾一 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係		

令和7年(フ)第24号	岐阜県土岐市泉町定林寺792番地の1 ベルソレイユ A-202号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻12番地の15 破産者 小倉 康正 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(フ)第331号	静岡県駿東郡長泉町納米里196番地の1 マノワール陽光204号 破産者 向笠 真透 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第107号	静岡県浜松市中央区初生町1409番地の5 破産者 三上 楓太 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第3808号	大阪市東住吉区杭全5丁目12番17号 ハイツシャレード西館 317号 破産者 木村 麻耶 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5215号	大阪府八尾市山本町北7丁目3番32-303号 破産者 溝端里英子

令和6年(フ)第24号	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5475号	京都市南区上鳥羽奈須野町198番地 ヴェルデ京都上鳥羽302、開始決定時大阪府豊中市本町3丁目1番56-203号 破産者 豊田 海斗 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第601号	大阪府八尾市久宝寺3丁目10番1号 北山文化202号 破産者 木田 和泉 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1561号	大阪府八尾市南木の本7丁目11番地の18 破産者 原田 照子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第234号	岡山県井原市井原町2928番地1、転居前の住所岡山県岡山市東区西大寺松崎168番地11 破産者 宮越 直樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第361号	(前住所) 岡山県倉敷市中島2407番地101 コーポ並木101号 破産者 河上 博昭 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第334号	愛媛県松山市平井町3621番地3 竹乃井第2ビル406号 破産者 久保 敏男 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第208号	北九州市八幡西区陣原2丁目15番6-608号、前住所北九州市門司区下馬寄3番6-404号 破産者 辻 守 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第212号	北九州市八幡東区藤見町8番2号 破産者 和田 英里（開始決定時の氏名 中村英里（旧姓和田）） 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第40号	熊本県八代市日置町3838番地1 破産者 松岡美穂子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第40号	熊本県八代市日置町3838番地1 破産者 松岡美穂子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地裁判所八代支部
令和6年(フ)第106号	大分県中津市中央町1丁目7番6号 マンションK 3-B号室 破産者 植田 寿幸 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第100号	神奈川県横須賀市汐入町2丁目43番地山本興業ビル4F 破産者 奥村 真緒(旧姓原田) 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
免責許可決定	
令和6年(フ)第297号	
神奈川県横須賀市二葉2丁目41番15号 田丸 フラットB号室 破産者 鈴木 怜奈 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	
令和7年(フ)第5号	
神奈川県横須賀市秋谷1丁目2番33号 破産者 高橋 潤 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	
令和7年(フ)第27号	
神奈川県逗子市久木2丁目9番4-103号 破産者 関根 彩織 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	
令和7年(フ)第6号	
神奈川県横須賀市小原台20番14号 木村ア パート 破産者 野川 栄治 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	
令和7年(フ)第31号	
神奈川県横須賀市平作8丁目2番13号 パラ シオン関201 破産者 森 義一 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	

令和7年(フ)第39号	千葉県野田市尾崎317番地の17 R I O G R A N207 破産者 福田 徳之 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第61号	
神奈川県横須賀市汐入町3丁目22番地1 カ サベルテ101 破産者 伊藤 武彦 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部	
令和6年(フ)第456号	
千葉県松戸市中根428番地 (株)バイセツ プラス松戸営業所305号 破産者 田村 满 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和6年(フ)第878号	
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町464番地 小 林荘2号棟201号 破産者 内田 健一 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和6年(フ)第926号	
千葉県松戸市上本郷2900番地の10 破産者 山下 勝弘 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和6年(フ)第975号	
千葉県鎌ヶ谷市東道野辺4丁目18番30号、前 住所千葉県船橋市藤原4丁目5番5号 破産者 船田 良男 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第984号	
千葉県野田市尾崎317番地の17 R I O G R A N207 破産者 福田 徳之 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第31号	
千葉県成田市不動ケ岡2135番地5 破産者 福田 理佳 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第233号	
千葉県松戸市八ヶ崎2丁目28番地の1 ルチ ルIV204号 破産者 小林ちひろ(旧姓字野) 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第270号	
千葉県流山市おおたかの森東3丁目28番地の 4 フェリオII-105 破産者 村山亜紀子(旧姓島田) 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第97号	
千葉県松戸市仲井町1丁目9番地の1 レオ パレス9番街303号 破産者 廣瀬 健悟 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第163号	
千葉県松戸市平賀228番地 コーポグリーン 103号 破産者 芳賀 芳樹 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第197号	
千葉県松戸市牧の原2丁目255番地 ボンメ ゾン101号 破産者 松野美由紀 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第207号	
千葉県柏市北柏1丁目5番地3 クリエイ ティブ北柏503号、前住所千葉県柏市宿連寺 243番地1 ジュネ向山2番館406号 破産者 依田 真 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第238号	
千葉県流山市美原1丁目1232番地の2 ベル クレール江戸川台206 破産者 須賀原奈津美 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第239号	
千葉県野田市中戸476番地4 破産者 菊池まどか 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第240号	
千葉県柏市豊四季514番地3 ジュネバレス 柏第46-203号 破産者 出井 博之 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第258号	
千葉県柏市篠籠田1397番地282 コーポ中根 101号 破産者 堀越 霞 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	
令和7年(フ)第278号	
千葉県松戸市牧の原2丁目1番地 常盤平南 部市営住宅1棟204号 破産者 寺床 幸雄 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	

令和7年(フ) 第279号 千葉県柏市豊四季352番地7 マイキャッスル柏豊四季205号 破産者 小林 沙織 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第300号 千葉県柏市豊平町3番14号 破産者 前原 知子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第317号 千葉県柏市ひばりが丘12番18-201号 破産者 谷川 勉 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第319号 千葉県野田市山崎1720番地 グリュック・ラウム201 破産者 鈴木 拓也 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第336号 千葉県松戸市東平賀275番地の1 ソーシャルインクルーホーム松戸東平賀 破産者 崎代 政信 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第59号 神奈川県横須賀市浜見台1丁目3番2号 グリーンヒルズ追浜 破産者 大内 正智 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ) 第71号 神奈川県横須賀市津久井1丁目19番25-101号 破産者 カーン久美子 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ) 第79号 神奈川県横須賀市長沢1丁目38番31号 破産者 浅野 幸雄 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ) 第87号 神奈川県横須賀市浦上台1丁目27番20号 破産者 宅間 岳人 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ) 第306号 北九州市小倉北区上富野5丁目12番7-302号 破産者 M.Yレンタルこと 武内まどか 1 決定年月日 令和7年7月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ) 第99号 茨城県鉾田市鉾田1569番地8 破産者 根崎さゆり 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ) 第103号 茨城県水戸市渡里町2779番地の2 破産者 清水 広治 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ) 第158号 茨城県水戸市元台町1486番地 小端マンションB棟203号 破産者 鈴木とも恵 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所
令和7年(フ) 第198号 千葉県松戸市高塚新田123番地の2 高塚団地2街区4棟402号 破産者 鈴木 光一 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第108号 山梨県南アルプス市小笠原619番地 ボンヌ・シャンス101号室 破産者 門馬 恒夫 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ) 第126号 岐阜市大福町10丁目15番地1 破産者 高橋 逸子 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ) 第146号 岐阜県(以下秘匿)、旧住所愛知県刈谷市荒井町2丁目3番地13 サンライズ荒井202号 破産者 牧野 和美(旧姓高尾) 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ) 第155号 岐阜市金竜町2丁目17番地(メゾン金竜302号室)、前住所岐阜市宇佐4丁目3番3-303号(ハイツ宇佐3号棟) 破産者 長瀬 良信 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ) 第70号 愛知県豊橋市下地町字若宮67番地 クリアネスI・203 破産者 岸 駿 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第48号 香川県仲多度郡多度津町東新町9番34-2号 破産者 パストル ハシモト ハロルド ジュニオ 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ) 第4号 香川県仲多度郡琴平町榎井155番地2 高木住宅(K-59) 破産者 吉田 真樹 1 決定年月日 令和7年7月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第57号
香川県丸亀市土居町1丁目16番12-301号
リバーサイドハイツ
破産者 渕 麻弥
1 決定年月日 令和7年7月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第294号
北九州市小倉南区力団地43番506号、前住所北九州市小倉南区朽網東2丁目8番14号(101)
破産者 亀井 正太
1 決定年月日 令和7年7月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第25号
(開始決定時の住所) 沖縄県糸満市字糸満1665番地の3 Rilassa fioore 302号室、申立時の住所沖縄県豊見城市字嘉数202番地
破産者 比嘉 努
1 決定年月日 令和7年7月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第117号
沖縄県那覇市宇天久1090番地1 波之上産業 天久マンションA-403
破産者 浦崎嘉礼武
1 決定年月日 令和7年7月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第323号
札幌市東区北33条東12丁目2番17号 ノースマンション3312-302号
破産者 小西 恵子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第459号
札幌市東区北23条東12丁目4番28号 明園ビル205号
破産者 位田 聖(旧姓川合)
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第465号
札幌市東区北9条東12丁目1番6号マイステージ北極星205号
破産者 長山 恵(旧姓小寺)
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第507号
札幌市白石区南郷通7丁目南3番3号 エルミタージュ南郷306号
破産者 近野 玲子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第508号
札幌市白石区南郷通7丁目南3番3号 エルミタージュ南郷306号
破産者 近野 唯斗
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第550号
札幌市中央区南29条西11丁目5番26号 ローヤルハイツ南29条201号
破産者 川辺美千乃
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第572号
北海道石狩市親船東2条1丁目17番地
破産者 川村すばる
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第618号
札幌市西区発寒4条5丁目3番18号
破産者 原田 高志
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第626号
北海道恵庭市島松寿町2丁目33番地1 (市営住宅34号)
破産者 木村 肇智

1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第642号
北海道千歳市旭ヶ丘3丁目2番4号 ユイットメゾン101号
破産者 田中 健二
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第655号
札幌市西区八軒2条東1丁目3番15号 カーサチェリベⅡ-E1号
破産者 中山 綾子(旧姓山田)
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第670号
札幌市白石区本通11丁目南1番22号 ピックバーンズマンション本通102号
破産者 山下 範泰
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第682号
札幌市西区の手4条10丁目2番30-215号
破産者 山崎 綾(旧姓成田)
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第740号
札幌市北区新川4条13丁目7番15-103号
破産者 中井 昭一
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第65号
北海道旭川市大町1条14丁目231番地の268サウザンドファイン大町1 101号室
破産者 柳原 知輝
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第73号
北海道旭川市6条通25丁目367番地の7
パールハウスYM2F201号室
破産者 山本 健一

1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第104号
北海道旭川市大町1条1丁目30番地の115
リプロート大町D206
破産者 神山由美子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第110号
北海道旭川市豊岡8条3丁目4番20号 リオグランデ 319号室
破産者 西田 裕之
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第115号
北海道旭川市神楽岡5条4丁目1番13号 セレブ5・4 2F A
破産者 田中 多恵
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第118号
北海道旭川市東光4条3丁目1番15号 ヴィラノーブル102号室
破産者 栗谷川明実
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第121号
北海道旭川市6条通25丁目367番地の6
パールハウスYM II 202号室
破産者 坂本 唯香
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第124号
北海道旭川市大町1条4丁目14番地の322
OMハイツ103
破産者 大屋 健也
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第16号

北海道標津郡中標津町西9条北8丁目4番地
破産者 上出 美穂

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和7年(フ)第39号

福島県いわき市平字正月町1番地の19
破産者 峯尾 弘

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第27号

栃木県さくら市フィオーレ喜連川5丁目2番
2-105号、従前の住所栃木県矢板市安沢
2044番地1
破産者 吉澤 利一

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第613号

さいたま市緑区道祖土1丁目15番5号
破産者 笹田 健司

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第633号

さいたま市見沼区春野1丁目1番5-404号
破産者 野中 陽子

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第695号

さいたま市大宮区堀の内町3丁目35番地2
アーク・ヴィラ堀の内305

- 破産者 向 智子
- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第699号

さいたま市岩槻区美幸町3番11号
破産者 中島 大樹

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第705号

埼玉県戸田市笛6丁目20番地の32 ローズ
ハイツ201号室
破産者 江藤 彩佳

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第714号

埼玉県川口市大字西立野385番地 コーポグ
リーンシティ1-201号、旧住所埼玉県川口
市長蔵2丁目28番18号 ブライト303号
破産者 我満 大樹

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第717号

さいたま市岩槻区城南4丁目6番67-102号
破産者 高木 勝利

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第78号

山梨県中央市下河東948番地 ハイツ中橋2
号室
破産者 伊藤 昭

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第23号

山梨県富士吉田市松山1407番地の13
破産者 鈴木 清二

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第73号

静岡県浜松市中央区高丘北4丁目9番5号
マンション大松307

- 破産者 中野スエレンこと タカダ リマ ス
エレン (TAKADA LIMA SUEL
EN)
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第113号

静岡県浜松市中央区住吉3丁目12番13号 ク
オーレ206

- 破産者 小長井章子
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第142号

静岡県磐田市掛塚1106番地1 アニヴァーサ
リー竜洋B-7

- 破産者 寺田 和義
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第145号

静岡県浜松市天竜区長沢226番地の60
破産者 岡田 武彦

- 1 決定年月日 令和7年7月17日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第154号

静岡県湖西市鷺津3317番地 ヒルズ小名川W
ING α-402

- 破産者 今 若菜
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第159号

静岡県浜松市中央区高丘北4丁目9番5号
マンション大松306号室

- 破産者 松下 早織
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第183号

静岡県浜松市浜名区高畑219番地の1 パー
クヒルズタカハタ206、前住所静岡県浜松市
浜名区横須賀721番地の8

- 破産者 鈴木 光男
- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第184号

静岡県浜松市中央区幸5丁目5番13号 レス
ポワール203号室

- 破産者 新垣 清一

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第37号

三重県津市香良洲町515番地1 Be 11 t
ree 1 B、前住所三重県鈴鹿市末広東12番
11号 ランドマーク88 A棟102号

- 破産者 山本 順

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第141号

堺市堺区樺元町6丁3番25号(202号)

- 破産者 藤井 勝己

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第213号

堺市南区高倉台4丁15番3号

- 破産者 増田 佳子

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第270号

堺市北区金岡町2111番地1 セジュール金岡
103号

- 破産者 山本 大輔

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第285号

大阪府藤井寺市野中1丁目230番地の1

- 破産者 池田 栄子

- 1 決定年月日 令和7年7月17日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第286号
大阪府藤井寺市野中1丁目230番地の1
破産者 池田 政一
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第287号
大阪府藤井寺市野中1丁目230番地の1
破産者 池田 則秋
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第296号
堺市南区桃山台2丁8番5-204号
破産者 伊坂 直子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第312号
堺市西区浜寺船尾町西5丁590番地1 ハイツ加藤102号
破産者 奥村小百合
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第345号
堺市南区高倉台4丁3番6-105号
破産者 伊賀 尚美
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第351号
堺市南区晴美台1丁29番10-101号
破産者 奥 紘志
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第639号
大阪府岸和田市磯上町1丁目2番5号 いづみマンション10号
破産者 斎藤 悅子

1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第93号
大阪府岸和田市加守町1丁目5番2-410号
破産者 岩崎 準
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第117号
大阪府和泉市緑ヶ丘2-12-12、住民票上の
住所大阪府和泉市内田町3丁目9番74号
破産者 Grantこと 法橋 奈美
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第150号
大阪府泉大津市虫取町1丁目5番2-706号
破産者 湊 多津子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第156号
大阪府岸和田市土生町6丁目13番29号
破産者 小山 卓哉
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第169号
大阪府岸和田市加守町1丁目5番5-1502号
破産者 山口 陽子
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第195号
大阪府和泉市唐国町2丁目5番26-503号
破産者 内山 勇
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第203号
大阪府岸和田市額原町592番地 ビレッジハウスマーチ3号棟403号
破産者 濱田 美香
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第206号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の1 泉佐野長滝住宅6-202、前住所大阪府泉佐野市長滝
2357番地の1 泉佐野長滝住宅3-407
破産者 山崎 奈美
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第211号
大阪府泉南市樽井5丁目40番6-502号
破産者 菱田 智
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第223号
大阪府和泉市府中町1丁目8番3号 和泉ショッピングセンター311
破産者 岩崎 昌宏
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第230号
大阪府岸和田市額原町84番地の16 エフォールヒロ1-F号
破産者 浅香 正人
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第235号
大阪府岸和田市三田町687番地の18
破産者 焼肉鶴こと 桧田 昌太
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第236号
大阪府岸和田市三田町687番地の18
破産者 焼肉鶴こと 桧田ゆかり

1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第24号
山口県岩国市昭和町2丁目2番3-206号
破産者 大城戸朱里
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部
令和6年(フ)第355号
愛媛県伊予市下吾川848番地3 グリーンパーク848A棟203号
破産者 谷岡真由美
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第287号
北九州市小倉南区中貫1丁目21番39-204号、
前住所福岡県太宰府市通古賀5丁目7番31号
エル二日市103号
破産者 久保沙世渕
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第293号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前2番22-404
号 パインコート
破産者 米岡ひづる
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第295号
北九州市小倉北区上富野3丁目7番5号(グレイススタイル108)、申立時の住所北九州市
小倉北区大門1丁目6番48号
破産者 有馬 佳裕
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第312号
北九州市八幡西区木屋瀬4丁目9番15号
破産者 川口 速太
1 決定年月日 令和7年7月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第318号

北九州市八幡西区東王子町6番2-902号
破産者 大峰 希美(旧姓宮田)

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第322号

福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘8番1-513号
破産者 久保 直美

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第328号

北九州市小倉北区高峰町2番30号(アズーロ
高峰104)
破産者 佐藤 忠子

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第348号

北九州市小倉北区江南町8番4-210号
破産者 林田 浩子

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第20号

沖縄県中頭郡北中城村宇安谷屋228番地 新
垣共同住宅 2-C号室
破産者 山城 達

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第62号

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目1番1-202号
オレンジハウス
破産者 中村美智子

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第100号

沖縄県沖縄市園田3丁目12番16号 比嘉ア
パート106号
破産者 大城 里美

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第101号

沖縄県沖縄市上地1丁目2番39号 中の町マ
ンション2階B-5号室
破産者 木村 英明

1 決定年月日 令和7年7月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第32号

北海道岩見沢市志文町1180番地46 コーポJ
UNII 110号室
破産者 松平 快

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第33号

北海道岩見沢市栗沢町由良740番地28 ビ
レッジハウス栗沢1号棟501号室
破産者 船藤 奈緒(旧姓庄司)

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第173号

北海道函館市戸倉町32番5号
破産者 藤村真由美

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第174号

北海道函館市美原5丁目2番1号 公伸ハイツ201
破産者 仙石 奈穂

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第176号

北海道函館市湯川町2丁目14番21号
破産者 佐藤 潤

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第178号

北海道北斗市東浜1丁目12番36号
破産者 小澤 祐幸

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第185号

函館市追分町1番29-205号
破産者 田上 典子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第64号

北海道帯広市西17条南5丁目4番地65 緑西
コーポ第2・1-1

破産者 佐藤恵美子(旧姓山中)

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第3号

北海道網走市台町3丁目6番1-2号
破産者 藤原 聖一

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和7年(フ)第58号

青森市沖館5丁目22番20号 グリーンハイツ
102号
破産者 伊東 勇輝

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第346号

宮城県多賀城市笠神4丁目5番34号 クレー
ルハウスB101
破産者 三塙 恋

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第81号

山形県山形市上町2丁目10番18号、前住所横
浜市保土ヶ谷区霞台32番28号 107号
破産者 大原 梨花

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第102号

福島県郡山市東原3丁目312番地 グラン
シャリオⅢA201号
破産者 七海 裕子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第109号

福島県田村郡小野町谷津作字平館42-1、住
民票上の住所福島県二本松市上長折字行部内
21番地
破産者 奥山一成こと 全 仁洙

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第6号

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木2382番地
破産者 柳 豊光

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和6年(フ)第7号

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木2382番地
破産者 柳 秀子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年(フ)第32号

千葉県長生郡一宮町東浪見7460-3
破産者 戸田 ルミ

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第33号

千葉県茂原市長尾2690番地22
破産者 水島 茂

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第45号

千葉県いすみ市深堀1028番地9(サンビレッ
ジD棟)
破産者 中村 好秀

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第64号 千葉県東金市宿574番地3 破産者 中村 和美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第117号 滋賀県草津市南笠東4丁目2番26-308号 アネーロ式番館 破産者 松永 真吾 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第216号 神奈川県平塚市東中原2丁目19番19-305号 第1イーグルマンション 破産者 山口 操 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第135号 滋賀県栗東市総4丁目4番13-101号 小田 ハイツ、前住所滋賀県栗東市下戸山1540番地 2 破産者 小松恵美子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第36号 新潟県胎内市塙沢279番地 救護施設ひまわり荘 破産者 京野 卓夫 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部	福井県越前市千福町535番地 カーサ・ラ・ ヴィータN-207 破産者 笹川 政弘 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	福井県沼津市高沢町1番27号 メゾンオーネー ⁷⁰⁴ 号室 破産者 白崎 愛香(旧姓閑) 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第17号 滋賀県長浜市川道町1791番地 破産者 福本あゆ美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第37号 金沢市米泉町10丁目52番地 グランパーク金沢 510号 破産者 吉村 真梨 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	福井県鯖江市田所町第8号1番地3 セゾン ド フォレI. 101、旧住所福井市高木中央1丁目3102番地 コーポホワイト3号室 破産者 牧田 竜穂 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係	静岡県裾野市茶畑508番地の1 アクエリア ステージ102 破産者 田村那々愛 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第23号 滋賀県長浜市木之本町大音161番地1グリーンハイツ201号室 破産者 堀 恵 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第47号 石川県白山市深瀬新町11番地1 破産者 大谷 英樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	福井県敦賀市野坂44号43番地の3(沢) フォープルT D棟205、前住所福井県敦賀市神楽町2丁目5番14号 破産者 高畠 美優 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	三重県三重郡川越町大字亀尾新田151番地 ローズハウス○zⅢ 202 破産者 平田真由美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第1225号 代替住所A(旧住所 京都市西京区御陵鴨谷 9番地5 メゾン・ド・ノアン 306) 破産者 陳野 杏花 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第88号 石川県白山市笠間町1212番地3 笠間団地県営住宅1号棟205号室 破産者 元谷 忠温 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	岐阜県土岐市泉町定林寺792番地の1 ベル ソレイユ A-202号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻12番地の15 破産者 小倉 洋子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	三重県いなべ市藤原町坂本1030番地1 破産者 児玉 恒子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第447号 京都市中京区押小路通西洞院西入下古城町 378番地8 デトムワン二条城東 405号 破産者 村上 裕子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第104号 石川県金沢市鱗町59番地9 柴田ハイツ203号 破産者 小松 和義	岐阜県瑞浪市薬師町1丁目25番地 ファイン パーク薬師 B-103号 破産者 加藤 浩一	大津市大将軍1丁目16番16号 ホワイトレー ^ク 瀬田205号 破産者 奥村 知夏 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	

令和7年(フ)第449号

京都市右京区龍安寺塔ノ下町2番地の2

破産者 國村 伸子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第455号

京都市伏見区深草池ノ内町12番地1 メゾン
青風 509

破産者 山本 浩子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第463号

京都府宇治市宇治妙楽169番地 パーク・シ
ティ宇治平等院前603号

破産者 河村 一輝

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第473号

京都市伏見区羽束師菱川町554番地 カス
テ一口 201号

破産者 大谷 弥

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第477号

京都市左京区北白川久保田町21番地 銀閣寺
ハイツ505号室

破産者 渡邊 孝二

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第481号

京都市山科区西野山欠ノ上町51番地57 グ
リーンハウス山科別館216号

破産者 常見 栄美

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第486号

京都市伏見区三栖半町491番地 竹谷マン
ション東棟 102

破産者 國府 秀一

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第499号

京都市下京区下之町7番地29 市営住宅62棟
405号

破産者 芝山 亜紀

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第517号

京都府城陽市枇杷庄島ノ宮106番地 グレー
スYYU-30 205号

破産者 沖野 豊雄

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1211号

大阪府寝屋川市本町14番3号

破産者 田上沙也佳

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1218号

大阪府交野市星田5丁目12番2-302号

破産者 黒瀬 智久

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1241号

大阪市淀川区東三国3丁目11番23-801号

破産者 青山 梨奈

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1247号

大阪市生野区林寺6丁目2番8号 シャム
ロック林寺 202

破産者 豊島絵里菜

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1260号

大阪市阿倍野区昭和町1丁目5番22号 サン
ロイヤル昭和町II 503号

破産者 吉木 宏礼

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1281号

大阪市北区末広町2番18-902号

破産者 吉田 京子

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1363号

大阪府大東市緑が丘1丁目13番2号 ファミ
リアル隆樹205号

破産者 宮下 美香

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1421号

大阪市東成区大今里南4丁目3番6-308号

破産者 松本 弘巳

法定代理人成年後見人 森田 道仁

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1422号

大阪市天王寺区生玉町2番5-203号

破産者 寺元 菜

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1426号

大阪市東住吉区杭全6丁目6番15-502号

破産者 楠元 涼

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1433号

大阪市平野区瓜破東2丁目7番5-501号

破産者 川上 義孝

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1436号

大阪府東大阪市横小路町6丁目2番24号 s
erie東大阪 201号室

破産者 坂口 一樹

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1474号

大阪府東大阪市足代北1丁目10番20-1205号
破産者 川原 優花

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1506号

大阪市阿倍野区阪南町6丁目1番11-102号、
前住所大阪市東住吉区坂3丁目5番10号 L
etsハイツ3 201号

破産者 竹腰 沙季

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1546号

大阪市此花区高見1丁目6番27-807号
破産者 亀岡 直仁

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1593号

代替住所A (旧住所 埼玉県久喜市六万部
1090番地3)

破産者 伊藤 早穂 (旧姓蒲生・作山)

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1602号

大阪府門真市宮野町3番11-202号

破産者 倉田 真

1 決定年月日 令和7年7月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1656号	大阪府高槻市登町17番B 7—309号 破産者 原田 光子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1693号	大阪市平野区喜連西4丁目6番15号 ブルーシャトー 410号 破産者 青木 歩香 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1724号	大阪市天王寺区東上町1番47号 破産者 宇野 純弘 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1775号	大阪府豊中市庄内西町5丁目2番32—210号 破産者 木下 栄二 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1835号	大阪市住之江区西住之江3丁目12番4—303号 破産者 島村 隆慶 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1867号	大阪府豊中市大黒町1丁目9番10号、前住所 大阪府豊中市豊南町西1丁目2番1号 破産者 畠中 義一 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1868号	大阪府箕面市箕面1丁目1番30号(202号)、 前住所大阪府豊中市新千里北町1丁目1番C 18—306号 破産者 岡崎 薫 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1869号	大阪府高槻市南松原町2番14号 ばなはうす 301号 破産者 前田 美佐 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1923号	大阪市西成区山王2丁目15番17号 融得マン ション 710号、前住所大阪市西成区太子1 丁目3番11号 アパートメントかつら 412号 破産者 佐々木理恵 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1955号	大阪市平野区平野市町3丁目7番3—102号 破産者 西田 重和 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1979号	大阪府茨木市中津町21番26号、前住所大阪府 茨木市郡5丁目24番15号 シャトーMNAK A 15 C 破産者 濱田 雅圭 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1983号	大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号 平和 寮、前住所大阪府吹田市津雲台2丁目2番C 42—303号 破産者 岡村真由美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1984号	大阪府豊中市大黒町1丁目9番10号、前住所 大阪府豊中市豊南町西1丁目2番1号 破産者 畠中 邦男 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1989号	大阪府豊中市服部元町2丁目1番18—205号 破産者 平山眞紀子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2050号	大阪府大東市朋来1丁目44番208号 破産者 米満 澄子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2051号	大阪市平野区平野市町2丁目1番18号 グレ イスパレス301 破産者 中村二三江 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2086号	大阪府東大阪市西石切町1丁目1番11号 メ ゾン新石切2番館 101 破産者 井越 瞬夫 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2092号	大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号 平和 寮内 破産者 宮城 祐子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2099号	大阪市浪速区木津川1丁目1番4—702号 破産者 山口 義之 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2107号	大阪市西成区岸里東1丁目7番23号 メイプ ルリーフ天神の森 209 破産者 角 陽子 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2112号	大阪市平野区加美西2丁目5番32号 破産者 柴田 明子(旧姓中島・松田) 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第26号	岡山県津市小原71番地1 マリオン小原 805 破産者 壽 正樹 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第170号	広島市安佐北区落合4丁目15番12—503号 破産者 藤吉 裕美 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第291号	広島市安佐南区八木3丁目34番4—205号 破産者 島谷 俊彦 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部

- 令和7年(フ)第292号**
広島市西区高須1丁目7番3-104号
破産者 澤田 佑紀
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第367号**
広島市安佐南区山本6丁目16番11-5号
破産者 井伊亜希子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第10号**
山口県周南市羽島1丁目3番8号 フエリス
ガトA-201号
破産者 白浜 雄紀
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第14号**
山口県下松市清瀬町1丁目13番27号
破産者 江川 清美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第15号**
山口県光市大字三輪488番地34
破産者 西嶋 修
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第16号**
山口県周南市遠石2丁目6番22-203号
破産者 西田美代子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第18号**
山口県周南市平和通2丁目14番地
破産者 原田 健二
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

- 令和7年(フ)第19号**
山口県周南市権現町1番22号
破産者 吉安 昭広
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第20号**
山口県下松市大字下谷215番地1
破産者 村上 賴夫
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第21号**
山口県周南市都町1丁目48番地 サージュ
山、前住所山口県周南市花陽1丁目16番7号
レジデンス花陽A-102号
破産者 河本 明弘
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
- 令和7年(フ)第64号**
徳島県名西郡石井町石井字白鳥337番地15
白鳥莊202
破産者 有井 優子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
- 令和7年(フ)第8号**
徳島県海部郡牟岐町大字川長字山戸104番地
5 町営住宅きやの団地 第6号
破産者 山根恵理花
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部
- 令和7年(フ)第66号**
香川県高松市香西南町11番地2 一本木ハイ
ムB201
破産者 江村 優
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第98号**
香川県高松市紙町547番地1 サンライフ松
本B101
破産者 上野 治代
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第154号**
香川県さぬき市志度628番地5
破産者 行安すみ子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 令和7年(フ)第15号**
香川県三豊市仁尾町仁尾丁1446番地43
破産者 梶本 国一
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所觀音寺支部
- 令和7年(フ)第319号**
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地6番73-2号
破産者 田中 幸春
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
- 令和7年(フ)第53号**
長崎県長崎市日の出町3番15号 アパートメ
ント大平201、旧住所福岡県北九州市小倉北
区鎧物師町8番1-905号
破産者 本村 文人
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係
- 令和7年(フ)第9号**
長崎県松浦市志佐町浦免1346番地1 キデラ
ハイツパートII 204、旧住所佐賀県伊万里市
山代町楠久976番地1
破産者 坂口シゲ子
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係
- 令和7年(フ)第21号**
熊本県八代市田中西町1号10番地(102)
メゾンパーク前田
破産者 南畠 香織
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
- 令和7年(フ)第120号**
沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目335番地 石
嶺市営住宅B3-411
破産者 松川 洋子
- 1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
- 令和7年(フ)第124号**
沖縄県浦添市宮城1丁目2番8号 城間ア
パート 202
破産者 平田 恒美
1 決定年月日 令和7年7月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
- 小規模個人再生による再生計
画認可**
- 令和6年(再イ)第204号**
大阪府吹田市金田町12番17号
再生債務者 金井 孝光
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月17日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
- 令和7年7月17日
大阪地方裁判所第6民事部
- 令和7年(再イ)第19号**
横浜市旭区中沢2丁目1番15号
再生債務者 筒井 宏輔
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月27日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
- 令和7年7月18日
横浜地方裁判所第3民事部再生係
- 令和6年(再イ)第110号**
千葉県松戸市根本323番地の1 アール
フィールズ松戸302号
再生債務者 加藤 大吾
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面に
よる決議により可決があったものとみなされた
再生計画には、民事再生法に定める不認可の決
定をすべき事由はない。
- 令和7年7月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(再イ)第45号 神奈川県横須賀市大矢部3丁目35番12号 再生債務者 菅俣 隼平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月9日 横浜地方裁判所横須賀支部 令和6年(再イ)第236号 神奈川県茅ヶ崎市平和町1番21号 再生債務者 廣井みや子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年(再イ)第26号 横浜市瀬谷区相沢7丁目60番地18 再生債務者 岸 哲人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年(再イ)第2号 熊本市南区富合町木原1741番地6 再生債務者 宮城 大吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(再イ)第273号 横浜市南区別所6丁目2番102号 再生債務者 荒明 千裕(旧姓倉本) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月18日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年(再イ)第571号 大阪市東住吉区駒川1丁目15番24号 上条ハウス203号 再生債務者 藤村 浩一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月17日 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(再イ)第26号 北九州市若松区赤島町8番10号 再生債務者 河合 拓也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年(再イ)第4号 宮崎市吉村町太田ヶ島甲410番地3 サンジエルマンⅢ301号室 再生債務者 三原 秀紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月18日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係	令和6年(再イ)第49号 茨城県水戸市平須町3番地の36 カーサクリマツC棟102号 再生債務者 萩野谷一幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月17日 水戸地方裁判所 令和7年(再イ)第4号 滋賀県東近江市沖野1丁目2番31-3号 メゾン・ド・アリ4番館 213号室 再生債務者 寺田さつき(旧姓西村) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月18日 大津地方裁判所彦根支部 令和7年(再イ)第1号 神奈川県逗子市池子1丁目1番9号(前住所) 東京都世田谷区三宿2丁目11番17-302号 再生債務者 高戸 美波 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月16日 横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年(再イ)第71号 大阪市住吉区遠里小野2丁目10番27-603号 再生債務者 中村 昇弘 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第14号 福岡県久留米市山川安居野3丁目9番23-2号 レガロシェルブルB号 再生債務者 荒木 駿一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月18日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係 令和7年(再イ)第2号 長崎県平戸市平町小手田免1009番地1 再生債務者 吉川 直樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月18日 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係 令和6年(再イ)第577号 東京都葛飾区小菅3-4-10 再生債務者 萩原 雄一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月17日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(再イ)第16号 神奈川県厚木市戸田2321番地1 ハイツルミエール107 再生債務者 木山 康之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年7月17日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
---	---	--	--

令和7年(再イ)第9号

大阪府柏原市大字青谷2130番地

再生債務者 楠田 実

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第22号

千葉県市原市大厩1800番地343

再生債務者 四戸 悠太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第2号

長野県松本市大字笠賀7541番地1

再生債務者 古旗 竹浩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日 長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第9号

岐阜市忠節町2丁目11番地 (ナカムラ アキミツ 方)

再生債務者 中村 典仁

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月16日 岐阜地方裁判所

令和6年(再イ)第63号

静岡県浜松市中央区三方原町364番地の7

再生債務者 斎藤みさを

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和6年(再イ)第573号

大阪市淀川区東三国1丁目28番18号

再生債務者 平井 栄一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第78号

熊本県菊池郡大津町大字大津1929番地6

再生債務者 大塚 雅史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和5年(再イ)第12号

岩手県奥州市水沢姉体町字南白山60番地1

再生債務者 藤野 潤

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和6年(再イ)第2号

岩手県奥州市水沢姉体町字南白山60番地1

再生債務者 藤野 理沙

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日 盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(再イ)第2号

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字東高山1番地278

再生債務者 秋川 隆文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

福島地方裁判所白河支部再生係

令和6年(再イ)第533号

大阪市東淀川区上新庄3丁目18番5号

再生債務者 宮部 孝弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第118号

大阪府大阪狭山市山本南203番地の43

再生債務者 大目 裕矢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第103号

兵庫県加古川市野口町良野495番地の21

再生債務者 平間 孝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第15号

福岡県久留米市通町113番地8 すかる通東

501号

再生債務者 緒方 良輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和6年(再イ)第90号

熊本県合志市豊岡2000番地2538 ドリームⅠ
101号

再生債務者 戸澤 幸一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第1号

岩手県一関市千厩町磐清水字中上80番地

再生債務者 伊藤 聖美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日 盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(再イ)第2号

岩手県一関市字南靈蘿1番地1 エクセレン
トシティB205

再生債務者 及川 智也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日 盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(再イ)第1号

秋田県大仙市大曲西根字上寺野309番地

再生債務者 小松 哲

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日 秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(再イ)第7号

兵庫県赤穂市塙屋300番地9

再生債務者 三輪 武史

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第34号

兵庫県姫路市新在家4丁目2番13号

再生債務者 瀬川 裕子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第36号

岡山市中区穂東町1丁目4番13号 プレジール原田102号室

再生債務者 濱崎 香(旧姓赤木)

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第37号

岡山県倉敷市児島小川4丁目8番419号

再生債務者 入江 康弘

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月17日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第22号

横浜市瀬谷区本郷4丁目10番地 ルピナスⅢ

101

再生債務者 高橋 渚

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第8号

栃木県那須塩原市東三島1丁目104番地178

再生債務者 岡山 浩二

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和6年(再イ)第101号

静岡市駿河区中原834番地 プレラヴィル中原B棟102号

再生債務者 芹澤 昭雄

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年7月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月18日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算に関する公告

令和7年8月1日

東京都千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会職員共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	3,764	流动負債	111
		固定負債	935
		剩 余 金	2,718
合 計	3,764	合 計	3,764

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	13,391	経常収益	12,719
特別損失	6	特別利益	11
		当期損失金	667
合 計	13,397	合 計	13,397

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	73	流动負債	39
固定資産	9	剩 余 金	43
合 計	82	合 計	82

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	28	経常収益	34
当期利益金	6		
合 計	34	合 計	34

3 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	616	流动負債	49
固定資産	1	剩 余 金	568
合 計	617	合 計	617

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	252	経常収益	298
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	46		
合 計	298	合 計	298

4 貯金経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	9,510	流动負債	49,021
固定資産	42,223	剩 余 金	2,712
合 計	51,733	合 計	51,733

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	343	経常収益	404
当期利益金	61		
合 計	404	合 計	404

5 貸付経理

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	920	流动負債	2
固定資産	297	剩 余 金	1,215
合 計	1,217	合 計	1,217

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

損 失	金 額	利 益	金 額
経常費用	13	経常収益	10
		当期損失金	3
合 計	13	合 計	13

沖縄振興開発金融公庫第53事業年度財務諸表公告

沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第18条第2項の規定により、令和6年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表及び財産目録）を下記のとおり公告する。

令和7年8月1日

沖縄県那覇市おもろまち一丁目2番26号

沖縄振興開発金融公庫

損 益 計 算 書 (令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

損失		利益	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
経常費用	34,139,232,650	経常収益	34,067,212,228
借入金利息	2,482,399,383	貸付金利息	
債券利息	582,753,126	公庫貸付金利息	8,721,290,303
業務委託費	80,615,986	産業開発資金貸付金利息	2,595,443,102
委託金融機関手数料	66,569,427	生業資金貸付金利息	2,072,092,844
調査委託費等	14,046,559	教育資金貸付金利息	248,459,060
事務費	5,384,104,897	恩給担保貸付金利息	418,694
俸給及諸給与	2,331,333,324	住宅資金貸付金利息	1,905,211,943
諸支出金	306,853,536	財形住宅資金貸付金利息	30,357,472
旅費	85,165,028	農林漁業資金貸付金利息	159,612,457
業務諸費	2,601,781,583	中小企業資金貸付金利息	1,307,936,684
債権保全費	12,345,926	医療資金貸付金利息	
税金	46,625,500	生活衛生資金貸付金利息	250,860,653
債券発行諸費	47,734,962	米穀資金貸付金利息	150,585,117
償却費	3,348,821,682	受取配当金	30,071,000
貸付金償却	3,208,071,480	受託手数料	3,602,044
20固定資産減価償却費	140,750,202	一般会計より受入	1,302,556,616
貸倒引当金繰入	22,128,803,887	工ネルギー対策特別会計 より受入	3,320,053
雑損	83,998,727	有価証券益	
		有価証券利息	16,092,033
		雑収入	182,365,559
		受入雑利息	17
		労働保険料被保険者負担金	12,797,019
		償却債権取立益	140,376,332
		雑益	29,192,191
		貸倒引当金戻入	23,807,914,620
		当期損失金	72,020,422
合計	34,139,232,650	合計	34,139,232,650

注) 当期損失金72,020,422円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとする。

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
貸付金		借入金	658,200,460,600
公庫貸付金	980,548,375,730	財政融資資金借入金	655,122,253,000
産業開発資金貸付金	390,369,566,500	一般会計借入金	94,000
生業資金貸付金	220,970,636,817	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3,078,113,600
教育資金貸付金	15,575,383,387	債券	118,149,500,000
恩給担保貸付金	21,133,231	沖縄振興開発金融公庫債券	115,000,000,000
住宅資金貸付金	65,779,283,293	住宅宅地債券	3,149,500,000
財形住宅資金貸付金	3,074,015,749	貸付受入金	53,789,500,000
農林漁業資金貸付金	29,672,298,878	未払費用	1,069,999,282
中小企業資金貸付金	201,322,544,261	未払借入金利息	837,346,211
医療資金貸付金	39,059,671,000	未払債券利息	190,749,404
生活衛生資金貸付金	14,601,972,614	未払業務委託費	17,401,241
米穀資金貸付金	101,870,000	未払社会保険料	24,502,426
出資金	7,582,163,200	雑勘定	
現金預け金	15,796,056,143	仮受金	77,654,272
現金	2,134,938	賞与引当金	182,255,075
預け金	15,793,921,205	退職給付引当金	2,195,729,678
有価証券		(負債合計)	833,665,098,907
株式及社債	2,144,340,000	資本金	156,348,742,000
代理店勘定	11,666,184	一般会計出資金	121,978,000,000
未収収益	505,841,915	承継出資金	21,555,992,000
未収貸付金利息	504,773,826	産業投資出資金	12,814,750,000
未収受託手数料	363,101	積立金	
未収有価証券利息	704,988	米穀資金・新事業創出促進積立金	1,096,563,775
雑勘定	18,065,522	△	72,020,422
仮払金	13,694,822	(純資産合計)	157,373,285,353
未収金	4,370,700		
固定資産			
20業務用固定資産	6,560,679,453		
貸倒引当金	△ 22,128,803,887		
資産合計	991,038,384,260	負債・純資産合計	991,038,384,260

注) 当期未処理損失72,020,422円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金である。

重 要 な 会 計 方 針 等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上している。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法(昭和40年法律第34号)の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 3,992,379,211円

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第3項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和6年3月末の年金債務額から令和7年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の沖縄振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

4 その他の財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

支出時に全額費用として処理している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額)は、6,797,498,752円となっている。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定損益計算書(令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)

損失		利益	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
経常費用	127,414,669	経常収益	55,394,247
事務費	51,280,518	貸付金利息	
貸倒引当金繰入	6,154,580	米穀資金貸付金利息	312,277
雑損	69,979,571	運用収入	27,113,560
		受取配当金	7,225,000
		貸倒引当金戻入	20,743,410
		当期損失金	72,020,422
合計	127,414,669	合計	127,414,669

注) この表は、沖縄振興開発金融公庫の損益計算書から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

米穀資金・新事業創出促進特別勘定貸借対照表(令和7年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
貸付金		未払費用	
米穀資金貸付金	101,870,000	未払社会保険料	215,623
出資金	2,271,547,900	雑勘定	
現金預け金	2,978,697,113	仮受金	287,577
未収収益		賞与引当金	1,603,844
未収貸付金利息	12,385	退職給付引当金	19,322,421
貸倒引当金	△ 6,154,580	(負債合計)	21,429,465
		資本金	
		一般会計出資金	4,300,000,000
		積立金	
		米穀資金・新事業創出促進積立金	1,096,563,775
		当期未処理損失	△ 72,020,422
		(純資産合計)	5,324,543,353
資産合計	5,345,972,818	負債・純資産合計	5,345,972,818

注) この表は、沖縄振興開発金融公庫の貸借対照表から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

財産目録(令和7年3月31日現在)

摘要	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金	口	
公庫貸付金	59,227	980,548,375,730
産業開発資金貸付金	296	390,369,566,500
生業資金貸付金	24,444	220,970,636,817
教育資金貸付金	20,719	15,575,383,387
恩給担保貸付金	54	21,133,231
住宅資金貸付金	6,298	65,779,283,293
財形住宅資金貸付金	550	3,074,015,749
農林漁業資金貸付金	2,152	29,672,298,878
中小企業資金貸付金	2,218	201,322,544,261
医療資金貸付金	269	39,059,671,000
生活衛生資金貸付金	2,212	14,601,972,614
米穀資金貸付金	15	101,870,000
出資	金 {宮古空港ターミナル 株外56社}	76口 7,582,163,200

現 金 預 け 金		15,796,056,143	貸 付 受 入 金	53,789,500,000
現 金		2,134,938	未 払 費 用	1,069,999,282
預 け 金		15,793,921,205	未 払 借 入 金 利 息	837,346,211
日本銀行預託金	{日本銀行本店外1支 店及び4代理店	15,788,912,396	未 払 債 券 利 息	190,749,404
銀行等預け金	ゆうちょ銀行外2行	5,008,809	未 払 業 務 委 託 費	17,401,241
有 債 証 券		1 口 2,144,340,000	未 払 社 会 保 險 料	24,502,426
株 式 及 社 債		11,666,184	雜 勘 定	
代 理 店 勘 定	琉球銀行外5行	505,841,915	仮 受 金	77,654,272
未 収 収 益		504,773,826	賞 与 引 当 金	182,255,075
未 収 貸 付 金 利 息		363,101	退 職 給 付 引 当 金	2,195,729,678
未 収 受 託 手 数 料		704,988	負 債 合 計	833,665,098,907
未 収 有 債 証 券 利 息		18,065,522	正 味 財 產	157,373,285,353
雜 勘 定		13,694,822		
仮 払 金		4,370,700		
固 定 資 産				
業 務 用 固 定 資 産		6,560,679,453		
土 地	38筆	20,961	(資 産 の 部)	
建 物	26棟	延15,751	貸 付 金	
構 築 物			米 穀 資 金 貸 付 金	15口 101,870,000
機 械 器 具 備 品	{自動車 金庫 その他	1両 9台 505点	出 資 金	{株沖縄ソフトウェア センター外38社 44口 2,271,547,900
敷 金		9 口	現 金 預 け 金	2,978,697,113
固 定 資 産 仮 払 金			未 収 収 益	
貸 倒 引 当 金			未 収 貸 付 金 利 息	12,385
資 産 合 計		△ 22,128,803,887	貸 倒 引 当 金	△ 6,154,580
(負 債 の 部)		991,038,384,260	資 産 合 計	5,345,972,818
借 入 金		口	(負 債 の 部)	
財 政 融 資 資 金 借 入 金		187	未 払 費 用	
一 般 会 計 借 入 金		170	未 払 社 会 保 險 料	215,623
独立行政法人勤労者退職金共済 機関借入金		1	雜 勘 定	
債 券		16	仮 受 金	287,577
債 券 発 行 高	{沖縄振興開発金融公 庫債券 沖縄振興開発金融公 庫住宅宅地債券	円 115,000,000,000 3,149,500,000	賞 与 引 当 金	1,603,844
		118,149,500,000	退 職 給 付 引 当 金	19,322,421

米穀資金・新事業創出促進特別勘定財産目録（令和7年3月31日現在）

摘要	要	金額(円)
(資 産 の 部)		
貸 付 金		
米 穀 資 金 貸 付 金		15口 101,870,000
出 資 金	{株沖縄ソフトウェア センター外38社	44口 2,271,547,900
現 金 預 け 金		2,978,697,113
未 収 収 益		
未 収 貸 付 金 利 息		12,385
貸 倒 引 当 金		△ 6,154,580
資 産 合 計		5,345,972,818
(負 債 の 部)		
未 払 費 用		
未 払 社 会 保 險 料		215,623
雜 勘 定		
仮 受 金		287,577
賞 与 引 当 金		1,603,844
退 職 給 付 引 当 金		19,322,421
負 債 合 計		21,429,465
正 味 財 產		5,324,543,353

注) この表は、沖縄振興開発金融公庫の財産目録から米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る分を摘記したものである。

令和6年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算に関する公告

令和7年8月1日

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
消防団員等公務災害補償等共済基金

令和7年3月31日現在

摘要	内訳	金額
資産		円 38,321,091,068
流動資産		2,199,502,957
現金預金		50,000
普通預金	1,216,209,803	1,216,209,803
有価証券		900,016,975
未収金		277,218
未収益		82,948,961
固定資産		36,121,588,111
有形固定資産		24,697,914
建物附属設備	6,880,720	6,880,720
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158
器具及び備品	26,356,700	
減価償却累計額	△ 8,340,944	18,015,756
無形固定資産		23,831,412
ソフトウェア	7,941,812	
電話加入権	188,600	
敷金	15,701,000	
投資資産		36,073,058,785
投資有価証券	34,429,046,005	
国債・地方債	17,699,890,763	
財投機関債	5,396,811,666	
その他の有価証券	11,332,343,576	
日本消防協会貸付金	1,644,012,780	
負債		38,321,091,068
流动負債		22,377,433
未払金		21,512,058
預り金		865,375
固定負債		38,298,713,635
退職給与引当金		98,638,900
責任準備金		20,360,879,847
変動調整準備金		17,839,194,888
差引資産		0

(退職報償経理)

令和7年3月31日現在

摘要	内訳	金額
資産		円 34,818,688,928

流動資産	5,076,402,329
現金	50,000
預金	4,181,053,144
普通預金	800,002,456
有価証券	46,930
未収金	95,249,799
未収益	29,742,286,599
固定資産	24,389,057
有形固定資産	
建物附属設備	6,880,720
減価償却累計額	△ 198,562
器具及び備品	25,898,030
減価償却累計額	△ 8,191,131
無形固定資産	17,706,899
ソフトウェア	17,607,090
枚数	15,701,000
投資資産	29,684,589,452
投資有価証券	27,843,870,029
国債・地方債	6,699,953,110
財投機関債	4,198,725,347
その他の有価証券	16,945,191,572
預金	100,000,000
大口定期預金	100,000,000
日本消防協会貸付金	1,740,719,423
負債	34,818,688,928
流动負債	13,961,620,427
未払金	239,940,299
未払給付引当金	13,721,381,000
預り金	299,128
固定負債	20,857,068,501
退職給与引当金	86,445,800
変動調整準備金	20,770,622,701
退職報償金支払備金	
差引資産	0

II 事業状況報告書

事業の状況

1 公務災害補償業務に係る分

(1) 消防団員等公務災害補償責任共済事業

基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（以下「責任共済法」という。）第2条第1項に定められている消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づき、市町村等（市町村又は水害予防組合をいう。以下同じ。）の補償に要する経費を市町村等に支払っている。

令和6年度の損害賠償費の支払額は、1,419,024千円（1,750件）で、前年度に比べて34,500千円の減となっている。

令和6年度に新たに損害賠償費が支払われた者は、団員（消防団員及び水防団員をいう。以下同じ。）958件（負傷956件、死亡2件）、消防作業従事者等26件（全て負傷）である。

主な補償種目別の支払状況は、次のとおりである。

- ア 療養補償費 186,715千円（1,050件（うち新規984件））
- イ 障害補償費 年金139,499千円（76件）、一時金7,450千円（5件）
- ウ 遺族補償費 1,037,327千円（507件、全て年金）

また、令和7年度以降の補償年金等の支払に備えて、責任準備金として20,360,880千円（前年度63,386千円の増（0.3%増））を計上している。

（2）消防団員等福祉事業

① 消防団員等福祉給付事業

消防団員等福祉給付事業は、公務上の災害を受けた団員及び遺族の福祉を増進するため、基金が市町村等に代わって行うものである。

令和6年度の福祉給付事業の支給額は、306,902千円（702件）で、前年度に比べて4,063千円の減となっている。

主な支給種目別の支給状況は、次のとおりである。

- ア 団員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - ・補装具 177千円（2件）
 - ・アフターケア 4,236千円（26件）
- イ 団員及びその遺族の援護を図るために必要な資金を支給する事業
 - ・奨学援護金 11,944千円（38件）
 - ・遺族特別援護金 34,700千円（2件）
 - ・障害特別給付金 年金29,041千円（70件）、一時金1,750千円（5件）
 - ・遺族特別給付金 200,325千円（448件、全て年金）

また、変動調整準備金として17,839,195千円を計上しているが、このうち4,113,913千円は、令和7年度以降の福祉年金の支給に備えたものである。

② 公務災害防止事業

公務災害防止事業は、団員の公務災害防止に関する活動に対する援助その他の団員の公務災害防止のために必要な事業を行うものである。

令和6年度の公務災害防止事業の支払額は、216,656千円で前年度に比べて20,150千円の増となっている。

その内訳は、次のとおりである。

- ア 公務災害防止活動援助事業
 - ・団活動中の安全性と行動性を高めるための安全装備品の整備を行った市町村に対する助成金の交付（280団体、168,423千円）
 - ・団員の循環器系疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患）を予防するための個別健康指導を行う市町村等に対する助成金の交付（4団体、827千円）
 - ・令和6年能登半島地震によって甚大な被害を受けた市町等に対する安全装備品の交付（11団体、10,531千円）
- イ 公務災害防止対策調査研究事業
 - ・団員が短時間で実施できる怪我防止に効果的な体操の動画を作成し、消防基金のホームページで公開（1,604千円）
- ウ 公務災害防止対策普及推進事業
 - ・（ア）から（エ）に掲げる研修を行った市町村等に対する講師のあっせんや教材の提供、助成金の交付（25,742千円、延べ128回：前年度比20回の増）
 - ・（ア）、（イ）及び（エ）の研修の講師となる指導員の養成（1,231千円）

・ホームページのリニューアル（デザインを一新してスマートフォン等のモバイルにも対応）など団員の公務災害防止に関する情報提供（8,297千円）

（ア）消防団員安全管理セミナー 延べ47回、延べ3,980人（前年度比14回の増）

（イ）S-KYT（消防団危険予知訓練）研修 延べ56回、延べ2,604人（前年度比8回の増）

（ウ）消防団員健康づくりセミナー 延べ10回、延べ971人（前年度比7回の減）

（エ）消防団員セーフティ・ファーストエイド研修 延べ15回、延べ1,429人（前年度比5回の増）

③ 自動車等損害見舞金支給事業

令和6年度の支給額は39件、3,470千円（前年度比2,765千円の減）

（3）その他の事業

① 市町村特別交付金事業 34,802千円

② 実務研修会の実施 32か所（前年度比9か所の増、退職報償金支払業務と同時開催）

③ デジタル化の取組

市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化やテレワークを推進するための電子決裁の導入等の取組を行った。

2 退職報償金支払業務に係る分

（1）消防団員退職報償金支給責任共済事業

基金は、責任共済法第2条第2項に定められている消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づき、市町村の退職報償金の支給に要する経費を市町村に支払っている。

令和6年度の退職報償金の支払額は17,903,168千円（43,429人）で、前年度に比べて113,802千円の増（236人の減）となっている。1人当たりの平均支払額は412千円で、前年度に比べて5千円の増であり、過去最高となっている。支払額の内訳は、当年度に退職した者に係る支払額（現年度退職報償金）が4,181,787千円（10,351人）で、前年度に比べて112,422千円（352人）の減、前年度以前に退職した者に係る支払額（過年度退職報償金）が13,721,381千円（33,078人）で、前年度に比べて226,224千円（116人）の増となっている。

一方、令和6年度の掛金収入額は16,642,541千円で、前年度に比べて281,338千円減少している。

令和6年度までに既に退職した者の退職報償金で、今後、市町村から基金に対し請求が行われるものに備えて、未払給付引当金13,721,381千円を計上している。前年度に比べて226,224千円多く引き当てる。

また、将来の支払額の急激な増に備えて、変動調整準備金として20,770,623千円を計上している。掛金額と支払額との収支差1,260,627千円や未払給付引当金の増額等により、前年度に比べて1,382,236千円減少している。

（2）実務研修会の実施 32か所（前年度比9か所の増、公務災害補償業務と同時開催）

（3）デジタル化の取組

市町村等の利便性向上のための電子申請の拡充、基金業務におけるペーパーレス化やテレワークを推進するための電子決裁の導入等の取組を行った。

3 理事会・評議員会等の開催状況

（1）理事会

・令和6年6月14日 令和5年度決算（案）について

・令和6年11月1日 役員の選任について（理事長、理事）（書面表決）

・令和7年2月25日 令和7年度事業計画書（案）について

・令和7年3月14日 役員の選任について（常務理事、監事）（書面表決）

（2）評議員会

・令和6年6月6日 令和5年度決算（案）について

・令和7年2月17日 令和7年度事業計画書（案）について

（3）その他の会議

・令和6年4月25日 消防団員等公務災害補償等事務説明会

・令和6年10月31日 業務連絡調整会議

契約締結の状況

1 公務災害補償業務に係る分

令和6年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員等公務災害補償事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,677（市763、町村914）であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は97.6%である。

関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（859,461）、水防団員の定員（15,542）、消防従事者分（123,595,672）、水防従事者分（122,803,082）及び水害予防組合の組合員数（324,569）である。

2 退職報償金支払業務に係る分

令和6年度末において基金と契約を締結している団体の関係市町村（消防団員退職報償金支給事務を単独で行っている市町村又は一部事務組合で行っている場合のその構成市町村）の数は1,719であり、全国の契約対象市町村数1,719に対する比率は100%である。

関係市町村の掛金の基礎となる数は、消防団員の定員（866,799）である。

III 決算報告書

1 損益計算書

(災害補償経理) 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

損		失	利		益
科	目	金額	科	目	金額
事	業費	1,980,853,903	掛	金	2,095,848,906
損	害補償費	1,419,024,345	掛	金	2,095,848,906
療	養補償費	186,715,187	利	息	377,180,658
休	業補償費	27,322,183	預	貯金利息	898,199
傷	病補償年金	9,663,382	有	価証券利息	365,585,980
障	害補償費	146,949,025	貸	付本金利息	10,696,479
介	護補償費	9,770,551	雜	収入	5,309,425
遺	族補償費	1,037,327,307	雜	収入	5,309,425
葬	祭補償費	1,276,710			
福	祉事業費	527,027,917			
福	祉事業給付費	306,901,668			
公	務災害防止事業費	216,656,249			
自	動車等損害見舞金支給事業費	3,470,000			
市	町村特別交付金事業費	34,801,641			
事	務費	252,318,024			
給	与経費	172,458,762			
旅	費	3,690,342			
事	業運営費	71,287,043			
減	価償却費	4,881,877			

責 任 準 備 金	63,385,947		
責 任 準 備 金 繼 入	63,385,947		
變 動 調 整 準 備 金	180,517,960		
變 動 調 整 準 備 金 繼 入	180,517,960		
特 別 損 失	1,263,155		
固 定 資 產 除 却 損	1,263,155		
合 计	2,478,338,989	合 计	2,478,338,989

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

(退職報償経理)

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
事業費	円 31,624,549,000	掛金	円 16,642,540,800
退職報償金	17,903,168,000	掛金	16,642,540,800
現年度退職報償金	4,181,787,000	利息	292,709,429
過年度退職報償金	13,721,381,000	預貯金利息	3,478,236
未払給付引当金繰入	13,721,381,000	有価証券利息	277,905,507
事務費	193,399,609	貸付金利息	11,325,686
給与経費	117,567,026	未払給付引当金	13,495,157,000
旅費	3,690,340	未払給付引当金戻入	13,495,157,000
事業運営費	63,552,499	変動調整準備金	1,382,236,109
減価償却費	8,589,744	変動調整準備金戻入	1,382,236,109
特別損失	1,091,154	雑収入	6,396,425
固定資産除却損	1,091,154	雑収入	6,396,425
合計	31,819,039,763	合計	31,819,039,763

2 貸借対照表

支給手続式

令和7年3月31日現在

資		産		負債及び資本			
科 目		金額		科 目		金額	
流動資産		円	円	流動負債		円	
現金			2,199,502,957	未払金		22,377,433	
預金			50,000	預り金		21,512,058	
普通預金			1,216,209,803	固定負債		865,375	
有価証券			1,216,209,803	退職給与引当金		38,298,713,635	
未収金			900,016,975	責任準備金		98,638,900	
未収益			277,218	変動調整準備金		20,360,879,847	
			82,948,961			17,839,194,888	

固 定 資 産		36,121,588,111		
有形固定資産		24,697,914		
建物附属設備	6,880,720			
減価償却累計額	△ 198,562	6,682,158		
器具及び備品	26,356,700			
減価償却累計額	△ 8,340,944	18,015,756		
無形固定資産		23,831,412		
ソフトウェア		7,941,812		
電話加入権		188,600		
敷 金		15,701,000		
投 資	36,073,058,785			
投資有価証券		34,429,046,005		
国債・地方債		17,699,890,763		
財投機関債		5,396,811,666		
その他の有価証券		11,332,343,576		
日本消防協会貸付金		1,644,012,780		
合 計		38,321,091,068	合 計	38,321,091,068

注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
償却原価法により行っている。
- 2 固定資産の減価償却方法
定額法により行っている。
- 3 引当金等の計上基準
 - (1) 退職給与引当金
役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。
 - (2) 責任準備金
被災者に係る年金等の支払いに備えるため、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則（昭和31年総理府令第88号）第22条第1号及び第2号に掲げる額の合計額を計上している。
 - (3) 変動調整準備金
消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程（以下「会計規程」という。）第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てることができることとなっており、決算において剩余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

(退職報償経理)

令和7年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	円 5,076,402,329	流 動 負 債	円 13,961,620,427
現 金	50,000	未 払 金	239,940,299

預 金	4,181,053,144	未 払 給 付 引 当 金	13,721,381,000	
普 通 預 金	4,181,053,144	預 り 金	299,128	
有 價 証 券	800,002,456	固 定 負 債	20,857,068,501	
未 収 金	46,930	退 職 給 与 引 当 金	86,445,800	
未 収 収 益	95,249,799	変 動 調 整 準 備 金	20,770,622,701	
固 定 資 産	29,742,286,599	退 職 報 償 金 支 払 備 金	20,770,622,701	
	24,389,057			
有 形 固 定 資 產				
建 物 附 属 設 備	6,880,720			
減 価 償 却 累 計 額	△ 198,562	6,682,158		
器 具 及 び 備 品	25,898,030			
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,191,131	17,706,899		
無 形 固 定 資 產		33,308,090		
ソ フ ト ウ ェ ア		17,607,090		
敷 金		15,701,000		
投 資		29,684,589,452		
投 資 有 価 証 券		27,843,870,029		
国 債 ・ 地 方 債		6,699,953,110		
財 投 機 関 債		4,198,725,347		
そ の 他 の 有 価 証 券		16,945,191,572		
預 金		100,000,000		
大 口 定 期 預 金		100,000,000		
日本消防協会貸付金		1,740,719,423		
合 計		34,818,688,928	合 計	34,818,688,928

注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
償却原価法により行っている。
- 2 固定資産の減価償却方法
定額法により行っている。
- 3 引当金等の計上基準
 - (1) 退職給与引当金
役職員の退職手当の支払いに充てるため、事業年度末に在職する役職員について、自己都合等で退職した場合の期末要支給額を計上している。
 - (2) 未払給付引当金
退職消防団員への支払いに備えるため、会計規程第50条の規定による金額を計上している。
 - (3) 変動調整準備金
会計規程第52条に基づき将来の支払いを確実に履行するため、将来の災害等に備えて必要と見込まれる額を変動調整準備金として積み立てできることとなっており、決算において剩余又は不足が生じたときは、当該変動調整準備金への繰入又は戻入（取崩し）を行っている。

公示送達

上藤俊一氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第3項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した令和7年8月1日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会2025年(コシ)第199号事案の審査開始通知書

令和7年8月1日 日本弁護士連合会
弁護士名簿登録・登録換え・
登録取消し

令和7年6月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登録

(月日)	(登録番号)	(所属会)	(氏名)
6月1日	42154	第一東京	湯澤 昌己
6月1日	67303	第一東京	森脇 俊夫
6月1日	67304	第一東京	鈴木まなみ
6月1日	67305	第一東京	磯野 智資
6月1日	67306	第一東京	栗原 佑介
6月1日	67307	岐阜県	高田 敏光
6月1日	67308	福岡県	久保井すみれ
6月1日	67309	長野県	高橋 麻衣
6月17日	67310	第一東京	黒川 雄祐
6月17日	67311	第二東京	西村 公寿
6月17日	67312	第二東京	芦塚 長司
6月17日	67313	第二東京	高田 優作
6月17日	67314	第一東京	東 菜採
6月17日	67315	福岡県	新里 総季
6月17日	67316	東京	増田 光希
6月19日	48299	第一東京	志賀 歩美
6月19日	49694	東京	三宅 香菜
6月19日	53775	福岡県	札本 智広
6月19日	60626	第一東京	笛井 凉介
6月19日	67317	第二東京	與那城和音
6月19日	67318	大阪	坂本 順彥
6月19日	67319	福岡県	榎下 義康
6月19日	67320	大阪	加藤 雄大
6月19日	67321	第二東京	友添 太郎
6月19日	67322	東京	河 紗香

登録換え (月日)	(登録番号)	(新所属会)	(旧所属会)	(氏名)	6月17日	54375	第二東京	愛知県	皆元 大毅	6月17日	請求	61015	第二東京	北川 翔一		
6月1日	25553	神奈川県	東京	北澤 香織	6月17日	54430	東京	静岡県	長谷川達紀	6月23日	請求	13042	奈良	高藤 敏秋		
6月1日	38257	山口県	山形県	佐藤 充崇	6月17日	55217	第二東京	東京	桂畑龍太郎(桂畑龍太郎)	6月30日	請求	10973	東京	杉田 昌子		
6月1日	39744	埼玉県	群馬県	佐藤 亮彩	6月17日	55953	第二東京	東京	大竹 悅之	6月30日	請求	11549	東京	西村 健三		
6月1日	43711	第二東京	神奈川県	藤沖 彩	6月17日	60538	第二東京	第一東京	山口 貴弘	6月30日	請求	12334	兵庫県	宮本 清司		
6月1日	47569	東京	神奈川県	清水 茂	6月17日	60544	第二東京	第一東京	中村 理姫	6月30日	請求	28441	愛知県	森 剛		
6月1日	47617	大阪	第二東京	塚原 長秋	6月17日	61333	島根県	神奈川県	名越 健太	6月30日	請求	30085	第一東京	矢澤 (八木)聰子		
6月1日	50414	大阪	三重県	居石 孝男	6月17日	62604	東京	第二東京	久川 泰輝(泰輝)	6月30日	請求	57432	兵庫県	中山 碩		
6月1日	52343	千葉県	函館	森田 寛	6月17日	65439	愛媛	東京	水村 剛	6月30日	請求	58344	東京	黒川 真希		
6月1日	53205	大阪	東京都	木曾 誠大	6月20日	57170	第二東京	神奈川県	國田 修平	6月30日	請求	59003	東京	笹本 花生		
6月1日	53590	大阪	京都	松本 尚晃	6月23日	65368	愛媛	第二東京	三瀬 博文	6月30日	請求	59603	東京	友美		
6月1日	55754	愛知県	岐阜県	住吉 雅士	6月29日	60283	山口県	福岡県	木本 紗子	6月30日	請求	62428	第二東京	渡邊 隆之		
6月1日	58229	神奈川県	京都	田中 総一郎	6月30日	35104	愛知県	青森県	竹本 真紀	6月30日	請求	62548	第二東京	山下 雅裕		
6月1日	59259	静岡県	茨城県	能美 吉貴	6月30日	49199	愛知県	大阪	久典 瑞樹	6月30日	請求	62721	大阪	映穂		
6月1日	59629	岐阜県	愛知県	乾 哲哉	6月30日	63106	愛知県	三重県	山田 瑞樹	※職務上の氏名を使用している弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。	6月30日	請求	62861	第二東京	猪股 志織	
6月1日	59663	東京	函館	小山田 友希	登録取消し					令和7年7月1日	日本弁護士連合会					
6月1日	59723	大阪	京都	井上 真理子(三角真理子)	(月日)(事由)	(登録番号)	(所属会)	(氏名)		弁護士氏名変更の公告						
6月1日	60452	神奈川県	東京	柳沼 俊宏	6月1日	死亡	7545	東京	浜口 武人	次のとおり、弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。						
6月1日	61672	和歌山	札幌	井上 彩華	6月3日	死亡	13649	大阪	小西 久禄	所属会	登録番号	氏名(旧)	氏名(新)			
6月1日	61720	第一東京	愛知県	山中 智代	3月19日	死亡	15581	千葉県	上野 雅威	福岡県	64455	野崎 蘭里	田代 蘭里			
6月1日	61814	福岡県	広島	高田 誠	4月9日	死亡	32139	静岡県	篠原弘一郎	第二東京	36400	南部 弘樹	篠原 弘樹			
6月1日	62167	愛知県	第一東京	向 洋輝	4月9日	死亡	8430	静岡県	小長井良浩	東京	62604	石川 泰輝	久川 泰輝			
6月1日	62309	青森県	愛媛	中山龍太朗	4月28日	死亡	18120	東京	佐々木敏雄	第一東京	63564	松本 千佳	鬼形 千佳			
6月1日	62305	千葉県	沖 繩	小齊 亂奈(小齊 亂奈)	5月22日	死亡	15059	群馬県	小林 勝	第二東京	56213	宇田川 咲紀	寺岡 咲紀			
6月1日	62635	東京	第一東京	鈴木 亨	5月22日	死亡	21719	東京	大鐘 勝	東京	41065	俞 夕子	和田 夕子			
6月1日	62966	大阪	第一東京	村山創太郎	5月25日	死亡	11637	福岡県	松田 哲昌	第二東京	63719	加藤 浩太	三村 浩太			
6月1日	63602	大阪	第一東京	矢崎 秀行	5月26日	死亡	11631	福岡県	坂本 佑介	第二東京	65365	黒川 佳純	上田 佳純			
6月1日	64293	東京	群馬県	田代 藍里(野崎 藍里)	5月29日	死亡	39384	東京	中山 司朗	第二東京	56756	判治紗矢加	才野紗矢加			
6月1日	64455	福岡県	第一東京	柳井 向井	6月2日	死亡	9150	東京	久木野 利光	東京	8761	眞木 光夫	眞木 光夫			
6月1日	64668	埼玉県	愛知県	青山 智京	6月12日	死亡	12341	福岡県	福地 祐一	大阪	56616	山内 望	坂本 望			
6月1日	64835	神奈川県	東京	八巻 恭平	6月13日	死亡	12859	愛知県	瀬邊 勝	第二東京	62455	佐藤はるな	大沼はるな			
6月1日	65305	東京	広島	矢ヶ崎 和	6月14日	死亡	58703	愛知県	鈴木 大資	令和7年7月1日	日本弁護士連合会					
6月1日	65467	東京	愛知県	大塚 敏太	6月16日	死亡	10137	大分県	向井 一正							
6月4日	51331	福岡県	第一東京	馬場 俊介	6月16日	死亡	13760	岡山県	平井 昭夫							
6月17日	29262	福岡県	第二東京	三好 充	6月17日	法17 条3 号	18118	東京	小林 正明	所属会	登録番号	氏名	職務上の 氏名			
6月17日	51426	大阪	第二東京	金光 啓祐	6月17日	請求	20981	福岡県	伊黒 忠昭	東京	8761	眞木 光夫	眞木 光夫			
6月17日	56685	愛知県	第一東京	山田 皓介	6月17日	請求	56685	愛知県	山田 皓介	第二東京	36400	篠原 弘樹	南部 弘樹			
6月17日	57973	大阪	第二東京	本管由里子(宇山由里子)	6月17日	請求	57973	第一東京	本管由里子(宇山由里子)	神奈川県	54668	芦原 康貴	芦原 康貴			

第二東京	55217	桂畠龍太郎	桂畠龍太郎
第二東京	56756	才野紗矢加	判治紗矢加
第二東京	62455	大沼はるな	佐藤はるな
東京	62604	久川 泰輝	石川 泰輝
第一東京	63564	鬼形 千佳	松本 千佳
第二東京	63719	三村 浩太	加藤 浩太
福岡県	64455	田代 藍里	野崎 藍里
第二東京	65365	上田 佳純	黒川 佳純
第一東京	67304	鈴木まなみ	林 まなみ
第二東京	67317	與那城和音	與那城和音
令和7年7月1日		日本弁護士連合会	

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

(記章番号)	(所属会)	(氏名)
44242	東京	小井土直樹
59003	東京	笹本 花生
8163	第二東京	竹内 澄夫
15145	第二東京	市東 譲吉
54517	第二東京	松下 知輝
15059	群馬	小林 勝
33733	新潟県	小林 斎史
15713	大阪	松井 隆雄
60337	大阪	中澤 拓夢
24527	愛知県	森 亮爾
20981	福岡県	伊黒 忠昭
46758	福岡県	高松 賢介
令和7年7月1日	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第二東京	56195	浅子 麗	鈴木 麗
第二東京	56213	寺岡 咲紀	寺岡 咲紀
大阪	56616	坂本 望	坂本 望
令和7年7月1日		日本弁護士連合会	日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第25条第2項の規定による外国法事務弁護士の登録をしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年6月1日	G1343	ミンジィ・ホング	オーストラリア ニューサウスウェールズ州	第一東京
令和7年6月1日	G1344	ツアン・シュウチュン	中華人民共和国	京都
令和7年6月2日	G1345	ガオ・ゲエフェ	中華人民共和国	第一東京
令和7年6月17日	G1346	セツ・エン	中華人民共和国	東京
令和7年6月17日	G1347	デン・エイエイ	中華人民共和国	東京
令和7年7月1日			日本弁護士連合会	

外国法事務弁護士名簿の登録換え

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第29条に規定する外国法事務弁護士の登録換えをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	新所属会	旧所属会
令和7年6月17日	G1024	キャサリン・マリー・オコーネル	ニュージーランド	第二東京	第一東京
令和7年7月1日			日本弁護士連合会		

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第1項の規定による外国法事務弁護士の登録の取消しをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年6月7日	死亡	G856	ティモシー・アラン・マキ	アメリカ合衆国	第一東京 ニューヨーク州
令和7年6月30日	請求	G570	サミール・スレシュ・デサイ	アメリカ合衆国コロ ロンビア特別区	東京
令和7年6月30日	請求	G1297	フォン・ホアン・トラック・グエン (ニーナ・グエン)	アメリカ合衆国リ フォルニア州	第一東京
令和7年7月1日				※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。	日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	G668	グレアム・ペリー・プレストン	グレアム・プレストン
第一東京	G973	マイケル・ジョセフ・マックアーレン	マイケル・マックアーレン
第一東京	G1049	ジョセフ・アルバート・フィッシャー	ジョセフ・フィッシャー
第一東京	G1160	グレン・リチャード・ケンブリ	グレン・ケンブリ
第一東京	G1193	ラクラン・ユージン・クランシー	ラクラン・クランシー
第一東京	G1343	ミンジィ・ホング	ジュリア・ホング
京都	G1344	ツアン・シュウチュン	張秀春
第一東京	G1345	ガオ・ゲエフェ	高革慧
東京	G1346	セツ・エン	薛媛
東京	G1347	デン・エイエイ	衛衛
令和7年7月1日			日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性

上記の者は、令和7年6月18日、三重県鳥羽市菅島町のしろんご浜に漂着し、死亡しているところを発見されました。推定死亡日時は、令和7年3月頃。

身元不明のため、火葬に付し、遺骨を当市にて管理しておりますので、心当たりの方は、当市社会福祉事務所まで申し出てください。

令和7年8月1日

三重県 烏羽市長 小竹 篤

なお、期日までお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和7年8月1日 宮城県石巻市

1 墓地等所在地 石巻市南境字大衡山43番1

1 墓地等の名称 石巻市石巻靈園

1 死亡者の本籍及び氏名

石巻市大門町二丁目3 狩野清二、同 狩野容子、同 狩野真一、富谷市鷹乃杜一丁目14

藤村正喜、石巻市湊町一丁目9 藤村政雄、同 藤村正義、石巻市三ツ股三丁目55-24 阿部忠一、同 阿部はる子、牡鹿郡牡鹿町大字網地浜字網地16 阿部亀松、同 阿部モト、同 阿部六松、同 阿部タリ、同 阿部秋子、同 阿部武夫、同 阿部その、同 阿部まりえ、石巻市住吉町一丁目76 千葉ハツ、同 千葉静江、同 千葉三郎、同 千葉俊一、同 千葉恵美子、同 千葉妙子、同 千葉俊男、石巻市渡波下榎壙93-1 平野新一

1 改葬を行おうとする者 宮城県石巻市穀町14番1号 石巻市長 斎藤 正美

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年内にお申し出ください。

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓園管理を行うために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬・移転することになりますのでご承知ください。

令和7年8月1日 兵庫県尼崎市

1 墓地等所在地
兵庫県尼崎市弥生ヶ丘町2番1号

1 墓地等の名称
尼崎市弥生ヶ丘墓園

1 死亡者の本籍及び氏名

兵庫県尼崎市武庫川町2-55 田村秀雄、兵庫県尼崎市浜田町3-59 安川稔、兵庫県尼崎市建家町93 里光義、兵庫県尼崎市今福満上48-5 森田頼和、兵庫県尼崎市東本町2-92

久下歎、兵庫県尼崎市西大物町82 中田芳則、長崎県南高東郡北有馬村戸2057 八木百合子、兵庫県尼崎市東大島字春日328 松本朝成

1 改葬を行おうとする者

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長 松本 真

無縁墳墓等改葬公告

熊本都市計画道路事業1・4・1号熊本西環状線のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和7年8月1日 熊本市

1 墓地等所在地 熊本県熊本市西区池上町字煤窪2274番

1 墓地等の名称 所在地に存する墳墓

1 死亡者の本籍及び氏名 全て不詳

1 改葬を行おうとする者 熊本市中央区手取町1番1号 熊本市長 大西 一史 連絡先
熊本市役所用地課 電話 096-328-2549

公示送達

盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、書類の送付を受けるべき者が受領を拒んだ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定に基づき、書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告する。

令和7年8月1日

盛岡広域都市計画事業
道明地区土地区画整理事業
施行者 盛岡市
代表者 盛岡市長 内館 茂
記

1. 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 埼玉県入間市宮前町8番8号
氏名 佐々木とも子
住所 岩手県盛岡市向中野字細谷地36番地2
氏名 石井 雄真
住所 岩手県盛岡市向中野字細谷地36番地2
氏名 石井恵利加
住所 岩手県花巻市東町11番33号岩手銀行東町社宅302号
氏名 上田久美子
住所 岩手県宮古市花輪第17地割48番地29
氏名 坂本 正人
住所 岩手県盛岡市向中野四丁目33番25号
氏名 藤原 弘

2. 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び図面のとおり、換地処分をします。

教示

1 この通知に不服がある場合は、この通知を知った日の翌日から起算して3か月以内に岩手県知事に対し審査請求することができます。（審査請求書の記載事項については行政不服審査法第19条第2項に規定されています。）

2 この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、盛岡市を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、別紙は省略し、それらを盛岡市向中野字道明39番地6道明自治公民館の掲示板において掲示しています。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定による東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

令和7年8月1日

東駿河湾広域都市計画事業
静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業
施行者 沼津市
代表者 沼津市長 賴重 秀一
記

- 1 通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 静岡県三島市幸原218番地
氏名 松家 文夫

2 通知の内容

令和6年6月28日付沼駅区第22号で指定した仮換地について、別紙通知書のとおり仮換地の使用又は収益を開始することができる日を定めたので、土地区画整理法第99条第2項の規定により通知します。

（教示）

1. この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2. この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に沼津市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙通知書は、掲載を省略し、それらを沼津市三芳町5番17号の三芳町自治会館の掲示板において掲示します。

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、法第22条10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年8月1日 長和町長 羽田健一郎

- 1 当該建築物の所在
長和町和田字久保2434番地1

2 所有者等が行うべき措置の内容

- (1) 当該建築物の除却
- (2) 敷地内の雑草・立木等の伐採
- (3) 敷地内の残置物の撤去

3 措置の期限

令和7年8月15日

4 長和町長による措置

所有者等が3の期限までに2の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により町長又は町長が命じた者若しくは委任した者が、2の措置を行う。なお、所有者等が確認された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 長和町役場掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、長和町公告式条例第2条第2項に規定する長和町役場掲示場において掲示する。

6 問い合わせ先

長和町役場総合政策課移住定住係
電話：0268-75-2066

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道伊達市元町七番地 有限会社壺屋 代表清算人 藤田 征司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道増毛郡増毛町暑寒町三丁目一一番番地 有限会社弘版 清算人 吉田 弘

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

北海道苦小牧市東開町四丁目五番七号 株式会社M工房 代表清算人 岩坂 美佐

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

札幌市中央区北十三条西十五丁目五番二八号 株式会社さがら設計事務所 代表清算人 相良 孝一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

仙台市宮城野区扇町三丁目一四番号 ジヨンソンボイラ仙台株式会社 代表清算人 進藤 孝司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

仙台市青葉区みやぎ台一丁目八番六号 KIKIクリエート株式会社 代表清算人 石川久美子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

山形市桜田西四丁目一番四号大島医院内 特定非営利活動法人山形県トレーナー協会 代表清算人 穂積 隆史

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

群馬県太田市矢場町二七〇七番地 株式会社Y商事 代表清算人 柳田 芳典

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県水戸市千波町一八五三番地一 株式会社プロスパー 代表清算人 本田 真人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県稲敷市駒塚五五七番地 代表清算人 宮本 和也

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県笠間市下郷四〇三八番地の九 有限会社オネステージ 代表清算人 辻 正信

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

茨城県水戸市千波町一八五三番地一 加須農業集落排水P.F.I.株式会社 代表清算人 下條 一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県熊谷市弥藤吾一六〇一六 株式会社B.O.E 代表清算人 倪 天沢

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県川口市江戸二丁目四番一六号 有限会社中央建設 清算人 前原 浩代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県朝霞市西原二丁目一五番一〇号 ピーフロスト二〇七号 有限会社ティアンドエム建築設計事務所 清算人 田中 久裕

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県さいたま市南区太田窪二〇〇二番地 有限会社スペース・クリエイター 清算人 高橋 貞男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県さいたま市浦和区岸町二丁目一番五号
株式会社丸善

代表清算人 平野喜市郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

埼玉県川越市藤間一・三三番地四七
株式会社宮原商店

代表清算人 藤岡 名奈

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

千葉県館山市安布里七八〇番地
株式会社旧房洋堂

代表清算人 長尾 典子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
千葉県館山市安布里七八〇番地
株式会社旧房洋堂

代表清算人 菊池 正美

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

千葉県流山市西初石二丁目九二九番地の一
ルネサンス初石五〇七

日本テクノ有限会社
清算人 笠川 森璽

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

千葉県船橋市三咲四丁目一四番二五号
株式会社アイ設計開発

代表清算人 五十嵐大入

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

千葉県千葉市美浜区若葉三丁目一番地一
Sky10g合同会社

清算人 藤田 彩佳

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
千葉県千葉市美浜区若葉三丁目一番地一
Sky10g合同会社

清算人 鈴木 忍

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九一一二三〇号
メトロホールディングス合同会社

清算人 押田 香里

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都練馬区桜台五丁目一番二号
株式会社グロー・バルアシスト

代表清算人 樋口 利枝

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号東京
共同会計事務所内

一般社団法人Olive
代表清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号東京
共同会計事務所内

清算人 一般社団法人B.R.I.I

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区新川二丁目一二番一五号
パックマンラボトリーズ株式会社

代表清算人 於 知 花

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区新川二丁目一二番一五号
パックマンラボトリーズ株式会社

代表清算人 於 知 花

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号東京
宮益坂上プロパティーズ合同会社

清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、令和7年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日 東京都港区南青山二丁目八番二一〇五号

有限公司サムスタッフ
清算人 小笠原 悟

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区南青山二丁目八番二一〇五号

有限公司サムスタッフ
清算人 高岡さえ子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和7年七月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日 東京都新宿区若松町二四番一〇一二〇三号

合同会社HEART-EVE
清算人 高岡さえ子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和7年七月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日 東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ココファンンド2
清算人 三品 貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和7年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日 東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人ココファンンド2
代表清算人 三品 貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

D R P 合同会社
清算人 鄭 武壽

令和7年8月1日

東京都荒川区荒川三丁目六番三号

レッドサンファームズジャパン株式会社
代表清算人 山下 大介

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区元赤坂一丁目一番七号

Rインフラ4号合同会社
清算人 野坂 照光

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ジャパンインフラ15号合同会社
清算人 野坂 照光

解散公告

当社は、総社員の同意により令和7年七月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一號

サイガワソーラー合同会社
清算人 粟国 正樹

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一號

昭光通商保険サービス株式会社
代表清算人 國分 亮

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和7年七月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一二〇一號

サイガワソーラーホールディングス一般
社団法人 代表清算人 神永 信吾

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジエイ・イー・エル
清算人 神永 信吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日 東京都港区西新橋一丁目一番一号E.P.コン

サルティングサービス内

センチュリオン・ワン合同会社
清算人 目黒 正行

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都世田谷区砧五丁目九番七号

株式会社ソリッド・プラス

代表清算人 溝川 誠司

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都千代田区飯田橋一丁目九番六号

株式会社東都設計

代表清算人 矢野 博史

解散公告

当社は、会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区飯田橋一丁目九番六号

株式会社ソリッド・プラス

代表清算人 矢野 博史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都中央区湊一丁目六番一一号

株式会社シー・エム・エヌ

代表清算人 長井 光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都中央区湊一丁目六番一一号

株式会社シー・エム・アルファ

代表清算人 長井 光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

東京都品川区西五反田八丁目一〇番一四号

株式会社三ツ木寝具

代表清算人 小又理恵子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都中央区西五反田八丁目一〇番一四号

株式会社三ツ木寝具

代表清算人 小又理恵子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都港区芝浦三丁目一番九号

株式会社ドローン・オートパイロットラボ

代表清算人 三木 聰

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都台東区浅草一丁目三四番一号

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都千代田区外神田二丁目二番一五号

ウエルシアリテールソリューション株式会社

代表清算人 清田 明信

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都府中市小柳町二丁目四一番地の一

有限会社アイ・ピー・オー

清算人 岩井セツ子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都府中市小柳町二丁目四一番地の一

有限会社アイ・ピー・オー

清算人 岩井セツ子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋室町一丁目二番六号

エムデイーエー株式会社

代表清算人 佐久間和之

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇一号

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ソーラークリーンホールディングス一般社団法人

代表清算人 神戸 正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇一号

ソーラークリーンホールディングス一般社団法人

代表清算人 神戸 正樹

解散公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

静岡県周智郡森町森一七八九番地の三六
株式会社i INC

代表清算人 田丸 裕史

解散公告

当社は、令和七年五月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

静岡県富士市石坂三七七番地の二八
一般社団法人ふじ子ども・子育て支援ネット
代表清算人 佐野 行男

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

愛知県岡崎市若松東一丁目二番一四TUI
N一〇二 ワールドキャピタル株式会社
代表清算人 園田アレフ

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

愛知県海部郡蟹江町桜一丁目九七番地
丸共食品株式会社

代表清算人 山田 康弘

解散公告

当社は、令和七年七月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

三重県三重郡菰野町大字下村一〇〇四番地一二
一般社団法人特化エキスパート推進協議会

清算人 神宮司道宏

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

愛知県常滑市古場町二丁目三五番地
有限会社ナカノ
清算人 中野 義人

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

三重県松阪市田村町七二九番地
オクダ建設有限会社
清算人 奥田 茂

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

滋賀県東近江市蛇溝町二三四番地
奥村通信建設株式会社
代表清算人 奥村 博道

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

京都府伏見区奉行町一番地 桃山グラン
ドハイツ一三号

有限公司アーキファイブ建築設計工房
清算人 太田 壽夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

京都府木津川市木津川台七丁目七番地一二
株式会社ディーマン・プラザーズ

代表清算人 藤岡 幹浩

解散公告

当社は、令和七年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

京都市南区八条内田町三八番地一五
株式会社日本生命科学総研
代表清算人 米倉 和子

解散公告

当社は、令和七年七月二十五日開催の株主総会の決議により同月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

大阪市大正区三軒家東一丁目七番一八号コ
ニシビル三〇一号
株式会社メディカルケアコンフォート
代表清算人 横山 亮

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

大阪府東大阪市額田町六番一五号
株式会社キンキ
代表清算人 井野 智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日

大阪府松原市南新町六丁目一番一二号

株式会社瀬川製作所
代表清算人 濑川 雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

株式会社ベルスタッフ
代表清算人 赤羽 俊雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日

大阪市交野市私部西一丁目三六番一〇一
○二号ブルーフレーム株式会社
代表清算人 谷本 貴之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日

大阪市城東区今福西二丁目八番一三号

代表清算人 渡瀬英津郎
株式会社ハイツック

解散公告

当社は、令和7年7月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府寝屋川市本町六一七

株式会社ジエイクトマグネティック
アリング
代表清算人 原田 憲章

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府吹田市原町一丁目三八番一七号

株式会社アートリヨウ
代表清算人 畑中 良輔

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一七号

有限会社長堀住宅
清算人 細川 巴

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一七号

有限会社長堀住宅
清算人 細川 巴

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一七号

有限会社長堀住宅
清算人 細川 巴

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府枚方市茄子作一丁目四三番一七号

代表清算人 杉崎 知美

解散公告

当社は、令和7年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市東住吉区杭全一丁目一五番一八号

S D企画株式会社
代表清算人 澤田 浩和

解散公告

当社は、令和7年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市大東市御領三丁目一〇番一二号

有限会社シャイニングバンブー
清算人 松由晃一郎

解散公告

当社は、令和7年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市大東市御領三丁目一〇番一二号

有限会社シャイニングバンブー
清算人 松由晃一郎

解散公告

当社は、令和7年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市大東市御領三丁目一〇番一二号

有限会社シャイニングバンブー
清算人 松由晃一郎

解散公告

当社は、令和7年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府寝屋川市出雲町一六番三号

有限会社尾川印刷所
代表清算人 尾川 博章

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市西区京町堀二丁目九番一九号

S D企画株式会社
代表清算人 松井みどり

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市西区京町堀二丁目九番一九号

S D企画株式会社
代表清算人 松井みどり

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市西区京町堀二丁目九番一九号

S D企画株式会社
代表清算人 松井みどり

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市西区京町堀二丁目九番一九号

S D企画株式会社
代表清算人 松井みどり

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市東淀川区東中島三一六一七F

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府松原市南新町六丁目一番一二号

株式会社瀬川製作所
代表清算人 濑川 雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府松原市南新町六丁目一番一二号

株式会社瀬川製作所
代表清算人 濑川 雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府松原市南新町六丁目一番一二号

株式会社瀬川製作所
代表清算人 濑川 雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府松原市南新町六丁目一番一二号

株式会社瀬川製作所
代表清算人 濑川 雅恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府寝屋川市本町六一七

株式会社ジエイクトマグネットイック
アリング
代表清算人 原田 憲章

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年8月1日

大阪市中央区南船場一丁目九番一号

有限会社トレーニョ・ジャパン

清算人 杉田 みき

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市城東区東中浜九丁目四番五号

有限会社竹内商会

清算人 竹内 康夫

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市中央区東心斎橋一丁目八番一一一三

○六号 株式会社グッティー

代表清算人 風間 敏惠

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪府枚方市藤阪元町三丁目五番三八号

G Dシステムパートナーズ合同会社

代表清算人 山口 幸雄

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市西区立売堀六丁目六番六一四一一号

有限会社ハラウォールシステム

清算人 原 登志雄

解散公告

当社は、令和7年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

大阪市中央区加納町四丁目六番四号

株式会社ギャラリールボール

代表清算人 田中 弘美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

兵庫県姫路市飾磨区中島三一二六番地の一

日光テクニカ株式会社

代表清算人 地見 祐介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

兵庫県芦屋市浜芦屋町三番一五一六〇四号

有限会社さいわい薬局

清算人 島 サヨミ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地

湯浅小売酒販組合

清算人 岡崎 登久三

解散公告

当組合は、令和7年六月十七日開催の臨時総会の議決により、令和7年六月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

奈良市東登美ヶ丘一丁目五番七号

ナラサンライズ株式会社

代表清算人 朴 賢信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

神戸市兵庫区東山町四丁目七番地の一

神戸丸神株式会社

代表清算人 上田 幸雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

兵庫県芦屋市浜芦屋町三番一五一六〇四号

有限会社さいわい薬局

清算人 島 サヨミ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三一八五番地

湯浅小売酒販組合

清算人 岡崎 登久三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

和歌山市吉里四三番地

特定非営利活動法人チヨイお手伝い

清算人 中谷 道雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

和歌山市笠岡二三五五番地の一六

安原建鉄株式会社

代表清算人 安原猪三夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年8月1日

岡山県笠岡市笠岡二三五五番地の一六

安原建鉄株式会社

代表清算人 安原猪三夫

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

福岡市東区箱崎三一六一三

合同会社ワイロースター
清算人 李 太龍

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

長崎県佐世保市宮崎町一番五号

有限会社石井伸榮堂薬局
清算人 石井 啓樹

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

熊本県天草市今金町一二番二八号

有限会社鳥羽瀬商会
清算人 鳥羽瀬真有

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により令和七年七月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

熊本県球磨郡五木村甲六六三八番地の一

農林興業株式会社
代表清算人 杉山 俊二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字花見原四九一三番二

有限会社し&c
清算人 炭永 尚男

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎県宮崎市村角町天神田一七五三番地

有限会社アンラク印刷
清算人 安樂 裕明

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄六九六五番地

有限会社補聴器センター南九州
代表清算人 鳥原シゲ子

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

有限会社アルプラス工芸
清算人 井上 勇夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎市大字田吉三〇二番地

有限会社野崎住宅
清算人 野崎 廣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

鹿児島市上荒田町九番八号

株式会社太平建材
代表清算人 米澤 行義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

鹿児島県大島郡龍郷町吉徳八〇〇番地

株式会社吉徳プロパティ
代表清算人 田畑美千代

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

沖縄県那覇市繁多川四丁目四番八号

株式会社上間建設
代表清算人 上間美智子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日に解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月一日

沖縄県南城市大里字稻嶺二〇二二番地

有限会社エースプロジェクト

清算人 城間 尚

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年六月十九日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日
当法人は、昭和二十七年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市天美南二丁目一〇二番地
七、最後の住所大阪府枚方市堂山一丁目一一
番一六号 被相続人 死 山本喜一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月一日

大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 大阪市北区梅田一一一一大阪駅前第三ビル
ル三一階 相続財産清算人 弁護士 中尾 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市津屋崎四丁目二三六八番
地、最後の住所福岡県福津市津屋崎四丁目三
番八号 被相続人 死 河村 武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年八月一日

福岡県宗像市東郷二丁目四番一号 相続財産清算人 司法書士 森 俊章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

令和七年八月一日 石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

供託金額

一、五三九、二三一円
裁判所 神戸家庭裁判所明石支部

二項の規定により、次のとおり供託しました。
不在者財産管理人による供託公告

令和七年八月一日 兵庫県明石市本町一丁目一番二四号大日明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

不在者財産管理人による供託公告

令和七年八月一日 石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所

第1期決算公告

令和7年5月23日 東京都港区港南二丁目16番3号品川グランドセントラルタワー

Koei Group株式会社

代表取締役 岩本 守

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	流動 資 産 合 計
資 産 合 計	2,576,634
負 純 資 産 及 び 部	394,502
資 産 合 計	246,192
資 産 合 計	1,935,940
資 産 合 計	100,000
資 産 合 計	2,500,000
資 産 合 計	1,250,000
資 産 合 計	1,250,000
資 産 合 計	△664,059
資 産 合 計	△664,059
資 産 合 計	(529,809)
資 産 合 計	2,576,634

第62期決算公告

令和7年6月27日 千葉県船橋市三咲二丁目14番1号

株式会社船橋第一自動車教習所

代表取締役 澤田 宏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動 資 産 合 計
資 産 合 計	161,364
資 産 合 計	172,110
資 産 合 計	333,474
負 純 資 産 及 び 部	23,749
資 産 合 計	41,083
資 産 合 計	268,642
資 産 合 計	13,000
資 産 合 計	255,642
資 産 合 計	13,000
資 産 合 計	242,642
資 産 合 計	(2,578)
資 産 合 計	333,474

第10期決算公告

令和7年6月19日 東京都港区六本木三丁目1番1号

株式会社 SBI BITS

代表清算人 武藤 恵慈

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	流動 資 産 合 計
資 産 合 計	1,511,648
資 産 合 計	1,064,986
資 産 合 計	2,576,634
負 純 資 産 及 び 部	394,502
資 産 合 計	246,192
資 産 合 計	1,935,940
資 産 合 計	100,000
資 産 合 計	2,500,000
資 産 合 計	1,250,000
資 産 合 計	1,250,000
資 産 合 計	△664,059
資 産 合 計	△664,059
資 産 合 計	(529,809)
資 産 合 計	2,576,634

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬するにいたりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公司掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するにいたりますので、承知ください。

令和7年8月1日

一 墓地等の所在地 神奈川県鎌倉市十二所五一一

一 死亡者の区画番号、本籍及び氏名

一 墓地等の名称 鎌倉靈園

第二区二側四号 東京都台東区上野五丁目二二一

番地 北村志滿 北村通也 北村清右衛門

北村つん 北村なつ 北村善吉

第三区一三側三一号 栃木県宇都宮市中央一丁

田端町三六側五号 檜府キヨ

第三区三六側五号 神奈川県横浜市神奈川区白

楽五番地の二 廣川みどり 廣川成男 廣川

信次郎 廣川マモル 廣川ヒサ 東京都北区

第六区一四側五二号 神奈川県横浜市戸塚区東

俣野町一二三二番地 北村勇吉 北村眞佐子

第一四区一四側四八号 神奈川県横浜市青葉区

美しが丘一丁目一〇番地の一四 岡田登美

子、神奈川県横須賀市池上五丁目三六五九番

地 岡田ミネ、神奈川県横須賀市池上四丁目

一八四番地 岡田亀吉

第一七区七側三〇号 東京都中野区中央五丁目

七八番地 高橋ヤヤ子、東京都中野区本町六

丁目一六番地 高橋た可の

第二一区一側二号 神奈川県横浜市南区永田北

一丁目三六〇番の九八 堀江蓉子 堀江道

行、神奈川県横浜市南区永田町三六〇番の九

八 堀江久子

第三〇区一側一〇九号 東京都新宿区高田馬場

一丁目八六〇番地 北原あい

第三〇区三側五七号 神奈川県横浜市金沢区釜

利谷町七一七番地 日置はるあ 日置庄次

第三〇区五側二六号 神奈川県横浜市神奈川区

六角橋一丁目八九番地 宮田純一

第三八区七側二六号 愛媛県東予市国安八八五

番地 吉田千秋 吉田巖邨

第五一区二側九号 東京都港区南青山三丁目二

一番地 井上達男、東京都世田谷区成城二丁

敷一番地 富永恵、和歌山県田辺市上屋

第二地区二側一号 北海道野付郡別海町泉川二

九番地の二 竹内ミネ、北海道野付郡別海村大字厚別村字泉川原野第一地区四〇番地 竹内太郎 竹内アキ

第一〇区一便三五号 鹿児島県日置郡伊集院町 大田三一九四番地 川畑ノリ 川畑林

第一〇区三側三二号 神奈川県横浜市神奈川区 東神奈川二丁目二七番地一 最上賢治 最上加壽枝 最上常次郎 最上イマ 胎兒 加藤金

第一〇区三六側五号 上正雄 最上フン 最上コト 胎兒 加藤金

第一〇区三六側五号 八 最上代輔 最上マサ 伊藤菊三郎 最上

第一〇区三六側五号 +八 最上和平 氏名不詳

第一〇区三六側五号 承浩二 一般財団法人康信会 理事長 国部

第一〇区三六側五号 所五二 一般財団法人康信会 理事長 国部

第一〇区三六側五号 浩二 改葬を行おうとする者 神奈川県鎌倉市十二

第一〇区三六側五号 が改葬を行おうとする者 神奈川県鎌倉市十二

無縁墳墓等改葬公告

旅行業者営業保証金取扱い告白
旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項(変更登録を受けた場合)、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項(登録の抹消があった場合)、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項(旅行業協会の保証社員となつた場合)の規定により次のように公告します。
下記⑩の取扱いをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事實並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取扱いされます。

令和7年8月1日

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

旅行業者営業保証金取扱い告白
旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項(変更登録を受けた場合)、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項(登録の抹消があった場合)、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項(旅行業協会の保証社員となつた場合)の規定により次のように公告します。
下記⑩の取扱いをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事實並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取扱いされます。

令和7年8月1日

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

旅行業者営業保証金取扱い告白
旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項(変更登録を受けた場合)、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項(登録の抹消があった場合)、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項(旅行業協会の保証社員となつた場合)の規定により次のように公告します。
下記⑩の取扱いをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事實並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取扱いされます。

令和7年8月1日

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

旅行業者営業保証金取扱い告白
旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項(変更登録を受けた場合)、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項(登録の抹消があった場合)、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項(旅行業協会の保証社員となつた場合)の規定により次のように公告します。
下記⑩の取扱いをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事實並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して①の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取扱いされます。

令和7年8月1日

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

C ①株式会社ARKADEAR (ARKADEAR Travel) ②第3種旅行業 ③東京知事登録旅行業第3-7879号 ④株式会社ARKADEAR 東京都港区赤坂5丁目2-33-8F 代表取締役 才津香果 ⑤本店 東京都港区赤坂5丁目2-33-8F ⑥令和元年11月21日 ⑦令和7年6月10日 ⑧450万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都港区愛宕1-1-1 株式会社ARKADEAR 代表取締役 才津香果

B ①株式会社ドリームエアウェイズ ②地域限定旅行業 ③島根県知事登録旅行業地域-110号 ④株式会社ドリームエアウェイズ 東京都中央区日本橋富沢町8番7号 代表取締役 佐藤健治・代表取締役 松川英樹 ⑤株式会社ドリームエアウェイズ 東京都中央区日本橋富沢町8番7号 ⑥令和5年4月17日 ⑦令和7年6月17日 ⑧15万円 ⑨東京都知事 ⑩東京都中央区日本橋富沢町8番7号 株式会社ドリームエアウェイズ 代表取締役 佐藤健治・代表取締役 松川英樹

B ①auコマース&ライフ酒類販売株式会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8111号 ④auコマース&ライフ酒類販売株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号 代表取締役 桑田祐二 ⑤本社営業所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号住友不動産新宿南口ビル11F ⑥令和3年6月10日 ⑦令和7年4月4日 ⑧300万円 ⑨東京都知事 ⑩auコマース&ライフ酒類販売株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号 代表取締役 桑田祐二

B ①株式会社横浜華聯旅行社 ②第3種旅行業 ③神奈川県知事登録旅行業第3-677号 ④株式会社横浜華聯旅行社 神奈川県横浜市中区山下町126-1 代表取締役 謝成発 ⑤本社営業所 神奈川県横浜市中区山下町126-1 中華大厦 ⑥平成8年8月9日 ⑦令和6年8月9日 ⑧300万円 ⑨神奈川県知事 ⑩神奈川県横浜市中区山下町126番地の1 中華大厦 株式会社横浜華聯旅行社 代表取締役 謝成発

C ①Mini Mini Trip ②第3種旅行業 ③愛知県知事登録旅行業第3-1475号 ④ジャパンHRソリューションズ株式会社 名古屋市中区栄四丁目2-10KURIビル6階C 代表取締役 水谷昇 ⑤本社営業所 名古屋市中区栄四丁目2-10KURIビル6階C ⑥令和元年12月13日 ⑦令和7年4月28日 ⑧300万円 ⑨愛知県知事 ⑩名古屋市中区栄四丁目2-10KURIビル6階C ジャパンHRソリューションズ株式会社 代表取締役 水谷昇

B ①Hamada Gold Experience ②地域限定旅行業 ③島根県知事登録旅行業地域-115号 ④関口与哉 島根県浜田市長沢町1474番地7 ⑤関口与哉 島根県浜田市長沢町1474番地7 ⑥令和6年8月14日 ⑦令和7年7月4日 ⑧15万円 ⑨島根県知事 ⑩島根県浜田市長沢町1474番地7 関口与哉

C ①一般社団法人飯塚観光協会 ②地域限定旅行業 ③福岡県知事登録旅行業地域-969号 ④一般社団法人飯塚観光協会 福岡県飯塚市吉原町6番1号あいタウン2階 会長 岩井堂政裕 ⑤一般社団法人飯塚観光協会 福岡県飯塚市吉原町6番1号あいタウン2階 ⑥令和3年10月14日 ⑦令和7年6月4日 ⑧15万円 ⑨福岡県知事 ⑩福岡県飯塚市吉原町6番1号あいタウン2階 一般社団法人飯塚観光協会 会長 岩井堂政裕

B ①西南ツーリスト ②第3種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第3-525号 ④豊福繁樹 福岡県福岡市南区若久5丁目40-10 ⑤本社営業所 福岡県福岡市南区若久5丁目40-10 ⑥平成12年5月18日 ⑦令和7年5月18日 ⑧300万円 ⑨福岡県知事 ⑩福岡県福岡市南区若久5丁目40-10 豊福繁樹

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和7年8月1日

記

【掲載順序】（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①アジア・トリップ株式会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7968号 ④アジア・トリップ株式会社 東京都江東区門前仲町一丁目16番5号 代表取締役 時田ゆき ⑤本社営業所 東京都江東区門前仲町一丁目16番5号門仲原田ビル4階 ⑥令和2年4月9日 ⑦令和7年4月9日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社ハイファイヴ ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8192号 ④株式会社ハイファイヴ 東京都台東区小島二丁目20番11号 代表取締役 井ノ口剛 ⑤本社営業所 東京都台東区小島二丁目20番11号 ⑥令和3年1月28日 ⑦令和7年1月10日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①富銀国際株式会社 ②第3種旅行業 ③山梨県知事登録旅行業第3-350号 ④富銀国際株式会社 南都留郡忍野村忍草2416番地20 代表取締役 張有為 ⑤本社営業所 南都留郡忍野村忍草2416番地20 ⑥令和5年8月14日 ⑦令和7年6月19日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社tripUNITE ②地域限定旅行業 ③群馬県知事登録旅行業地域-541号 ④株式会社tripUNITE 高崎市新町3123番地1 代表取締役 山口慶子 ⑤本社営業所 高崎市新町3123番地1 ⑥令和6年2月29日 ⑦令和7年6月16日 ⑧3万円 ⑨15万円

A ①HOANG KIM JAPAN株式会社 ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-7994号 ④HOANG KIM JAPAN株式会社 東京都荒川区西日暮里二丁目26番5号市井ビル301号室 代表取締役 グエン、バン、ナン ⑤本社営業所 東京都台東区東上野1-1-8竹内ビル3階 ⑥令和2年5月28日 ⑦令和7年5月28日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社SEA SKY TRAVEL ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-8419号 ④株式会社セイカ（変更前：株式会社SEA SKY TRAVEL） 東京都新宿区北新宿1-12-12サンエスピル5階 代表取締役 高橋宏幸 ⑤本社営業所 東京都新宿区北新宿1-12-12サンエスピル5階 ⑥令和5年8月10日 ⑦令和7年1月27日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社北大和総合企画 ②第3種旅行業 ③奈良県知事登録旅行業第3-164号 ④有限会社北大和総合企画 奈良市学園朝日元町2丁目529番地の23 代表取締役 辻本美代子 ⑤本社営業所 奈良市学園朝日元町2丁目529番地の23 ⑥平成14年8月8日 ⑦平成17年5月20日 ⑧50万円 ⑨250万円

A ①一般社団法人静岡T a a S ②第3種旅行業 ③静岡県知事登録旅行業第3-703号 ④一般社団法人静岡T a a S 静岡市葵区沓谷五丁目14番9号 代表理事 清野吉光 ⑤本社営業所 静岡市葵区沓谷五丁目14番9号 ⑥令和3年8月19日 ⑦令和7年6月19日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社アレスコサービス ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-5654号 ④株式会社アレスコサービス 東京都港区赤坂六丁目3番12号 代表取締役 竹田昌弘 ⑤本社営業所 東京都港区赤坂六丁目3番12号リバービル4階402号 ⑥平成17年8月26日 ⑦令和7年6月25日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社エスティーオー ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-6812号 ④株式会社エスティーオー 東京都新宿区西新宿四丁目31番3号 代表取締役 榊正幸 ⑤本社営業所 東京都新宿区西新宿四丁目31番3号永谷リヴュール新宿517 ⑥平成26年8月14日 ⑦令和7年7月4日 ⑧220万円 ⑨10,879,500円

A ①有限会社来輝（ライキ・トラベル） ②第3種旅行業 ③北海道知事登録旅行業第3-519号 ④有限会社来輝 札幌市白石区菊水元町一条四丁目4番13号 取締役 高橋昭 ⑤本社営業所 札幌市厚別区もみじ台北7-1-2 ⑥平成19年6月7日 ⑦令和7年7月4日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①一般社団法人京丹後龍宮プロジェクト ②第3種旅行業 ③京都府知事登録旅行業第3-775号 ④一般社団法人京丹後龍宮プロジェクト 京丹後市丹後町間人1496番地 代表清算人 池田香代子 ⑤本社営業所 京丹後市丹後町間人556とト屋内 ⑥令和元年6月26日 ⑦令和7年6月25日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社ディブレイク ②第3種旅行業務 ③大阪府知事登録旅行業第3-1529号 ④有限会社ディブレイク 大阪市中央区平野町三丁目3番7号ニューライフ平野町1001号 代表取締役 石黒千晶 ⑤本社営業所 大阪市中央区平野町3-3-7ニューライフ平野町1001 ⑥平成4年2月21日 ⑦令和7年7月3日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①熊本国際空港株式会社 ②第3種旅行業 ③熊本県知事登録旅行業第3-272号 ④熊本国際空港株式会社 上益城郡益城町大字小谷1802番地の2 代表取締役 山川秀明 ⑤本社営業所 上益城郡益城町大字小谷1802番地の2 ⑥令和3年4月1日 ⑦令和7年3月10日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①株式会社愛岐旅行 ②第3種旅行業 ③岐阜県知事登録旅行業第3-81号 ④株式会社愛岐旅行 岐阜市岩滝東三丁目393番地 代表取締役 加藤正幸 ⑤本社営業所 岐阜市岩滝東三丁目393番地 ⑥昭和49年1月30日 ⑦令和7年6月30日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上15件

東京都港区赤坂4丁目2番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長 近藤 幸二

A ①株式会社アイ・エス・エス ②第2種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第2-7436号 ④株式会社アイ・エス・エス 東京都港区赤坂一丁目12番32号 代表取締役 花田仁 ⑤本社営業部 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル32階 ⑥平成29年9月14日 ⑦令和7年6月13日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①騰宏ツーリスト ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3-3139号 ④騰宏商事株式会社 大阪府八尾市中田二丁目86番地 代表取締役 張宇 ⑤平野営業所 大阪市平野区長吉川辺3丁目5番地4 ⑥令和5年3月24日 ⑦令和7年5月28日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上2件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号
一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年8月1日

記

【掲載順序】

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三菱地所プロパティマネジメント株式会社 ②国土交通大臣(5)第6334号 ③代表取締役 久保人司
④東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 廃止した従たる事務所 東京都千代田区永田町2-11-1
⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 三菱地所プロパティマネジメント株式会社 代表取締役 久保人司

①株式会社ホームサイト ②京都府知事(3)第12942号 ③代表取締役 岩越和也 ④京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地4 ⑤1000万円 ⑥京都府知事 ⑦京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地4 株式会社ホームサイト 代表取締役 岩越和也

三崎事業所(扇町地区)火力発電設備リフレース計画(仮)の廃止に関する公告
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)以下「法」といふ)第11条の九の規定に基づき、次のとおり公告いたします。
1、事業者の氏名及び住所(法人の場合)はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社レゾナック
代表取締役社長 高橋 秀仁
東京都港区東新橋一一九一
東京汐留ビルディング

11、第一種事業の名称、種類及び規模
名称 三崎事業所(扇町地区)火力発電設備
リフレース計画(仮)

原動力の種類 ガスタービン及び汽力
出力規模 約十七万キロワット
燃料 都市ガス及び水素
現場 神奈川県川崎市川崎区扇町五一
法第11条の九第一項各号のいずれかに該当するりんりんかつて旨及び該当した号

第一種事業の事業性の観点から、出力規模を縮小するりんりんかつたため、法第11条の九第一項第一号に該当するりんりんなりました。
令和7年8月1日

東京都港区東新橋一一九一東京汐留ビル
ディング
株式会社レゾナック
代表取締役社長 高橋 秀仁

第24期決算公告 令和7年8月1日
東京都新宿区西新宿七丁目7番26号
ユアンドアールホテルマネジメント
株式会社

代表取締役 小檜山 隆
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,210,988
	固定資産	2,310,508
	総計	798
	資産合計	5,522,295
負純 資 産 及 の び部	流动負債	1,705,529
	固定負債	282,646
	資本	3,534,118
	資本剰余金	99,000
	利益剰余金	3,435,118
	利益準備金	495
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,434,623 (794,267)
	負債・純資産合計	5,522,295

第41期決算公告 令和7年8月1日
東京都新宿区西新宿七丁目7番26号
ユニオン・シティサービス株式会社
代表取締役 小檜山 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,927,730
	固定資産	2,189,407
	資産合計	7,117,137
負純 資 産 及 の び部	流动负债	600,806
	固定负债	152,638
	資本	6,363,692
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	200,800
	利益剰余金	200,800
	利益準備金	6,062,892
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	66,120 5,996,772 (294,609)
	負債・純資産合計	7,117,137

第23期決算公告 令和7年8月1日
東京都新宿区西新宿七丁目7番26号
ユニオンサポート株式会社
代表取締役 小檜山 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	291,699
	固定資産	435,009
	資産合計	726,709
負純 資 産 及 の び部	流动负债	10,814
	固定负债	553,599
	資本	162,295
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	132,295
	利益剰余金	150
	利益準備金	132,145
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(7,976)
	負債・純資産合計	726,709

第15期決算公告 令和7年6月20日
東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
in Q's株式会社
代表取締役 白井 克彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	113,033
	固定資産	333,777
	資産合計	446,811
負純 資 産 及 の び部	流动負債	210,018
	固定負債	71,600
	資本	165,192
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	776,125
	その他資本剰余金	696,125
	利益剰余金	80,000
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△710,932 △710,932 (53,566)
	負債・純資産合計	446,811

第25期決算公告 令和7年8月1日
東京都新宿区西新宿七丁目7番26号
ユニオンキャピタル株式会社
代表取締役 小檜山 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	830,519
	固定資産	4,450,030
	資産合計	5,280,549
負純 資 産 及 の び部	流动负债	203,046
	固定负债	1,089,484
	資本	3,988,018
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	300,000
	利益準備金	3,588,017
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	24,901 3,563,117 (203,998)
	負債・純資産合計	5,280,549

第24期決算公告 令和7年8月1日
東京都新宿区西新宿七丁目7番26号
ユニオン・メディエイト株式会社
代表取締役 小檜山 隆

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,002,532
	固定資産	1,322,519
	資産合計	2,325,052
負純 資 産 及 の び部	流动负债	258,262
	固定负债	113,599
	資本	1,953,189
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	1,853,189
	利益剰余金	5,501
	利益準備金	1,847,688
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(90,843)
	負債・純資産合計	2,325,052

第3期決算公告
令和7年8月1日
東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社エンパワー
代表取締役 一木 哲郎

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	4,578
	固定資産	504,810
	合計	509,388
負純 資 産 及 の び部	流动負債	505,328
	固定負債	4,059
	資本	10,000
	資本剰余金	△5,941
	その他資本剰余金 (うち当期純損失)	△5,941 (3,284)
	合計	509,388

第12期決算公告 令和7年6月27日
東京都千代田区外神田3丁目13番8号
グローバルブルー・ティエフエス・ジャパン株式会社
代表取締役 清水 克俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	14,014,538
	固定資産	435,755
	資産合計	14,450,293
負純 資 産 及 の び部	流动负债	9,804,333
	引当金	78,041
	資本	4,645,960
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	4,445,960
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	4,445,960 (3,129,374)
	負債・純資産合計	14,450,293

第102期決算公告 令和7年8月1日
東京都中央区京橋3-12-6
有隣電気工業株式会社
代表取締役 越智 一夫

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	192,788
	固定資産	27,283
	資産合計	220,071
負純 資 産 及 の び部	流动负债	32,998
	引当金	45,834
	資本	△1,608
	資本剰余金	142,847
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	390
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	132,457 (13,370)
	負債・純資産合計	220,071

第22期決算公告
令和7年8月1日
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
東アジア連合鋼鐵株式会社
代表取締役 船越 弘文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	3,459
	固定資産	0
	合計	3,459
負純 資 産 及 の び部	流动負債	0
	固定負債	0
	資本	3,458
	資本剰余金	17
	資本準備金	3,429
	利益剰余金	11
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	11 (9)
	合計	3,459

第7期決算公告 令和7年8月1日
東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社メディカルメンバーシステム
代表取締役 一木 哲郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	31,714
	合計	31,714
負純 資 産 及 の び部	流动负债	6,010
	資本	25,705
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	3,441,636
	利益剰余金	△3,515,931
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△3,515,931 (43,639)
	合計	31,714

のる※了て※さ金すてレ
令で時本承は昭せのるのるの
らせし業債券・みずほ銀行債券・
東京は効おくお和てお消元支
京七あの知だ支二い支減金銀
都年り更らさ払た払と時と行
千八ま新せない一だい効利行
代一月せんは、年を定め民法
代田一区大手町一社丁加藤五
取締役株頭取会五藤勝彦行号
はきな以前に定め第一五二の
場合もあります債券について
のりのうよもつてごいと利関ベ
のくお知れ

第61期決算公告

令和7年6月23日
東京都中央区八重洲二丁目2番1号
大阪石油化学株式会社
代表取締役 林 裕作

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 8,658
	固定資産 13,664
	合 計 22,322
負純 資産 及の び部	流动負債 5,714
	固定負債 11,798
	株主資本 4,810
	資本剰余金 100
	利益剰余金 4,710
	利益準備金 1,250
	その他利益剰余金 3,460
	(うち当期純損失) (3)
	合 計 22,322

第7期決算公告

令和7年8月1日
東京都中央区築地4丁目1番1号
松竹ベンチャーズ株式会社
代表取締役社長 井上 貴弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 37,344
	固定資産 656
	合 計 38,000
負純 資産 及の び部	流动負債 4,788
	固定負債 33,212
	株主資本 10,000
	資本剰余金 9,000
	資本準備金 9,000
	利益剰余金 14,212
	その他利益剰余金 14,212
	(うち当期純利益) (2,982)
	合 計 38,000

第2期決算公告

令和7年8月1日
東京都港区芝5丁目7番地1号
株式会社 Painter
代表取締役 岩田 太地

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 26,599
	固定資産 905,530
	合 計 932,271
負純 資産 及の び部	流动負債 1,794
	固定負債 911,637
	株主資本 18,839
	資本剰余金 9,800
	資本準備金 9,800
	利益剰余金 9,800
	その他利益剰余金 △760
	(うち当期純利益) △760
	合 計 (958)
	合 計 932,271

第11期決算公告 令和7年8月1日

東京都中央区銀座七丁目13番6号
サガミビル2階

株式会社アロマピット
代表取締役 黒木俊一郎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 179,274
	固定資産 3,294
	合 計 182,568
負純 資産 及の び部	流动負債 28,344
	株主資本 154,224
	資本剰余金 100,000
	資本準備金 594,169
	利益剰余金 594,169
	△539,944
	△539,944
	(62,684)
	合 計 182,568

第1期決算公告

令和7年8月1日
東京都品川区大崎二丁目9番3号
大崎ウエストシティビル1階

福島ウェルネス株式会社
代表取締役 池浦 良祐

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 53,778
	固定資産 22,850
	合 計 76,628
負純 資産 及の び部	流动負債 965
	株主資本 80,294
	資本剰余金 △4,630
	100
	△4,730
	△4,730
	(4,730)
	合 計 76,628

第2期決算公告 令和7年8月1日

東京都渋谷区広尾五丁目8番14号
M S - H D 株式会社

代表取締役社長 秋山 正則

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,379,452
	固定資産 6,636,310
	合 計 10,015,763
負純 資産 及の び部	流动負債 2,176,517
	株主資本 5,300,200
	資本剰余金 2,539,046
	100,000
	3,000,000
	△560,953
	△560,953
	(153,994)
	合 計 10,015,763

第53期決算公告 令和7年6月30日

岐阜県可児市姫ヶ丘一丁目3番地
星菱電機株式会社

代表取締役 藤井 健一
代表取締役 藤井 健一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 348,409
	固定資産 242,812
	合 計 591,221
負純 資産 及の び部	流動負債 103,258
	賞与引当金 44,400
	固定負債 7,400
	役員退任慰労引当金 7,400
	株主資本 480,563
	資本剰余金 10,000
	資本準備金 470,563
	利益剰余金 2,500
	その他利益剰余金 468,063
	(18,732)
	合 計 591,221

第66期決算公告

令和7年8月1日
新潟市中央区東大通二丁目5番8号

株式会社新潟教弘
代表取締役 石井 正文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 402,792
	固定資産 5,108
	合 計 407,900
負純 資産 及の び部	流动負債 10,412
	株主資本 397,488
	資本剰余金 3,000
	△394,488
	750
	393,738
	(27,995)
	合 計 407,900

第54期決算公告 令和7年8月1日

横浜市金沢区昭和町3175番地
日飛興産株式会社

代表取締役社長 黒木 真介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,420,179
	固定資産 17,460
	合 計 1,437,639
負純 資産 及の び部	流动負債 1,142,157
	株主資本 14,338
	資本剰余金 281,143
	120,000
	1,192
	1,192
	159,952
	28,808
	131,143
	(7,602)
	合 計 1,437,639

第18期決算公告 令和7年8月1日

三重県四日市市川尻町100番地
M C J エネルギーサービス株式会社

代表取締役 千明 勝郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 2,229,932
	固定資産 559,971
	合 計 2,789,904
負純 資産 及の び部	流动負債 1,398,146
	資本剰余金 94,638
	株主資本 1,297,119
	資本準備金 50,000
	利益剰余金 50,000
	△1,197,119
	△1,197,119
	(564,249)
	合 計 2,789,904

第62期決算公告 令和7年8月1日

愛知県一宮市富士三丁目5番15号
村川設備工業株式会社

代表取締役 岡本 久

貸借対照表の要旨(令和6年9月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 675,932
	固定資産 10,838
	合 計 686,770
負純 資産 及の び部	流动負債 74,713
	賞与引当金 2,329
	固定負債 7,822
	退職給付引当金 604,234
	株主資本 20,000
	資本剰余金 584,234
	5,000
	579,234
	(27,433)
	合 計 686,770

第46期決算公告 令和7年6月26日

愛知県海部郡飛島村大字新政成

字亥之切955-1

坪内運輸株式会社

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 188,075
	固定資産 129,968
	合 計 318,043
負純 資産 及の び部	流动負債 63,804
	資本剰余金 33,600
	株主資本 220,639
	資本準備金 15,000
	△205,639
	2,571
	203,068
	(8,023)
	合 計 318,043

第29期決算公告 令和7年8月1日
島根県鹿足郡津和野町河村504番地1
株式会社フロンティア日原
代表取締役 斎藤 宜文

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 20,516
	固定資産 8,521
	資産合計 29,037
負純 資産 及の び部	流动負債 3,297
	固定負債 8,281
	負債合計 11,578
株主資本	株主資本 17,459
資本剰余金	資本剰余金 13,550
資本準備金	資本準備金 90
利益剰余金	利益剰余金 3,819
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) 3,819
	(25)
	負債・純資産合計 29,037

第5期決算公告 令和7年6月27日
和歌山県和歌山市中之島2249番地
株式会社ロカリスト
代表取締役 柿谷真樹人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 23,673
	固定資産 4,058
	合計 27,731
負純 資産 及の び部	流动负债 25,274
	固定负债 1,490
	负债合計 27,731
株主資本	株主資本 966
資本剰余金	資本剰余金 25,000
資本準備金	資本準備金 25,000
利益剰余金	利益剰余金 △49,033
その他利益剰余金(うち当期純損失)	その他利益剰余金(うち当期純損失) △49,033
	(1,365)
	合計 27,731

第24期決算公告令和7年6月27日
三重県いなべ市大安町鍋坂2262番地19
サンエイ工業株式会社代表取締役社長 中嶋 秀明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 558,152
	固定資産 60,072
	合計 618,224
負純 資産 及の び部	流动负债 277,876
	固定负债 93,224
	负债合計 247,124
株主資本	株主資本 10,000
資本剰余金	資本剰余金 237,124
資本準備金	資本準備金 2,500
利益剰余金	利益剰余金 234,624
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (17,700)
	合計 618,224

第15期決算公告

令和7年8月1日

東京都台東区東上野一丁目26番2号
一般社団法人日本宝石協会

代表理事 堀内 信之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 77,570,532
	固定資産 506,560
	合計 78,077,092
負純 資産 及の び部	流动负债 1,299,459
	负债合計 1,299,459
基 金	一般正味財産 10,000,000
一般正味財産	66,777,633
正味財産合計	76,777,633
合 計	78,077,092

第213期決算公告 令和7年8月1日山口県下関市岬之町18番12号
下関倉庫株式会社

代表取締役 平井 研一

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 757,422
	固定資産 197,106
	合計 954,528
負純 資産 及の び部	流动负债 49,399
	固定负债 0
	负债合計 905,129
株主資本	株主資本 14,760
資本剰余金	資本剰余金 14,861
資本準備金	資本準備金 (14,861)
利益剰余金	利益剰余金 875,508
利益準備金	利益準備金 (3,690)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (871,818)
	(30,173)
	负债・純資産合計 954,528

第20期決算公告令和7年8月1日
山口県下関市岬之町18番12号
足立港運株式会社

代表取締役 平井 研一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 158,633
	固定資産 13,382
	合計 172,015
負純 資産 及の び部	流动负债 7,020
	固定负债 0
	负债合計 164,995
株主資本	株主資本 12,000
資本剰余金	資本剰余金 0
資本準備金	資本準備金 152,995
利益剰余金	利益剰余金 (750)
利益準備金	利益準備金 (152,245)
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (6,273)
	负债・純資産合計 172,015

第18期決算公告

令和7年6月25日

北海道札幌市中央区南二条西
12丁目324番地11南2条藤井ビル4階
株式会社EVOTECH

代表取締役 花田 泰一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 68,444
	固定資産 5,364
	合計 73,809
負純 資産 及の び部	流动负债 14,720
	固定负债 0
株主資本	株主資本 59,088
資本剰余金	資本剰余金 3,000
資本準備金	資本準備金 56,088
利益剰余金	利益剰余金 56,088
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (16,987)
	负债・純資産合計 73,809

第1期決算公告令和7年8月1日
高知県四万十市不破出来島2058番地1
一般社団法人四万十食肉公社

代表理事 山下元一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,496
	固定資産 —
	合計 1,496
負純 資産 及の び部	流动负债 1,496
	固定负债 —
負債合計	1,496
基 金	一般正味財産 —
指定正味財産	—
一般正味財産	—
正味財産合計	—
合 計	1,496

第13期決算公告令和7年8月1日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
公益財団法人小柳財団

代表理事 大倉 一郎

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 7,248
	固定資産 2,332,432
	合計 2,339,681
負純 資産 及の び部	流动负债 11
	负债合計 11
指定正味財産	一般正味財産 2,331,832
一般正味財産	7,838
正味財産合計	2,339,670
合 計	2,339,681

第12期決算公告 令和7年6月25日
北海道江別市王子1番地
王子グリーンエネルギー江別株式会社

代表取締役 早瀬 祐一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,853,305
	固定資産 2,624,871
	合計 4,478,176
負純 資産 及の び部	流动负债 630,420
	固定负债 3,045
	负债合計 633,465
株主資本	株主資本 3,844,711
資本剰余金	資本剰余金 65,000
資本準備金	資本準備金 3,779,711
利益剰余金	利益剰余金 16,250
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) 3,763,461
	(429,508)
純資産合計	3,844,711
負債・純資産合計	4,478,176

第8期決算公告 2025年8月1日

北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地1

株式会社えんがるEサービス

代表取締役 粟津 一雄

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 185,698
	固定資産 945
	合計 186,643
負純 資産 及の び部	流动负债 73,630
株主資本	株主資本 113,012
資本剰余金	資本剰余金 100,000
資本準備金	資本準備金 13,012
利益剰余金	利益剰余金 13,012
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (5,754)
	(5,754)
合 計	186,643

第15期決算公告 2025年8月1日

北海道帯広市西24条北4丁目1番地5

株式会社とかちEサービス

代表取締役 菊地 昭彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 405,199
	固定資産 179
	合計 405,379
負純 資産 及の び部	流动负债 272,883
株主資本	株主資本 132,496
資本剰余金	資本剰余金 35,000
資本準備金	資本準備金 97,496
利益剰余金	利益剰余金 97,496
その他利益剰余金(うち当期純利益)	その他利益剰余金(うち当期純利益) (7,108)
	(7,108)
合 計	405,379

第 20 期 決 算 公 告

2025年8月1日

福島県福島市仁井田字北原3番地3

株式会社あらかわEサービス

代表取締役 笠間 信克

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 329,485 固定 資産 4,524 合 計 334,009
負純 資産 及の び部	流動 負債 140,621 株主 資本 193,388 資本 利益 150,000 その他の利益 43,388 利益 剰余金 (うち当期純利益) 43,388 (2,816) 合 計 334,009

第 12 期 決 算 公 告

2025年8月1日

秋田県横手市柳田字中村126番地

株式会社よこてEサービス

代表取締役 粟津 一雄

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 361,492 固定 資産 462 合 計 361,954
負純 資産 及の び部	流動 負債 129,815 株主 資本 232,138 資本 利益 200,000 その他の利益 32,138 利益 剰余金 (うち当期純利益) 32,138 (5,060) 合 計 361,954

第 10 期 決算公告 令和7年6月25日
青森県八戸市大字市川町字浜2番2
エム・ピー・エム・王子エコエネルギー
株式会社

代表取締役 早瀬 祐一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 9,757,350 固定 資産 4,281,136 合 計 14,038,486
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,333,196 株主 資本 12,705,289 資本 利益 400,000 資本 剰余金 400,000 資本 準備金 400,000 利益 剰余金 11,905,289 (うち当期純利益) (1,543,661) 合 計 12,705,289
	負債・純資産合計 14,038,486

第 35 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

群馬県利根郡片品村大字東小川4658番地58

丸沼高原リゾート株式会社

代表取締役 松本 哲生

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 137,783 固定 資産 22,229 合 計 160,013
負純 資産 及の び部	流動 負債 45,516 株主 資本 64,759 資本 利益 49,737 資本 剰余金 20,000 利益 準備金 29,737 その他利益 剰余金 5,000 (うち当期純利益) 24,737 (5,863) 合 計 160,013

第 3 期 決 算 公 告

2025年8月1日

栃木県小山市大字塙沢576番地15

株式会社おやまEサービス

代表取締役 今村 浩喜

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 96,246 合 計 96,246
負純 資産 及の び部	流動 負債 62 株主 資本 96,184 資本 利益 100,000 資本 剰余金 △3,815 利益 準備金 △3,815 その他利益 剰余金 (うち当期純損失) (1,860) 合 計 96,246

第 12 期 決 算 公 告

2025年8月1日

栃木県小山市大字塙沢576番地15

株式会社おやまEサービス

代表取締役 笠間 信克

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 277,999 固定 資産 266 合 計 278,265
負純 資産 及の び部	流動 負債 32,420 株主 資本 245,845 資本 利益 200,000 資本 剰余金 45,845 利益 準備金 45,845 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) (6,803) 合 計 278,265

第 13 期 決 算 公 告

2025年8月1日

千葉県船橋市大神保町1360番地1

株式会社ふなばしEサービス

代表取締役 笠間 信克

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 597,522 固定 資産 417 合 計 597,940
負純 資産 及の び部	流動 負債 264,015 株主 資本 333,924 資本 利益 300,000 資本 剰余金 33,924 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) 33,924 (7,001) 合 計 597,940

第 19 期 決 算 公 告

令和7年6月10日

千葉市花見川区三角町727番地1

千葉エコクリエイション株式会社

代表取締役社長 横須賀久敏

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,763,303 固定 資産 2,113 合 計 1,765,416
負純 資産 及の び部	流動 負債 1,590,085 株主 資本 175,331 資本 利益 30,000 資本 剰余金 145,331 利益 準備金 3,180 その他利益 剰余金 (内当期純利益) 142,151 (3,936) 合 計 1,765,416

第 56 期 決 算 公 告

令和7年7月31日

埼玉県川越市大字下赤坂1812番地の3

ウシオ商工株式会社

代表取締役 麻原 健之

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 56,247 固定 資産 76,998 合 計 133,246
負純 資産 及の び部	流動 負債 33,701 株主 資本 2,545 資本 利益 94,986 資本 剰余金 13,750 利益 準備金 53,750 その他利益 剰余金 27,486 利益 準備金 4,000 その他利益 剰余金 23,486 (うち当期純利益) (3,658) 評価・換算差額等 2,012 合 計 133,246
	負債・純資産合計 133,246

第 3 期 決 算 公 告

令和7年6月10日

千葉県君津市君津1番地

株式会社君津サンソセンター

代表取締役 上原 正弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 2,228,542 固定 資産 4,240,911 合 計 6,469,453
負純 資産 及の び部	流動 負債 3,056,825 株主 資本 3,204,200 資本 利益 208,428 資本 剰余金 50,000 資本 準備金 50,000 利益 剰余金 108,428 その他利益 剰余金 108,428 (うち当期純利益) (129,237) 合 計 6,469,453

第 2 期 決 算 公 告

2025年8月1日

千葉県柏市船戸山高野538番地

株式会社しんかしわEサービス

代表取締役 粟津 一雄

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 311,410 固定 資産 92 合 計 311,503
負純 資産 及の び部	流動 負債 208,256 株主 資本 103,247 資本 利益 100,000 資本 剰余金 3,247 利益 準備金 3,247 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) (5,113) 合 計 311,503

第 4 期 決 算 公 告

2025年8月1日

千葉県浦安市千鳥15番地2

株式会社しんうらやすEサービス

代表取締役 粟津 一雄

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 437,510 固定 資産 2,620 合 計 440,131
負純 資産 及の び部	流動 負債 321,144 株主 資本 118,987 資本 利益 100,000 資本 剰余金 18,987 利益 準備金 18,987 その他利益 剰余金 (うち当期純利益) (2,813) 合 計 440,131

第24期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社扇屋東日本 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 380 固定資産 934 合計 1,314
負純 資産 及の び部		流动负债 1,064 固定负债 2,217 株主資本 △1,967 資本準備金 50 資本剩余金 150 その他資本剩余金 50 利益剩余金 △2,167 その他利益剩余金 △2,167 (うち当期純損失) (65) 合計 1,314

第7期決算公告		2025年8月1日 東京都中央区渋谷2-8-7 日本光陽株式会社 (変更前: 陽光東洋メタルズ株式会社) 代表取締役 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額
資の 産部		流動資産 104,386,446 固定資産 43,403,877 合計 147,790,323
負純 資産 及の び部		流动负债 42,446,118 固定负债 105,344,205 株主資本 200,000,000 資本准备金 △94,655,795 資本剩余金 △94,655,795 その他資本剩余金 (41,698,486) 利益剩余金 △2,167 その他利益剩余金 △2,167 (うち当期純損失) (65) 合計 147,790,323

第7期決算公告		2025年6月27日 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 株式会社ジェイ・ウィル・エックス 代表取締役 新名 孝至 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 321 固定資産 57 合計 379
負純 資産 及の び部		流动负债 260 固定负债 5 退職給付引当金 5 株主資本 113 資本准备金 10 資本剩余金 103 その他資本剩余金 103 利益剩余金 (208) 合計 379

第20期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社一丁 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 64 固定資産 73 合計 138
負純 資産 及の び部		流动负债 488 固定负债 1,673 株主資本 △2,023 資本准备金 50 資本剩余金 50 その他資本剩余金 50 利益剩余金 △2,123 利益準備金 25 その他利益剩余金 △2,148 (うち当期純損失) (76) 合計 138

第9期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社フードリーム 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 440 固定資産 1,037 合計 1,478
負純 資産 及の び部		流动负债 522 固定负债 470 株主資本 485 資本准备金 50 資本剩余金 660 その他資本剩余金 25 利益剩余金 635 利益準備金 △224 その他利益剩余金 △224 (うち当期純損失) (74) 合計 1,478

第9期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社扇屋西日本 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 243 固定資産 1,173 合計 1,416
負純 資産 及の び部		流动负债 433 固定负债 320 株主資本 662 資本准备金 50 資本剩余金 460 その他資本剩余金 25 利益剩余金 435 利益準備金 152 その他利益剩余金 152 (うち当期純損失) (3) 合計 1,416

第16期決算公告		令和7年8月1日 東京都港区芝公園1-8-12 アイビーエス・ソフトウェア・ジャパン株式会社 代表取締役 舟越亮 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(千円)
資の 産部		流動資産 2,877,767 固定資産 2,378,696 合計 5,256,463
負純 資産 及の び部		流动负债 2,156,205 固定负债 2,102,928 株主資本 997,330 資本准备金 87,000 資本剩余金 78,000 資本準備金 78,000 利益剩余金 832,330 利益準備金 832,330 その他利益剩余金 (213,996) 合計 5,256,463

第10期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社紅とん 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 146 固定資産 428 合計 575
負純 資産 及の び部		流动负债 313 固定负债 473 株主資本 △211 資本准备金 50 資本剩余金 143 その他資本剩余金 143 利益剩余金 △405 利益準備金 11 その他利益剩余金 △417 (うち当期純損失) (56) 合計 575

第56期決算公告		2025年6月26日 東京都新宿区早稲田鶴巻町519 株式会社一源 代表取締役社長 楠元健一郎 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 106 固定資産 220 合計 326
負純 資産 及の び部		流动负债 188 固定负债 336 株主資本 △197 資本准备金 50 資本剩余金 3 その他資本剩余金 3 利益剩余金 △250 利益準備金 13 その他利益剩余金 △264 (うち当期純損失) (15) 合計 326

第5期決算公告		令和7年6月25日 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 デナジーサーマル株式会社 代表取締役 八木哲生 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 24 固定資産 154 合計 178
負純 資産 及の び部		流动负债 23 固定负债 111 株主資本 44 資本准备金 10 資本剩余金 52 その他資本剩余金 52 利益剩余金 △18 利益準備金 △18 (うち当期純損失) (4) 合計 178

第6期決算公告		令和7年6月25日 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 株式会社New Circle Energy 代表取締役 八木哲生 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(百万円)
資の 産部		流動資産 355 固定資産 479 合計 834
負純 資産 及の び部		流动负债 510 固定负债 2,188 株主資本 △1,863 資本准备金 100 資本剩余金 150 その他資本剩余金 125 利益剩余金 △2,113 利益準備金 △2,113 (うち当期純損失) (1,988) 合計 834

第5期決算公告		令和7年6月25日 東京都千代田区鍛冶町三丁目6番3号 ジャパンパーキングサービス株式会社 代表取締役 倉本周治 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)
(令和7年3月31日現在)		(単位: 円)
科 目		金額(千円)
資の 産部		流動資産 188,426 固定資産 1,946 合計 190,372
負純 資産 及の び部		流动负债 53,170 固定负债 137,202 株主資本 20,000 資本准备金 117,202 資本剩余金 117,202 (うち当期純利益) (47,537) 合計 190,372

第44期決算公告				令和7年8月1日
東京都千代田区大手町1丁目1番3号				
株式会社レオックフーズ				
代表取締役 川上勢次郎				
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)				
				科 目 金額(千円)
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計	6,062,777
	流動負債	固定負債	負債合計	30,341
				6,093,117
負純 資産 及の び部	流動資本	固定資本	債権本金	4,873,558
	流動利益	固定利益	預り金	0
				1,219,560
				110,000
				1,109,560
				27,500
				22,000
				1,060,060
				(994,097)
				合計 6,093,117

第6期決算公告									
2025年8月1日									
東京都立川市柴崎町五丁目5番5号									
株式会社たちかわEサービス									
代表取締役 石川 清貴									
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資の 産部</td> <td>流動資産 固定資産 合計</td> <td>244,807 814 245,621</td> </tr> <tr> <td>負純 資産 及の び部</td> <td>流动負債 株主資本 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計</td> <td>150,781 94,839 90,000 4,839 4,839 (5,329) 245,621</td> </tr> </tbody> </table>		科 目	金額(千円)	資の 産部	流動資産 固定資産 合計	244,807 814 245,621	負純 資産 及の び部	流动負債 株主資本 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	150,781 94,839 90,000 4,839 4,839 (5,329) 245,621
科 目	金額(千円)								
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	244,807 814 245,621							
負純 資産 及の び部	流动負債 株主資本 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 合計	150,781 94,839 90,000 4,839 4,839 (5,329) 245,621							

第 12 期 決 算 公 告			
2025 年 8 月 1 日			
東京都武蔵野市緑町三丁目 1 番 5 号			
株式会社むさしの E サービス			
代表取締役 今村 浩喜			
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)			
科 目	金額(千円)		
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	492,698 4,798 497,497	
負純 資産 及の び部	流动负债 株主資本 資本利益 その他利益 (うち当期純利益)	172,966 324,530 250,000 74,530 74,530 (19,966)	
	合 计	497,497	

第2期決算公告	令和7年8月1日
東京都港区港南二丁目15番1号	
品川インター・シティA棟22階	
株式会社ミライのゲンバ	
代表取締役 佐藤 哲太	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 112,884,006 固定資産 25,495,579 資産合計 138,379,585
負純 資 産 及 の び部	流動負債 12,163,964 固定負債 8,925,000 株主資本 △56,709,379 利益剰余金 10,000 その他利益剰余金 △56,719,379 (うち当期純損失) △56,719,379 (11,552,443) 新株予約権 174,000,000 負債・純資産合計 138,379,585

第2期決算公告		令和7年6月24日
東京都千代田区富士見二丁目10番2号		イントフォインフ株式会社
代表取締役 井上 千鶴		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産 資合計	7,190,934 4,806,970 642,041 12,639,945
負純 資 債 産 及 び部	流動負債 負債合計 株主資本 資本益 その他利益 (うち当期純損失) 純資產合計 負債・純資產合計	15,711,096 15,711,096 △3,071,151 1,000,000 △4,071,151 △4,071,151 (4,071,151) △3,071,151 12,639,945

第10期決算公告		令和7年6月17日
東京都千代田区内神田三丁目23番5号		
ピー・エム・ソリューション株式会社		
代表取締役 水嶋 望		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 資産合計	247,239 20,536 267,775
負純 資 産 及 の び部	流動負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 利息準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益)	28,683 2,154 236,938 50,000 186,938 3,750 183,188 (9,566)
	負債・純資産合計	267,775

第19期決算公告			
令和7年8月1日 東京都渋谷区神宮前三丁目21番17号			
株式会社オズビジョン 代表取締役 鈴木 良			
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	3,778,932	
	固定資産	1,591,717	
	資産合計	5,369,750	
負純 資 産 及 の び部	流动負債	4,787,928	
	ポイント引当金	3,938,822	
	固定負債	277,756	
	株主資本	304,065	
	資本剰余金	30,000	
	利益剰余金	274,065	
	その他利益剰余金	274,065	
	(うち当期純利益)	(205,640)	
		負債・純資産合計	5,369,750

第2期決算公告			
令和7年8月1日 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル11階			
Tailor株式会社 代表取締役 チー・テック・チン 貸借対照表の要旨			
(令和7年3月31日現在) (単位:円)			
科	目	金額	
資の 産部	流動資産	838,764,225	
	固定資産	1	
	合計	838,764,226	
負純 資産 及の び部	流动資本	730,000	
	股东資本	838,034,226	
	资本剩余额	500	
	利息剩余额	13,009,500	
	その他利益剩余额	825,024,226	
	(うち当期純利益)	825,024,226	
		(825,053,326)	
		合計	838,764,226

第 56 期決算公告		令和 7 年 6 月 24 日
東京都中央区日本橋小網町18番8号		
日本ロックエンジニアリング株式会社		
代表取締役 山北 宏一		
貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在)		
科 目	金 額(百万円)	
資の 産部	流動資産	1,665
	固定資産	692
	資産合計	2,357
負純 資産 及び部	流動負債	617
	固定負債	101
	定資本	1,639
	株主資本	20
	資本金	49
	資本準備金	49
	本益準備金	1,569
	利益準備金	12
	その他利益準備金	1,557
	(うち当期純利益)	(195)
	負債・純資産合計	2,357

第7期決算公告		令和7年6月25日	
東京都中央区銀座四丁目7番5号		王子グリーンエナジー徳島株式会社	
王子女取締役 早瀬祐一		代表取締役 早瀬祐一	
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)			
科 目		金額(千円)	
資の 産部	流動資産	2,125,926	
	固定資産	17,513,556	
資産合計		19,639,482	
負純 債 資 産 及 の び部	流动負債	2,612,537	
	固定負債	18,600,000	
負債合計		21,212,538	
株主資本	△1,573,055		
利益剰余金	100,000		
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△1,673,055		
純資産合計		△1,673,055	
負債・純資産合計		19,639,482	

第12期決算公告		令和7年6月25日
東京都中央区銀座四丁目7番5号		
王子グリーンエナジー日南株式会社		
代表取締役 早瀬 祐一		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,146,966
	固定資産	2,353,345
	資産合計	3,500,312
負純 資產 及の び部	流动負債	560,060
	固定負債	3,443
	株主資本	563,503
	利益剰余金	2,936,808
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,926,808
	(うち当期純利益)	2,500
	純資産合計	2,924,308
		(16,759)
	負債・純資産合計	2,936,808
	3,500,312	

第13期決算公告		令和7年6月25日
東京都中央区銀座四丁目7番5号		
王子グリーンエナジー白糠株式会社		代表取締役 早瀬 順一
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	42,287
	固定資産	113,397
資産合計		155,684
負純 資産 及の び部	流动負債	7,774
	負債合計	7,774
資産 及の び部	株主資本	147,910
	資本剰余金	10,000
資産 及の び部	利益準備金	137,910
	利益準備金	2,500
資産 及の び部	その他の利益剰余金	135,410
	(うち当期純利益)	(19,001)
純資産合計		147,910
負債・純資産合計		155,684

第 56 期 決 算 公 告

令和7年6月23日
東京都台東区浅草四丁目30番3号
株式会社スター商事
代表取締役 大熊 徹
貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	286,696
	固定資産	23,846
	合計	310,542
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 資本利益 及 の び部	259,732 14,367 36,443 24,000 12,443 1,650 10,793 (11,605)
	合計	310,542

第 6 期 決 算 公 告 令和7年8月1日

東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅テクノロジーズ1株式会社
代表取締役 佐藤 観

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	4,968
	固定資産	217,364
	合計	222,332
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	944 221,388 123,284 120,079 120,079 △23,975 △23,975 (2,934)
	合計	222,332

第 30 期 決 算 公 告 令和7年6月20日

東京都中央区銀座四丁目7番5号
クイニヨン植林株式会社
代表取締役 山口 聰康

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	54,561
	固定資産	481,501
	合計	536,062
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	420 420 株主資本 利益准备金 利益准备金 其他利益剩余金 (うち当期純損失) △21,481 19,161 (1,319) △535,642 535,642
	合計	536,062

第 9 期 決 算 公 告 令和7年6月27日

東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
株式会社 A D r i m
代表取締役 石上 炳将

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	610,596
	固定資産	67,270
	合計	677,866
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	314,850 12,577 21,850 63,071 299,944 1,000 298,944 298,944 (48,796)
	合計	677,866

第 7 期 決 算 公 告 令和7年8月1日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地1
株式会社 フィルダクト
代表取締役 金子 泰絵

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	107,403,023
	固定資産	2,237,899
	合計	109,640,922
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	93,394,789 8,970,704 7,275,429 100,000,000 109,098,932 109,098,932 △201,823,503 △201,823,503 (201,823,503)
	合計	109,640,922

第 7 期 決 算 公 告 令和7年6月25日

東京都千代田区紀尾井町1番3号
ブレインセル株式会社
代表取締役 利波 泰史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	755,662,105
	固定資産	2,136,450
	合計	757,798,555
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	35,668,978 4,400,376 722,129,577 300,000,000 300,000,000 300,000,000 122,129,577 122,129,577 (8,856,886)
	合計	757,798,555

第 15 期 決 算 公 告 令和7年8月1日

東京都中央区八丁堀四丁目10番4号
株式会社 E G L
代表取締役 小島 崇嘉

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	634,131
	固定資産	552,946
	総資産	2,942
	合計	1,190,019
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	864,679 94,200 100,172 1,800 225,167 10,500 214,667 214,667 (44,999)
	合計	1,190,019

第 5 期 決 算 公 告 令和7年8月1日

東京都港区北青山二丁目14番4号
株式会社マンガボックス
代表取締役社長 安江 亮太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	879,653
	固定資産	500,689
	合計	1,380,343
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	552,980 36,427 827,362 100,000 783,000 783,000 △55,637 △55,637 (4,592)
	合計	1,380,343

第 36 期 決 算 公 告 令和7年6月2日

東京都墨田区江東橋1丁目4番7号
株式会社エム・ディ・インツルメンツ
代表取締役 山中 通三

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	1,199
	固定資産	202
	合計	1,401
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本剩余 及 の び部	423 61 917 20 897 5 892 (11)
	合計	1,401

第 4 期 決 算 公 告

2025年8月1日
神奈川県厚木市栄町一丁目2番2号—
A205

株式会社あつぎあいこうEサービス
代表取締役 酒井 浩昭

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	14,295
	合計	14,295
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余 及 の び部	44 14,251 20,000 △5,748 △5,748 (1,566)
	合計	14,295

第 8 期 決 算 公 告

2025年8月1日
神奈川県藤沢市石川2168番地
株式会社ふじさわEサービス
代表取締役 今村 浩喜

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	417,094
	固定資産	610
	合計	417,704
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余 及 の び部	69,342 348,361 350,000 △1,638 △1,638 (3,087)
	合計	417,704

第 16 期 決 算 公 告

2025年8月1日
神奈川県平塚市東八幡五丁目8番5号
株式会社ひらつかEサービス
代表取締役 酒井 浩昭

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	170,191
	固定資産	704
	合計	170,895
負純 資 産 及 の び部	流动负债 资本 资本剩余 及 の び部	77,329 93,565 80,000 13,565 13,565 (2,381)
	合計	170,895

第5期決算公告

2025年8月1日

石川県七尾市吉田町テ部33番地

株式会社ななおEサービス

代表取締役 菊地 昭彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	111,721
固定資産	104
合 計	111,826
負純 資産 及の び部	
流动負債	71,007
株主資本	40,818
資本利益	30,000
益剰余金	10,818
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,818 (4,629)
合 計	111,826

第4期決算公告

2025年8月1日

新潟県五泉市清瀬84番地2

株式会社ごせんEサービス

代表取締役 菊地 昭彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	241,063
合 計	241,063
負純 資産 及の び部	
流动負債	1,671
株主資本	239,391
資本利益	250,000
益剰余金	△10,608
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△10,608 (5,012)
合 計	241,063

第20期決算公告 令和7年6月25日

神奈川県横浜市西区みなとみらい

二丁目3番3号

株式会社シンクパワー

代表取締役 富田 雅和

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	156,586
固定資産	67,387
合 計	223,974
負純 資産 及の び部	
流动負債	19,329
株主資本	26,773
資本利益	177,870
益剰余金	50,000
資本準備金	71,079
利益剰余金	71,079
その他利益剰余金(うち当期純損失)	56,791
合 計	56,791 (40,213)
	合 計
	223,974

第6期決算公告

2025年8月1日

静岡県伊豆市佐野字川久保456番地

株式会社いずEサービス

代表取締役 石川 清貴

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	282,574
固定資産	281
合 計	282,855
負純 資産 及の び部	
流动負債	77,724
株主資本	205,130
資本利益	200,000
益剰余金	5,130
その他利益剰余金(うち当期純利益)	5,130 (4,647)
合 計	282,855

第6期決算公告

2025年8月1日

長野県佐久市上平尾2033番地

株式会社さくEサービス

代表取締役 石川 清貴

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	121,661
固定資産	283
合 計	121,944
負純 資産 及の び部	
流动負債	100,889
株主資本	21,055
資本利益	20,000
益剰余金	1,055
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,055 (134)
合 計	121,944

第3期決算公告

2025年8月1日

福井県鯖江市下野田町第7号3番地16

株式会社さばえEサービス

代表取締役 石川 清貴

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	25,615
合 計	25,615
負純 資産 及の び部	
流动負債	206
株主資本	25,409
資本利益	30,000
益剰余金	△4,590
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△4,590 (1,566)
合 計	25,615

第8期決算公告

2025年8月1日

三重県桑名市南魚町33番地

株式会社くわなEサービス

代表取締役 菊地 昭彦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	454,001
固定資産	1,531
合 計	455,532
負純 資産 及の び部	
流动負債	122,754
株主資本	332,778
資本利益	250,000
益剰余金	82,778
その他利益剰余金(うち当期純利益)	82,778 (2,491)
合 計	455,532

第10期決算公告

2025年8月1日

三重県伊勢市西豊浜町653番地

株式会社いせEサービス

代表取締役 笠間 信克

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	168,832
固定資産	82
合 計	168,915
負純 資産 及の び部	
流动負債	65,655
株主資本	103,259
資本利益	30,000
益剰余金	73,259
その他利益剰余金(うち当期純利益)	73,259 (1,405)
合 計	168,915

第5期決算公告

2025年8月1日

静岡県湖西市吉美3294番地の47

株式会社こさいEサービス

代表取締役 作 大介

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	724,126
固定資産	609
合 計	724,735
負純 資産 及の び部	
流动负债	234,197
株主資本	368,926
資本利益	121,610
益剰余金	100,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	21,610
合 計	21,610 (5,807)
	合 計
	724,735

第62期決算公告 令和7年6月30日
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一本松2634
株式会社JA建設クリエイトさが
代表取締役社長 北村 正弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	3,271,858
固定資産	783,161
合 計	4,055,019
負純 資産 及の び部	
流动负债	2,206,935
引当金	21,585
負債	218,533
(うち引当金)	(118,533)
株主資本	1,629,551
資本利益	84,000
益剰余金	1,545,551
利益準備金	21,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,524,551 (145,189)
合 計	4,055,019

第15期決算公告 2025年8月1日
香川県丸亀市土器町北一丁目72番地2
株式会社まるがめEサービス

代表取締役 作 大介

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	328,388
固定資産	144
合 計	328,532
負純 資産 及の び部	
流动负债	179,583
株主資本	148,949
資本利益	30,000
益剰余金	118,949
その他利益剰余金(うち当期純利益)	118,949 (13,864)
合 計	328,532

第72期決算公告 令和7年8月1日
大阪市城東区古市三丁目14番26号
株式会社日宣印刷

代表取締役 後藤 稔

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流動資産	111,659
固定資産	173,974
合 計	285,634
負純 資産 及の び部	
流动负债	47,497
(うち退職給付引当)	(9,247)
株主資本	190,675
資本利益	10,000
益剰余金	180,675
利益準備金	580
その他利益剰余金(うち当期純利益)	180,095 (10,521)
合 債・純資産合計	285,634

第 16 期 決 算 公 告

令和7年6月26日

東京都千代田区丸の内三丁目4番地1

三井物産リスクソリューションズ株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 903,346
	固定 資産 64,208
合 計	967,554
負純 資産 及の び部	流動 負債 558,072 株主 資本 409,482 資本 利益 100,000 利益 剰余金 309,482 その他の利益 剰余金 25,000 利益 準備金 284,482 (うち当期純利益) (279,528)
	合 計 967,554

第 4 期 決 算 公 告

令和7年6月26日
東京都千代田区丸の内三丁目4番地1
三井物産インシュアランス・ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 1,172,040
	固定 資産 1,457,895
合 計	2,629,935
負純 資産 及の び部	流動 負債 318,267 株主 資本 287,223 資本 利益 2,024,445 利益 剰余金 100,000 その他の資本 利益 剰余金 100,000 利益 準備金 100,000 その他の利益 利益 剰余金 1,824,445 利益 準備金 25,000 その他の利益 利益 剰余金 1,799,445 (うち当期純利益) (894,590)
	合 計 2,629,935

令 和 6 年 度 決 算 公 告

令和7年6月23日
東京都文京区湯島三丁目31番6号
公益財団法人全日本科学技術協会

理事長 沖村 憲樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 83,117
	固定 資産 558,652
合 計	641,769
負味 債財 及産 びの 正部	流動 負債 10,017 負債 合計 10,017
	指定正味財産 551,585 一般正味財産 80,167 正味財産合計 631,752
	合 計 641,769

第 8 期 決 算 公 告

令和7年6月16日

富山県小矢部市清沢1061番地
公益財団法人ゴールドウイン
西田東作スポーツ振興記念財団

理事長 西田 明男

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 174,228
	固定 資産 14,000,688
合 計	14,174,917
負味 債財 及産 びの 正部	流動 負債 4,937 負債 合計 4,937
	指定正味財産 2,808,060 一般正味財産 11,361,919 特定資産充当額 11,192,538 正味財産合計 14,169,979
	合 計 14,174,917

第 13 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

横浜市保土ヶ谷区川島町646番地2

一般社団法人横浜FCスポーツクラブ

代表理事 奥寺 康彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産 58,075
	固定 資産 52,894
合 計	110,969
負純 資産 及の び部	流動 負債 42,332 純 資本 107,289 利益 剰余金 △38,652 その他の利益 剰余金 △38,652 利益 準備金 △38,652 その他の利益 剰余金 (1,171)
	合 計 110,969

決 算 公 告

令和7年6月24日

東京都目黒区青葉台三丁目1番6号

公益社団法人
成年後見支援センターHILFE

代表理事 山崎 節子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動 資産 7,273
	合 計 7,273
負味 債財 及産 びの 正部	流動 負債 859 負債 合計 859
	一般正味財産 6,413 正味財産合計 6,413
	合 計 7,273

第 58 期 決 算 公 告

令和7年6月19日

東京都中央区八丁堀4丁目6番1号
セック株式会社

代表取締役 玉野 勝一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	7,041,324	流動 負債	2,371,035
固定 資産	507,089	固定 負債	135,428
		株主 資本	5,005,636
		資本 利益	100,000
		資本 剰余金	200,000
		その他の資本 利益 剰余金	200,000
		その他の資本 利益 剰余金	4,784,006
		自己 株式	75,000
		評価・換算差額等	4,709,006
資産 合計	7,548,413	負債・純資産合計	(600,092)
			△78,370
			36,314

第 5 期 決 算 公 告

令和7年8月1日 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目7番地
アセンド株式会社

代表取締役社長 日下 瑞貴

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	258	流動 負債	131
固定 資産	27	固定 負債	158
繰延 資産	0	負債 合計	289
株主 資本		資本 利益	△3
		資本 剰余金	100
		資本 準備金	419
		その他の資本 利益 剰余金	258
		利得 剰余金	160
		その他の資本 利益 剰余金	△522
		△522	(246)
資産 合計	286	純資産 合計	△3
		負債・純資産合計	286

第 79 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

長野県千曲市大字铸物師屋150番地

株式会社M J

代表清算人 森川 潤一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動 資産	347	流動 負債	505
固定 資産	123	固定 負債	2,406
		株主 資本	△2,441
		資本 利益	100
		資本 剰余金	218
		資本 準備金	83
		その他の資本 利益 剰余金	135
		△2,737	△2,788
		△2,737	(2,439)
資産 合計	471	負債・純資産合計	△21
			471

第 1 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

東京都港区浜松町2丁目4番1号

ソメック株式会社

代表取締役 德間隆二郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
流動 資産	520,498
固定 資産	3,966
	流動 負債
	賞与引当金
	その他流動負債
	固定 負債
	退職給付引当金
	株主 資本
	資本 利益
	資本 剰余金
	その他の資本 利益 剰余金
	△281,454
	△100,000
	△174,463
	△6,990
	△6,990
	△(6,990)
資産 合計	524,464
	負債・純資産合計
	524,464

第57期決算公告

令和7年6月30日

和歌山県海南市冷水192番地5
脇浜電業株式会社
代表取締役 宮川 治貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,300,882	流动負債	56,426
固定資産	258,711	固定負債	40,511
		株主資本	1,436,413
		資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,416,413
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,413,913
		評価・換算差額等	(125,068)
		その他有価証券評価 差額金	26,242
資産合計	1,559,594	負債・純資産合計	1,559,594

第62期決算公告

令和7年8月1日

愛知県西尾市吉良町乙川北大山31番地
吉良ゴルフ株式会社
代表取締役 中村 弥生貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	814,256	流动負債	57,465
固定資産	3,173,521	固定負債	2,576,155
		負債合計	2,633,620
		株主資本	1,354,157
		資本剰余金	150,000
		利益剰余金	1,204,157
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,166,657
		評価・換算差額等	(17,393)
資産合計	3,987,777	純資産合計	1,354,157
		負債・純資産合計	3,987,777

第11期決算公告

令和7年8月1日

広島県安芸郡坂町鯛尾一丁目5番3号
広島トクヤマ生コン株式会社
代表取締役 福富 一虎貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,363,720	流动負債	494,931
固定資産	741,593	賞与引当金	9,685
		固定負債	3,036
		役員退職慰労引当金	3,036
		株主資本	1,607,346
		資本金	100,000
		資本剰余金	805,000
		資本準備金	805,000
		利益剰余金	702,346
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	702,346
資産合計	2,105,314	負債・純資産合計	2,105,314

第19期決算公告

令和7年8月1日 鳥取県鳥取市南吉方三丁目201-3
株式会社LAASIC
代表取締役 若山 幸司貸借対照表の要旨
(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,601,170	流动負債	588,317
固定資産	165,860	賞与引当金	66,974
		固定負債	232,187
		株主資本	946,280
		資本剰余金	99,680
		利益剰余金	10,800
		利益準備金	886,200
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	7,561
		自己株式	878,639
		評価・換算差額等	(146,924)
		新株予約権	△50,400
資産合計	1,767,030	負債・純資産合計	1,767,030

第27期決算公告

2025年7月31日

東京都豊島区高田三丁目14番29号
株式会社スリー・シー・コンサルティング
代表取締役 児玉 厚貸借対照表の要旨
(2025年5月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,269,910	流动負債	468,464
固定資産	343,821	固定負債	116,893
		負債合計	585,357
		株主資本	1,028,374
		資本金	50,000
		資本剰余金	124,264
		その他資本剰余金	124,264
		利益剰余金	854,109
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	854,109
		純資産合計	(102,816)
資産合計	1,613,732	負債・純資産合計	1,613,732

第60期決算公告

令和7年8月1日埼玉県飯能市大字岩渕425番地1
シャロム電子株式会社
代表取締役 戸田 学貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額
流動資産	135,067	流动負債	223,540
固定資産	61,910	固定負債	45,047
		株主資本	△70,612
		資本剰余金	12,000
		利益準備金	△82,612
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	3,000
		評価・換算差額等	△85,612
		その他の有価証券評価 差額金	(1,822)
資産合計	196,978	負債・純資産合計	196,978

第25期決算公告

令和7年6月16日

東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号
東急リバブルスタッフ株式会社
代表取締役 関根 貴志貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,023,353	流动負債	424,714
固定資産	27,113	賞与引当金	36,083
		その他の債務	388,631
		固定負債	23,735
		退職給付引当金	23,735
		株主資本	602,016
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	562,016
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	562,016
資産合計	1,050,466	負債・純資産合計	(130,707)

第121期決算公告

令和7年6月27日 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
東亜企業株式会社
代表取締役社長 関谷 弘志貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	266,745,285	流动負債	69,751,313
固定資産	545,192,053	固定負債	322,422,246
		負債合計	392,173,559
有形固定資産	515,916,387	株主資本	419,763,779
投資その他の資産	29,275,666	資本金	30,000,000
		資本剰余金	1,207,095
		資本準備金	1,207,095
		利益剰余金	388,556,684
		利益準備金	15,000,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	373,556,684
		評価・換算差額等	(72,275,258)
資産合計	811,937,338	純資産合計	419,763,779
		負債・純資産合計	811,937,338

第5期決算公告

令和7年6月27日 東京都港区虎ノ門五丁目4番1号
株式会社デジタルグロースアカデミア
代表取締役 豊川栄二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,792,743	流動負債	121,008
固定資産	2,880,097	賞与引当金	11,254
		その他の負債	109,754
		固定負債	3,633
		株主資本	4,548,198
		資本金	10,000
		資本準備金	3,829,840
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	3,819,840
		その他利益剰余金	708,358
		(うち当期純利益)	708,358
資産合計	4,672,841	負債・純資産合計	4,672,841

第10期決算公告

令和7年6月30日 東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号

GROOVE X株式会社

代表取締役社長 林 要

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,086,292	流動負債	1,293,132
固定資産	243,365	(賞与引当金)	(63,030)
		固定負債	593,990
		株主資本	4,442,494
		資本金	10,000
		資本剰余金	6,191,744
		資本準備金	6,191,744
		利益剰余金	41,759,249
		その他利益剰余金	△1,759,249
		(うち当期純損失)	(1,759,249)
資産合計	6,329,657	新株予約権	41
		負債・純資産合計	6,329,657

第34期決算公告

令和7年5月1日

福井市花堂南2丁目16番1号
福井南部商業開発株式会社

代表取締役 長谷川貴士

貸借対照表の要旨

(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の部	
流動資産	398,308
固定資産	2,698,975
合計	3,097,283
負純資産及び部	
流動負債	47,426
固定負債	2,291,482
株主資本	758,375
資本剰余金	200,000
利益剰余金	558,375
(うち当期純利益)	(61,279)
合計	3,097,283

第46期決算公告

令和7年8月1日

札幌市豊平区月寒東一条十五丁目7番20号
社会医療法人柏葉会

理事長 寺坂俊介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	1,395,997
固定資産	14,364,060
有形固定資産	13,689,665
無形固定資産	254,396
その他の資産	419,999
流動負債	1,864,299
賞与引当金	143,099
固定負債	11,763,581
退職給付引当金	117,057
役員退職慰労引当金	75,471
積立金	2,131,927
設立等積立金	868,244
繰越利益積立金	1,263,683
評価・換算差額等	250
その他有価証券評価差額金	250
資産合計	15,760,057
負債・純資産合計	15,760,057

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額
事業収益	5,527,799
(うち本来業務)	5,463,478
(うち附帯業務)	64,321
事業費用	5,344,379
(うち本来業務)	5,253,212
(うち附帯業務)	91,167
事業外収益	183,419
事業外費用	83,666
事業常利益	82,364
経常特別損失	184,721
税引前当期純利益	8,673
法人税・住民税及び事業税	89,348
当期純利益	104,046
	116
	103,930

第26期決算公告

令和7年5月1日

福井県越前市府中2丁目6番6号
武生駅北パーキング株式会社

代表取締役 長谷川貴士

貸借対照表の要旨

(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の部	
流動資産	56,665
固定資産	258,125
合計	314,790
負純資産及び部	
流動負債	74,323
固定負債	27,371
株主資本	213,096
資本剰余金	100,000
利益剰余金	113,096
(うち当期純利益)	(6,168)
合計	314,790

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有されるお客様に払戻を行いますので期間内にお申し出ください。

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】

株式会社ワールドスポーツ

【払戻し対象前払式支払手段の種類】

商品券1,000円(フィッシャーマン記載)・商品券1,000円

ギフト券1,000円・ギフト券100円

【払戻しの申出期間】

令和7年8月1日(金)午前9時00分から令和7年10月31日(金)午後5時00分

受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで(土、日、祝日は除く)

※当該期間内に申出がない場合は、本手続きから除外されます。

【問い合わせ先】

株式会社ワールドスポーツ 管理部経理課

TEL: 042-470-5020

メール: ws-keiri@world-s.jp

2025年8月1日

東京都小平市花小金井3-34-26

株式会社ワールドスポーツ

第19期決算公告 令和7年8月1日

福島県会津若松市インター西53

株式会社会津ラボ

代表取締役 松永州央

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の部	
流動資産	82,014
固定資産	32,413
合計	114,428
負純資産及び部	
流動負債	17,518
合計	17,518
株主資本	96,909
資本剰余金	29,915
利益剰余金	5,415
利潤	61,579
純資産合計	96,909
負債・純資産合計	114,428

第14期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区外神田3丁目13番8号

グローバルブルージャパン株式会社

代表取締役 清水克俊

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
流動資産	535,226
固定資産	232,459
流動負債	158,196
(賞与引当金)	(22,753)
固定負債	32,126
(金)	(32,126)
株主資本	577,363
資本剰余金	1,000,000
△15,600	△15,600
△15,600	△15,600
△407,036	△407,036
△407,036	△407,036
資産合計	767,685
負債・純資産合計	767,685

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	254,304
売上総利益	254,304
販売費及び一般管理費	240,340
営業利益	13,964
営業外収益	4,871
営業外費用	228
経常利益	18,607
税引前当期純利益	18,607
法人税・住民税及び事業税	5,540
法人税等調整額	397
当期純利益	12,670

決算公告 令和7年8月1日
 千葉県八千代市村上南一丁目5番地25
 カセイビル3階B号室
株式会社デルタウインコンサルティング
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	12,498
固定資産	2,007
資産合計	14,506
負純 資産 及の び部	
流動負債	13,718
固定負債	27,456
株主資本	△26,667
資本剰余金	69,000
資本準備金	37,309
その他資本剰余金	36,500
利益剰余金	809
その他利益剰余金	△132,977
(うち当期純損失)	△132,977
負債・純資産合計	14,506

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を六八九〇万二〇二円減少し一〇万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月三日であり、株主総会の決議は、令和七年五月三十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月1日

千葉県八千代市村上南一丁目5番地25
カセイビル3階B号室

株式会社デルタウインコンサルティング
代表取締役 伊藤 雅彦

第47期決算公告 2025年7月15日
 栃木県矢板市乙畑1951-1
大丸コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 小河原隆次
貸借対照表の要旨(2025年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	170
固定資産	111
資産合計	281
負純 資産 及の び部	
流動負債	102
固定負債	0
株主資本	179
資本剰余金	10
資本準備金	16
利益剰余金	153
その他の利益剰余金	7
(うち当期純利益)	146
負債・純資産合計	(8)
合 計	281

第19期決算公告

令和7年8月1日
 東京都世田谷区経堂5丁目4番1号
株式会社デジタルクラフト
 代表取締役 大谷 博禧
貸借対照表の要旨
 (令和6年6月30日現在) (単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	18,879,714
固定資産	14,056,202
資産合計	33,117,816
負純 資産 及の び部	
流動負債	59,947,100
固定負債	△26,829,284
株主資本	80,000,000
利益剰余金	△106,829,284
その他利益剰余金	△106,829,284
(うち当期純利益)	(763,108)
負債・純資産合計	33,117,816

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を九七〇〇万円減少し二六〇〇万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月三日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三日に予定しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年8月1日

千葉県八千代市村上南一丁目5番地25
カセイビル3階B号室

株式会社デジタルクラフト
代表取締役 大谷 博禧

第16期決算公告

令和7年5月26日
 埼玉県久喜市高柳2709番地
エム・ケイ・ワークス株式会社
 代表取締役 明周 聰
貸借対照表の要旨
 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	58,876
固定資産	4,022
資産合計	60,898
負純 資産 及の び部	
流動負債	23,522
固定負債	37,375
株主資本	8,000
利益剰余金	29,375
利益準備金	778
その他利益剰余金	28,596
(うち当期純利益)	(3,184)
合 計	60,898

第13期決算公告

令和7年8月1日
 石川県金沢市御影町10番7号
株式会社サステナジー
 代表取締役 中村 孝治
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	798,750
固定資産	63,132
資産合計	861,882
負純 資産 及の び部	
流動負債	64
固定負債	704,500
株主資本	157,317
利益剰余金	1,000
その他利益剰余金	156,317
(うち当期純利益)	156,317
合 計	(12,839)
合 計	861,882

新設分割公告
 当社は、新設分割により新設するe-Parket株式会社(住所:石川県金沢市兼六元町一五番二八号)に対して当社の営む有価証券の保有・投資事業の一部を除く全ての事業に係る権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月1日

石川県金沢市御影町10番7号
株式会社サステナジー
代表取締役 中村 孝治

第7期決算公告 令和7年8月1日
 千葉県柏市中十余二419-1
株式会社E G 柏
 代表取締役 佐久間慎一
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	40,774
固定資産	444,361
資産合計	492,610
負純 資産 及の び部	
流動負債	459,491
賞与引当金	9,080
固定負債	163,895
退職給付引当金	1,800
株主資本	△130,776
利益剰余金	10,000
その他利益剰余金	△140,776
(うち当期純損失)	△140,776
合 計	(44,951)
合 計	492,610

第49期決算公告 令和7年8月1日
 静岡県浜松市中央区下池川町15番10号
株式会社エル・エル・イー・エス・イングリッシュサービス
 代表取締役 桂 寿
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	6,987
固定資産	786
資産合計	7,773
負純 資産 及の び部	
流動負債	185
固定負債	0
株主資本	7,588
利益剰余金	12,000
その他利益剰余金	△4,411
利益準備金	75
(うち当期純損失)	△4,486
合 計	(3,679)
合 計	7,773

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年七月五日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年8月1日

静岡県浜松市中央区下池川町一五番一
○号
株式会社エル・エル・イー・エス・イングリッシュサービス
代表取締役 桂 寿

第4期決算公告 令和7年8月1日
 千葉県富里市高野687-3
株式会社E G Forest
 代表取締役 寺島 広高
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	18,584
固定資産	131,166
資産合計	149,872
負純 資産 及の び部	
流動負債	259,335
賞与引当金	7,853
固定負債	48,469
株主資本	△157,932
利益剰余金	10,000
その他利益剰余金	△167,932
(うち当期純損失)	(26,754)
合 計	149,872

第7期決算公告

令和7年8月1日
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
NOMON株式会社
代表清算人 舟江 宏行

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	124
流動資産	17
固定資産	
合 計	141
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,208
株主資本	△ 1,067
資本剰余金	10
利益剰余金	△ 1,077
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 1,077 (4)
合 計	141

第20期決算公告

2025年8月1日
愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番31号
株式会社エムケイシステム
代表取締役 山本 寿彦

貸借対照表の要旨

(2025年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	169,078
流動資産	5,866
固定資産	
合 計	174,943
負純 資産 及の び部	
流動負債	80,780
株主資本	90,000
資本剰余金	4,164
利益剰余金	51,600
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△47,436 △47,436 (33,073)
合 計	174,943

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百六十万円減少し、一千円とするにいたしました。効力発生日は令和七年九月八日であり、株主総会の決議は、令和七年七月八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年七月二十二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第12期決算公告

令和7年8月1日
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
MUアイオニックソリューションズ株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	8,338
流動資産	5,267
固定資産	
合 計	13,606
負純 資産 及の び部	
流動負債(うち賞与引当金)	3,579 (443)
株主資本	10,023
資本剰余金	350
資本準備金	7,099
その他資本剰余金	350
利益剰余金	6,749
その他利益剰余金(うち当期純利益)	2,573 2,573 (2,573)
合 計	13,606

第25期決算公告

令和7年8月1日
三重県伊勢市上地町字大久保2691番地11
エフワイ美研株式会社
代表取締役 山本 秀樹

貸借対照表の要旨(令和6年10月20日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	9,292
流動資産	1,252
固定資産	
合 計	10,544
負純 資産 及の び部	
流動負債	3,224
株主資本	13,553
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	12,000
利益剰余金	18,233
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△ 18,233 (443)
合 計	10,544

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第12期決算公告

令和7年8月1日
東京都中央区銀座一丁目20番14号
KDX銀座一丁目ビル4階

株式会社EXIDEA

代表取締役 小川 卓真

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	621,468
流動資産	250,078
固定資産	
合 計	871,546
負純 資産 及の び部	
流動負債	322,135
株主資本	327,583
資本準備金	221,828
その他資本剰余金	15,000
利益剰余金	206,828
その他利益剰余金(うち当期純損失)	206,828 (76,360)
合 計	871,546

第32期決算公告

令和7年8月1日
福岡県福岡市中央区篠丘一丁目28番74号
株式会社サンドア・アセッタマネジメント
代表取締役 三戸 道雄

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,022,126
流動資産	1,871,277
固定資産	
合 計	2,893,403
負純 資産 及の び部	
流動負債	167,619
株主資本	924,148
資本準備金	1,801,635
その他資本剰余金	10,000
利益剰余金	1,451,972
その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,307,972 144,000 339,663 339,663 (292,860)
合 計	2,893,403

資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第8期決算公告

令和7年8月1日
東京都新宿区下落合四丁目21番25号
株式会社T—NEXT

代表取締役 丹野 直人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	98,232
流動資産	466,875
固定資産	
合 計	565,108
負純 資産 及の び部	
流動負債	31,234
株主資本	533,874
資本準備金	3,800
その他資本剰余金	9,800
利益剰余金	520,274
その他利益剰余金(うち当期純損失)	520,274 (28,725)
合 計	565,108

第58期決算公告

令和7年8月1日
長崎市伊良林一丁目2番31号
株式会社西村商会

代表取締役 西村 藏

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	562,952
流動資産	147,888
固定資産	
合 計	710,840
負純 資産 及の び部	
流動負債	415,612
株主資本	295,228
資本準備金	10,500
その他資本剰余金	284,728
利益剰余金	2,625
その他利益剰余金(うち当期純利益)	282,103 (50,497)
合 計	710,840

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第9期決算公告

令和7年6月30日

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
株式会社MCアグリアライアンス

代表取締役社長 浦野 正義

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	68,421	流動負債	70,212
固定資産	1,132	賞与引当金	66
		契約損失引当金	386
		固定負債	55
		負債合計	70,267
株主資本		△713	
資本準備金		300	
資本剰余金		299	
資本準備金		299	
利益剰余金		△1,313	
その他利益剰余金		△1,313	
純資産合計		△713	
資産合計	69,553	負債・純資産合計	69,553

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	77,762
売上原価	77,685
上総利益	77
販売費及び一般管理	1,521
営業損失	1,443
営業外損益	△473
常時損失	1,916
税引前当期純損失	△1
法人税、住民税及び事業税	1,918
法人税等調整額	△22
当期純損失	△582
	1,313

第10期決算公告 令和7年8月1日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

NE銀潤株式会社

代表取締役 植田 勝典

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	33,006
資産合計	33,006
負純資産及のび部	
流動負債	2,287
負債合計	2,287
株主資本	30,719
資本剰余金	25,000
資本利益	25,000
その他利益剰余金	△19,280
(うち当期純損失)	△19,280
純資産合計	30,719
負債・純資産合計	33,006

第4期決算公告

令和7年8月1日

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号アルカセントラル18階
株式会社オンド

代表取締役社長 田部 久貴

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	550,135
固定資産	27,278
	流動負債
	27,528
	負債合計
株主資本	549,885
資本剰余金	750,000
資本準備金	750,000
利益剰余金	750,000
その他利益剰余金	△950,114
純資産合計	549,885
資産合計	577,414
	負債・純資産合計
	577,414

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科目	金額
売上高	3,192
売上総利益	3,192
販売費及び一般管理	211,178
営業損失	207,986
営業外収益	342
常時損失	207,643
税引前当期純損失	207,643
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	208,593

第16期決算公告 令和7年8月1日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

株式会社andOne

代表取締役 中村 恵夫

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	101,556
固定資産	64,188
資産合計	165,744
負純資産及のび部	
流動負債	22,065
負債合計	22,065
株主資本	143,678
資本剰余金	50,140
資本利益	35,140
その他利益剰余金	58,398
(うち当期純損失)	(5,032)
純資産合計	143,678
負債・純資産合計	165,744

第20期決算公告

2025年6月26日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

代表取締役 ダニエル・ケリガン

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,485	流動負債	26,585
固定資産	97	賞与引当金	16
		その他の固定負債	26,569
		金額商品取引責任準備金	255
株主資本		290	
資本剰余金		1,451	
資本準備金		1,600	
利益剰余金		1,468	
資本準備金		1,468	
利益剰余金		△1,617	
その他利益剰余金		△1,617	
資産合計	28,582	負債・純資産合計	28,582

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	1,885
融資収益	211
販売費及び一般管理	1,674
営業損失	1,837
営業外費用	163
常時損失	0
税引前当期純損失	162
法人税、住民税及び事業税	141
当期純損失	303
	304

第18期決算公告 令和7年8月1日

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号

株式会社プロモート

代表取締役 森元 正彦

貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	201,609
固定資産	16,038
資産合計	217,647
負純資産及のび部	
流動負債	40,469
負債合計	40,469
株主資本	177,178
資本剰余金	55,130
資本利益	15,130
その他利益剰余金	106,918
(うち当期純利益)	106,918
純資産合計	177,178
負債・純資産合計	217,647

令和6年度決算公告

令和7年8月1日

愛知県豊橋市二川町字北裏1番地の17
医療法人積善会

理事長 近藤 貴久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	3,624,669
固定資産	5,152,616
有形固定資産	4,654,594
無形固定資産	143,622
その他の資産	354,399
	流動負債
	1,088,216
	賞与引当金
	176,464
	その他の固定負債
	911,752
	固 定 負 債
	3,601,844
	退職給付引当金
	631,732
	そ の 他
	2,970,112
	負債合計
	4,690,061
	出資金
	325,000
	積立金
	3,762,224
	任意積立金
	50,000
	繰越利益積立金
	3,712,224
	純資産合計
	4,087,224
	資産合計
	8,777,285
	負債・純資産合計
	8,777,285

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

科目	金額
事業収益	7,611,916
うち本業収益	7,301,466
うち附帯業務収益	310,450
事業費用	7,336,126
うち本業費用	7,065,150
うち附帯業務費用	270,975
常時損失	275,790
事業外収益	46,192
事業外費用	27,470
常時利益	294,512
経常特別損失	3,065
税引前当期純利益	291,447
法人税、住民税及び事業税	89,023
法人税等調整額	△12,817
当期純利益	215,241

第60期決算公告 令和7年5月29日

長崎県諫早市津久葉町99番地48

株式会社日本ベネックス

代表取締役社長 小林 洋平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	3,564,865
固定資産	5,812,271
資産合計	9,377,136
負純資産及のび部	
流動負債	1,538,649
負債合計	1,538,649
株主資本	5,841,381
資本剰余金	1,997,106
資本利益	95,000
その他利益剰余金	1,307
利益準備金	2,093,528
利得	24,670
その他利益剰余金	2,068,858
(うち当期純利益)	(404,099)
自己株式	△ 192,729
負債・純資産合計	9,377,136

第21期決算公告		2025年8月1日
愛知県田原市福江町天神45番地7 渥美グリーンパワー株式会社		代表取締役 池本 幸男
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 311,727	
	固定資産 200,173	
	資産合計 511,900	
負純 資産 及び部	流动負債 12,881	
	固定負債 239,353	
	負債合計 252,234	
	株主資本 259,666	
	資本利益 40,000	
	資本余金 254,505	
	その他利益 254,505	
	(うち当期純利益) (40,877)	
	自己株式 △34,839	
	純資産合計 259,666	
	負債・純資産合計 511,900	

決 算 公 告		
令和7年8月1日		東京都渋谷区代々木四丁目34番3号
株式会社アルテリア		
代表取締役 羽田 康人		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 284,405	
	固定資産 260,556	
	資産合計 544,962	
負純 資産 及び部	流动負債 108,095	
	固定負債 159,989	
	負債合計 276,877	
	株主資本 20,000	
	資本利益 259,777	
	資本余金 259,777	
	その他利益 (11,319)	
	自己株式 △2,900	
	負債・純資産合計 544,962	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千円減少し一千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年10月1日であり、株主総会の決議は令和7年6月30日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第25期決算公告		
令和7年6月25日		
福岡県福津市花見が丘三丁目28番2号 株式会社 キューテン・グッドライフ東福岡		
代表取締役 中川 信次		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 126,225	
	固定資産 1,026,910	
	合計 1,153,135	
負純 資産 及び部	流動負債 196,394	
	固定負債 1,118,253	
	負債合計 1,416,153	
	株主資本 100,000	
	資本利益 △261,513	
	資本余金 △261,513	
	その他利益 (1,617)	
	合計 1,153,135	

決 算 公 告		
令和7年8月1日		三重県尾鷲市中川1番17号
株式会社伊藤工作所		
代表取締役 伊藤 新		
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 996,572	
	固定資産 718,733	
	合計 1,715,306	
負純 資産 及び部	流動負債 211,724	
	固定負債 75,822	
	負債合計 1,427,760	
	株主資本 33,000	
	資本利益 1,394,760	
	資本余金 6,300	
	その他利益 1,388,460	
	(うち当期純利益) (21,924)	
	合計 1,715,306	

吸収分割公告
左記会社は利吸収分割して甲は乙の不動産事業に関することにいたしましたので公告します。左記の会社分割に割り当てたのと異議のある債権者は、本公号によりお問い合わせ下さい。お問い合わせ下さい。左記のとおりです。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和7年8月1日より確定した最終事業年度はありません。

第24期決算公告		令和7年8月1日
長野県諫訪郡下諺訪町6188番地1 株式会社介護センター花岡		代表取締役 片野 雅史
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)		
科 目		
資の 産部	流動資産 808,517	
	固定資産 752,873	
	合延資産 1,656	
	合計 1,563,048	
負純 資産 及び部	流動負債 111,595	
	固定負債 82,485	
	負債合計 1,368,967	
	株主資本 40,000	
	資本利益 1,342,217	
	資本余金 10,000	
	その他利益 1,332,217	
	(うち当期純利益) (50,212)	
	自己株式 △13,250	
	合計 1,563,048	

第13期決算公告		
2025年6月30日		東京都千代田区大手町一丁目4番2号
エムシーウォーターホールディングス株式会社		
代表取締役 田代 浩介		
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)		
資産の部	負債及び純資産の部	
流動資産 345	流動負債 39,248	
固定資産 28,332	負債合計 39,248	
	株主資本 △8,069	
	資本利益 3	
	資本余金 △8,072	
	その他利益 △8,072	
	評価・換算差額等 2,502	
	繰延ヘッジ損益 △2,502	
	純資産合計 △10,571	
資産合計 28,677	負債・純資産合計 28,677	

損益計算書の要旨		
(自 2024年4月1日) (至 2025年3月31日)		(単位:百万円)
科 目	金額	
売上高	92	
費用	809	
損失	717	
業外収益	3	
業外損失	714	
常勤従業員給与	714	
税引税額	345	
法人事業税	369	
当期純損失	369	

第3期決算公告		
令和7年8月1日		
長野県上伊那郡南箕輪村田畑6215番地1 株式会社ハナオカ		
代表取締役 片野 雅史		
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 11,690	
	固定資産 42	
	合計 11,732	
負純 資産 及び部	流動負債 1,727	
	固定負債 0	
	負債合計 1,727	
	株主資本 10,004	
	資本利益 9,000	
	資本余金 1,004	
	その他利益 1,004	
	(うち当期純利益) (747)	
	自己株式 △5,500	
	合計 11,732	

第55期決算公告		令和7年8月1日
福井県坂井市春江町江留中第39号13番地 株式会社三国屋		代表取締役 上村 辰美
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)		
科 目		
資の 産部	流動資産 434,249	
	固定資産 343,723	
	合計 11,765	
負純 資産 及び部	流動負債 202,365	
	固定負債 709,788	
	負債合計 912,153	
	株主資本 △122,416	
	資本利益 61,000	
	資本余金 △177,916	
	その他利益 20,000	
	評価・換算差額等 △197,916	
	繰延ヘッジ損益 △62,786	
	自己株式 △5,500	
	合計 789,737	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五千円とすることにいたしました。効力発生日は令和7年10月1日であり、株主総会の決議は令和7年6月30日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第 8 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

群馬県前橋市表町二丁目30番3号

株式会社戸田酒店

代表取締役 柄澤 積

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産部	流動資産
	固定資産
資産合計	387,710
負債及び純資産の部	流動負債
	固定負債
	資本
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純損失)
	評価・換算差額等
	保険積立金評価差額金
投資有価証券評価差額金	△1,071
純資産合計	82,014
負債・純資産合計	387,710

第 41 期 決 算 公 告

令和7年6月27日

静岡市葵区伝馬町3番地の1

深尾ビル3階

株式会社中央コンタクト

代表取締役 藤本 亮吉

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資産部	流動資産
	固定資産
資産合計	16,826
負債及び純資産の部	流動負債
	(賞与引当金)
	(ポイント引当金)
	(製品保証引当金)
	固定負債
	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
純資産合計	16,826
負債・純資産合計	16,826

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払い戻しの公告

令和7年7月31日をもって取扱いを終了した「ギンザギフトカード」および「JAMギフト券」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻しを行います。

記

■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社オリエントコーポレーション

■ 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ギンザギフトカード

JAMギフト券

■ 払戻しの申出受付期間

2025年8月1日(金) 9:30~2025年12月1日(月) 17:30まで

※該申出期間内に申出がない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■ 申出および払戻しの方法

詳細は、弊社ホームページにてご確認いただけますようお願い申し上げます。

JAMギフト券: https://www.orico.co.jp/information/service/20250801_1.htmlギンザギフトカード: https://www.orico.co.jp/information/service/20250801_2.html

■ 払戻しに関するお問い合わせ先

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 オリコ本社ビル

問い合わせ窓口: オリコカードセンター 0120-130-971 (受付時間: 午前9時30分から午後5時30分まで(土日祝は除く))

2025年8月1日

株式会社オリエントコーポレーション

第 22 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

東京都葛飾区西新小岩三丁目5番1号

大成ファインケミカル株式会社

代表取締役 稲生 豊人

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産部	流動資産
	固定資産
資産合計	3,635,114
負債及び純資産の部	流動負債
	賞与引当金
	法定福利費引当金
	その他の
	固定負債
	退職給与引当金
	特別修繕引当金
	完工事務補修引当金
	退職金制度移行引当金
	その他の
負債合計	1,241,890
資産部	株主資本
	資本剰余金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	純資産合計
	負債・純資産合計

第 141 期 決 算 公 告

令和7年8月1日

東京都葛飾区西新小岩三丁目5番1号

大成ホールディングス株式会社

代表取締役 德倉真太郎

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産部	流動資産
	固定資産
資産合計	3,978,301
負債及び純資産の部	流動負債
	賞与引当金
	法定福利費引当金
	その他の
	固定負債
	退職給与引当金
	特別修繕引当金
	完工事務補修引当金
	退職金制度移行引当金
	その他の
負債合計	1,407,666
資産部	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	純資産合計
	負債・純資産合計

第 56 期 決 算 公 告

令和7年6月26日

東京都新宿区富久町8番22号

スカイコート株式会社

代表取締役 西田 和子

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資産部	流動資産
	固定資産
資産合計	14,612
負債及び純資産の部	流動負債
	賞与引当金
	法定福利費引当金
	その他の
	固定負債
	退職給与引当金
	役員退職慰労引当金
	瑕疵保証引当金
	その他の
	負債合計
資産部	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	利益剰余金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	純資産合計
	負債・純資産合計

第17期決算公告 令和7年8月1日
広島市東区牛田南一丁目5番24号
株式会社創生舎
代表取締役 中田 博基
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	76,624
固定資産	195,339
合 計	271,963
負純資産及のび部	
流动負債	16,372
固定負債	217,681
株主資本	37,910
利益	10,000
利益	27,910
事業準備金	1,420
繰越利益剰余金	85,000
(うち当期純利益)	△58,509 (3,003)
合 計	271,963

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 令和7年8月1日
広島市東区牛田南一丁目5番24号
代表取締役 中田 博基
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	48,972
固定資産	9,889
資産合計	58,861
負純資産及のび部	
流动負債	—
株主資本	58,861
利益	10,000
利益	48,861
その他利益剰余金	754
(うち当期純損失)	48,107
負債・純資産合計	58,861

第56期決算公告 令和7年8月1日
仙台市青葉区国分町二丁目12番10号
松葉屋不動産株式会社
代表取締役 栗村雄一郎
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	192,075
固定資産	88,499
資産合計	280,574
負純資産及のび部	
流动負債	3,575
株主資本	276,999
利益	10,000
利益	266,999
その他利益剰余金	800
(うち当期純損失)	266,199 (706)
負債・純資産合計	280,574

第58期決算公告 令和7年6月27日
山口県下関市大和町1丁目12番6号
株式会社みなと
代表取締役 三口 竜佑
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	157,881
固定資産	45,486
資産合計	203,367
負純資産及のび部	
流动負債	72,616
株主資本	98,500
利益	32,251
利益	10,000
その他利益剰余金	128,539
(うち当期純利益)	2,500
自己株式	126,039 (0)
合 計	△106,288

科 目	金額
資の産部	
流動資産	48,972
固定資産	9,889
資産合計	58,861
負純資産及のび部	
流动負債	—
株主資本	58,861
利益	10,000
利益	48,861
その他利益剰余金	754
(うち当期純損失)	48,107
負債・純資産合計	58,861

第72期決算公告 令和7年8月1日
仙台市青葉区一番町四丁目5番20号
株式会社松葉屋
代表取締役 栗村雄一郎
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	48,972
固定資産	9,889
資産合計	58,861
負純資産及のび部	
流动負債	—
株主資本	58,861
利益	10,000
利益	48,861
その他利益剰余金	754
(うち当期純損失)	48,107
負債・純資産合計	58,861

科 目	金額
資の産部	
流動資産	192,075
固定資産	88,499
資産合計	280,574
負純資産及のび部	
流动負債	3,575
株主資本	276,999
利益	10,000
利益	266,999
その他利益剰余金	800
(うち当期純損失)	266,199 (706)
負債・純資産合計	280,574

第15期決算公告 令和7年8月1日
東京都港区愛宕一丁目3番4号愛宕東洋ビル3階
オプトンジャパンAM株式会社
代表取締役 伊藤 雅哉
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科 目	金額
資の産部	
流動資産	1,681,794,654
固定資産	76,199,301
資産合計	1,757,993,955
負純資産及のび部	
流动負債	407,792,097
引当金	12,897,811
固定負債	25,600,804
退職給付引当金	25,600,804
株主資本	1,324,601,054
資本剰余金	249,500,000
資本準備金	239,500,000
利益剰余金	239,500,000
その他利益剰余金	835,601,054
(うち当期純利益)	(68,668,669)
負債・純資産合計	1,757,993,955

科 目	金額
資の産部	
流動資産	1,681,794,654
固定資産	76,199,301
資産合計	1,757,993,955
負純資産及のび部	
流动負債	407,792,097
引当金	12,897,811
固定負債	25,600,804
退職給付引当金	25,600,804
株主資本	1,324,601,054
資本剰余金	249,500,000
資本準備金	239,500,000
利益剰余金	239,500,000
その他利益剰余金	835,601,054
(うち当期純利益)	(68,668,669)
負債・純資産合計	1,757,993,955

第33期決算公告 令和7年8月1日
埼玉県朝霞市大字上内間木291番地1
フレコード株式会社
代表取締役 小澤 輝高
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	
流動資産	25
固定資産	2
資産合計	27
負純資産及のび部	
流动負債	13
固定負債	22
株主資本	△8
利益	10
利益	△18
その他利益剰余金	△18
(うち当期純損失)	(0)
負債・純資産合計	27

第49期決算公告 令和7年8月1日
東京都目黒区青葉台三丁目17番8号
株式会社スター・レジン
代表取締役 小澤 輝高
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	
流動資産	223
固定資産	77
資産合計	300
負純資産及のび部	
流动負債	150
引当金	(2)
固定負債	31
株主資本	119
利益	10
利益	109
その他利益剰余金	109
(うち当期純利益)	(48)
負債・純資産合計	300

第49期決算公告 令和7年8月1日
埼玉県朝霞市大字上内間木291番地1
株式会社スター・レジン
代表取締役 小澤 輝高
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の産部	
流動資産	223
固定資産	77
資産合計	300
負純資産及のび部	
流动負債	150
引当金	(2)
固定負債	31
株主資本	119
利益	10
利益	109
その他利益剰余金	109
(うち当期純利益)	(48)
負債・純資産合計	300

第6期決算公告

令和7年8月1日
広島市中区東千田町二丁目3番17号
株式会社モダン・アイ
代表取締役 石田 雅夫
貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	13,083
固定資産	2,633
合 計	15,717
負純資産及のび部	
流动負債	3,387
固定負債	4,139
株主資本	8,190
利益	10,000
利益	△ 1,809
その他利益	△ 1,809
(うち当期純損失)	(24)
合 計	15,717

第18期決算公告

令和7年8月1日
広島市西区中広町一丁目17番1号
株式会社モダンパック石田
代表取締役 石田 雅夫
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	240,848
固定資産	535,694
合 計	776,543
負純資産及のび部	
流动負債	128,457
固定負債	544,331
株主資本	103,753
利益	90,000
利益	13,753
その他利益	13,753
(うち当期純利益)	(15,409)
合 計	776,543

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年七月四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第31期決算公告 令和7年8月1日
京都市左京区松ヶ崎横縄手町4番地9
株式会社グランディア
代表取締役 金城 一守
貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	626,492
固定資産	6,656,779
合 計	7,283,271
負純資産及のび部	
流动負債	69,553
固定負債	2,240,410
退職給付引当金	1,364
株主資本	4,973,307
利益	10,000
利益	4,963,307
利益	1,000
利益	4,962,307
(うち当期純利益)	(277,907)
合 計	7,283,271

第9期決算公告 令和7年8月1日
京都市左京区松ヶ崎横縄手町4番地9
株式会社ゼロホールディングス
代表取締役 金城 静穂
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	4,635,632
固定資産	7,414,634
合 計	12,050,266
負純資産及のび部	
流动負債	176,310
固定負債	3,020,602
退職給付引当金	3,857
株主資本	8,853,354
利益	10,000
利益	7,486,459
その他資本剩余金	7,486,459
利益	1,356,894
利益	1,356,894
(うち当期純利益)	(259,989)
合 計	12,050,266

第11期決算公告 令和7年8月1日
三重県津市高茶屋小森町4090番地
株式会社波動
代表取締役 檜垣 清昭
貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	4,100
固定資産	17,522
合 計	21,622
負純資産及のび部	
流动負債	22,192
固定負債	5,488
株主資本	△ 6,058
利益	3,000
利益	△ 9,058
その他利益	△ 9,058
(うち当期純損失)	(819)
負債・純資産合計	21,622

第10期決算公告 令和7年8月1日
三重県津市高茶屋小森町4090番地
株式会社グランス
代表取締役 檜垣 清昭
貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	13,573
固定資産	324
合 計	13,897
負純資産及のび部	
流动負債	10,347
固定負債	3,550
株主資本	3,000
利益	550
利益	550
その他利益	550
(うち当期純利益)	(149)
負債・純資産合計	13,897

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年九月八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年七月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第43期決算公告 令和7年8月1日
愛媛県西条市港102番地の2
株式会社港新開発
代表取締役 菅 竜也
貸借対照表の要旨

(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	7,256
固定資産	35,141
合 計	42,398
負純資産及のび部	
流动負債	193
固定負債	42,204
株主資本	10,000
利益	32,204
利益	32,204
その他利益	(1,359)
合 計	42,398

第61期決算公告 令和7年8月1日
愛媛県西条市港93番地1
菅工業株式会社
代表取締役 菅 博樹
貸借対照表の要旨

(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	99,259
固定資産	145,498
合 計	244,758
負純資産及のび部	
流动負債	51,471
固定負債	146,982
株主資本	46,304
利益	30,000
利益	16,304
その他利益	240
利益	16,064
(うち当期純損失)	(3,657)
合 計	244,758

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第61期決算公告

令和7年8月1日

石川県能美市吉光町八五

アイ・ミルク北陸株式会社

代表取締役 廣田 孝司

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	735,363	流动負債	603,648
固定資産	457,851	固定負債	195,327
有形固定資産	423,369	株主資本	392,757
無形固定資産	5,037	資本剰余金	80,000
投資その他の資産	29,444	資本準備金	2,625
		利益剰余金	2,625
		利益準備金	310,132
		その他利益剰余金	17,375
		(うち当期純利益)	292,757
		評価・換算差額等	(52,013)
		その他有価証券評価差額金	1,481
			1,481
資産合計	1,193,215	負債・純資産合計	1,193,215

第14期決算公告

令和7年6月27日

新潟県新潟市中央区東大通二丁目3番28号

株式会社ネクスコ・サポート新潟

代表取締役社長 小村 雄大

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,054	流动負債	471
固定資産	422	賞与引当金	204
		その他の負債	266
		固定負債	550
		退職給付引当金	550
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	454
		資本剰余金	40
		利益剰余金	414
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	404
		(うち当期純利益)	(45)
資産合計	1,476	負債・純資産合計	1,476

第10期決算公告

令和7年8月1日

山口県宇部市相生町4番12号

株式会社スマート・コミュニティ・サポート

代表取締役 松永 州央

貸借対照表の要旨 (令和7年5月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,771	流动負債	23,685
固定資産	199,094	固定負債	99,827
		負債合計	123,512
		株主資本	121,353
		資本剰余金	40,500
		資本準備金	40,500
		利益剰余金	40,353
		利益準備金	583
		その他利益剰余金	39,770
		(うち当期純利益)	(12,591)
		純資産合計	121,353
資産合計	244,866	負債・純資産合計	244,866

第115期決算公告

令和7年8月1日

大阪市淀川区加島四丁目6番23号

日本化学機械製造株式会社

代表取締役社長 高橋 一雅

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	4,328,344	流动負債	4,014,585
固定資産	2,545,619	固定負債	1,352,617
		退職給付引当金	92,137
		株主資本	1,506,761
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	259,641
		その他資本剰余金	106,241
		利益剰余金	153,400
		利益準備金	1,147,120
		その他利益剰余金	71,250
		(うち当期純利益)	1,075,870
		評価・換算差額等	(44,173)
資産合計	6,873,964	負債・純資産合計	6,873,964

第24期決算公告

令和7年8月1日

東京都港区六本木6丁目10番3号

株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション

代表取締役 森 浩生

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,085	流动負債	32,872
固定資産	5,391	賞与引当金	977
有形固定資産	2,906	その他の負債	31,895
無形固定資産	125	固定負債	3,884
投資その他の資産	2,359	退職給付引当金	1,064
		役員退職慰労引当金	61
		その他の負債	2,758
		負債合計	36,757
		株主資本	7,720
		資本剰余金	490
		資本準備金	7,230
		その他利益剰余金	122
		評価・換算差額等	7,108
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	7,720
資産合計	44,477	負債・純資産合計	44,477

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日)

(至 令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	42,461	経常利益	4,937
売上原価	23,389	特別損益	△ 268
売上総利益	19,072	税引前当期純利益	4,668
販売費及び一般管理費	14,272	法人税、住民税及び事業税	777
営業利益	4,799	法人税等調整額	385
営業外損益	137	当期純利益	3,505

第55期決算公告

令和7年8月1日 福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字兵丹3109

東芝E-Iコントロールシステム株式会社

代表取締役社長 郡 博敏

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	6,360,532	流动負債	6,152,532
固定資産	1,463,701	固定負債	598,626
		株主資本	1,073,075
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	7,583
		その他資本剰余金	865,491
		利益準備金	42,416
		その他利益剰余金	823,075
		(うち当期純利益)	(796,592)
		評価・換算差額等	0
資産合計	7,824,233	負債・純資産合計	7,824,233

第11期決算公告

令和7年6月25日 札幌市豊平区水車町6丁目3番1号

ジャパンエレベーター・サービス北海道株式会社

代表取締役瀬戸 秀明

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	636,965	流动負債	251,546
固定資産	131,775	(うち賞与引当金)	(76,068)
		固定負債	1,868
		退職給付引当金	1,868
		株主資本	515,326
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	22,500
		その他資本剰余金	2,500
		利益剰余金	20,000
		その他利益剰余金	482,826
		(うち当期純利益)	(211,420)
資産合計	768,741	負債・純資産合計	768,741

第38期決算公告

令和7年8月1日 川崎市川崎区日進町1番地53

東芝デジタルエンジニアリング株式会社

代表取締役 三橋 和夫

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,197	流动負債	4,523
固定資産	4,106	賞与引当金	1,337
		役員賞与引当金	14
		受注損失引当金	19
		その他の	3,147
		固定負債	4,734
		退職給付引当金	4,626
		役員退職慰労引当金	14
		その他の	93
		負債合計	9,258
		株主資本	2,045
		資本金	500
		資本剰余金	68
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	68
		利益剰余金	1,476
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	1,351
		純資産合計	2,045
資産合計	11,303	負債・純資産合計	11,303

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	21,360	経常利益	2,164
売上原価	15,668	特別利益	—
売上総利益	5,692	特別損失	109
販売費及び一般管理費	3,580	税引前当期純利益	2,054
営業利益	2,111	法人税、住民税及び事業税	588
営業外収益	71	法人税等調整額	114
営業外費用	18	当期純利益	1,351

第75期決算公告

2025年8月1日

東京都中央区八丁堀4丁目5番8号

イシグロ株式会社

代表取締役社長 石黒 克司

貸借対照表の要旨

(2025年4月20日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	65,722	流动負債	45,292
固定資産	7,795	賞与引当金	795
		その他の	44,496
		固定負債	430
		退職給付引当金	77
		役員退職慰労引当金	191
		その他の	161
		負債合計	45,722
		株主資本	27,326
		資本金	100
		資本剰余金	87
		その他資本剰余金	87
		利益剰余金	27,138
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	27,092
		評価・換算差額等	468
		その他有価証券評価差額金	468
		純資産合計	27,795
資産合計	73,517	負債・純資産合計	73,517

損益計算書の要旨

(2024年4月21日から) (2025年4月20日まで) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	91,691	経常利益	5,390
売上原価	74,259	特別利益	395
売上総利益	17,432	特別損失	304
販売費及び一般管理費	12,485	税引前当期純利益	5,481
営業利益	4,946	法人税、住民税及び事業税	1,906
営業外収益	537	法人税等調整額	△ 198
営業外費用	93	当期純利益	3,773

第21期決算公告

令和7年8月1日 大阪市淀川区宮原四丁目1番9号

株式会社フジシール

代表取締役社長 京金 武司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	48,566	流动負債	35,047
固定資産	21,622	(うち賞与引当金)	(1,063)
有形固定資産	18,131	固定負債	2,218
無形固定資産	612	(うち退職給付引当金)	(2,050)
投資その他の資産	2,879	株主資本	32,922
		資本金	360
		資本剰余金	7,378
		資本準備金	5,919
		その他資本剰余金	1,459
		利益剰余金	25,184
		その他利益剰余金	25,184
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	70,188	負債・純資産合計	70,188

損益計算書の要旨(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	100,440	特別利益	32
売上原価	81,641	特別損失	126
売上総利益	18,799		8,382
販売費及び一般管理費	10,539		1,986
営業利益	8,260		147
営業外収益	323		6,249
営業外費用	107		
経常利益	8,476		

第53期決算公告

令和7年8月1日 埼玉県さいたま市大宮区上小町535番地

アルファクラブ武蔵野株式会社

代表取締役 和田 浩明

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部		
流動資産	15,217,158	流动負債	8,224,186
固定資産	59,400,521	賞与引当金	41,941
有形固定資産	45,931,298	その他の	8,182,239
無形固定資産	661,974	固定負債	53,971,035
投資その他の資産	12,807,248	退職給付引当金	59,825
		役員退職慰労引当金	636,303
		雑収入復活引当金	11,528
		その他の	53,263,376
		負債合計	62,195,221
		株主資本	12,413,119
		資本金	100,000
		資本剰余金	91,145
		資本準備金	38,229
		その他資本剰余金	52,916
		利益剰余金	12,221,974
		その他利益剰余金	12,221,974
		評価・換算差額等	9,338
		その他有価証券評価差額金	9,338
		純資産合計	12,422,457
資産合計	74,617,680	負債・純資産合計	74,617,680

損益計算書の要旨

(自令和6年5月1日) (至令和7年4月30日) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	19,530,106	経常利益	2,117,766
売上原価	4,906,957	特別利益	107,340
売上総利益	14,623,149	特別損失	1,438,332
販売費及び一般管理費	12,756,136	税引前当期純利益	786,773
		法人税、住民税及び事業税	386,834
		法人税等調整額	56,318
		当期純利益	343,620

